

平成19年度取組実績及び20年度事業計画

人権文化の構築に関する施策・事業について、平成19年度取組実績及び20年度事業計画を各局区ごとに掲載しています。

各局区等共通

【凡例】
分類 ①教育・啓発 ②保障
③相談・救済 ④推進体制・職員研修

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	刊行物等への啓発標語の掲載	本市が発行する印刷物等に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	①継続 本市が発行する印刷物等に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	各局区等	①
2	公用車による啓発（巡回啓発、ステッカー掲示）	人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図るため、憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを表示する。	①継続 人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図るため、憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを掲示する。	各局区等	①
3	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	バス営業所、地下鉄駅及び本市の施設の玄関等の人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	①継続 バス営業所、地下鉄駅及び本市の施設の玄関等の人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	各局区等	①
4	コミュニティセンターにおける啓発活動	「憲法月間」「人権月間」の取組に合わせて、映画上映会の開催やパネル展示等を行うことにより、人権問題に関する学習機会を提供し、人権尊重の気運を高め、人権意識の高揚を図ることを目的とする。 【実績】 各区役所・支所のコミュニティセンターを参照	①継続 「憲法月間」「人権月間」の取組に合わせて、映画上映会の開催やパネル展示等を行うことにより、人権問題に関する学習機会を提供し、人権尊重の気運を高め、人権意識の高揚を図ることを目的とする。 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っている。	各区・支所 コミュニティセンター	①
5	地域団体の人権研修支援（資料提供等）	地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。	①継続 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。	各区・支所	①
6	市庁舎等の身障者・高齢者対応設備の設置・改修	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	各局区等	②
7	人権行政に関する情報の職員への提供	職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。	①継続 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。	各局区等	④
8	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。	①継続 人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。	各局区等	④
9	人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備	自主的な人権研修を促進するための条件整備を図るため、職員研修センター等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、人権問題を職員の主体的な取組とするために、自主的に研修を企画、実施するため職員が人権問題について勉強会や研修を行うための資料の提供、講師の紹介、研修時間の確保などの協力を行う。	①継続 自主的な人権研修を促進するための条件整備を図るため、職員研修センター等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、人権問題を職員の主体的な取組とするために、自主的に研修を企画、実施するため職員が人権問題について勉強会や研修を行うための資料の提供、講師の紹介、研修時間の確保などの協力を行う。	各局区等	④
10	職員研修	人権文化の構築に関する理解を深めるため、5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。	①継続 人権文化の構築に関する理解を深めるため、5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。	各局区等	④

総合企画局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 市民しんぶん CD（デ ィジー）版の発 行		〔目的〕 すべてに市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障 害のある方にも市政に関する情報を提供するため、従来の テープ版に加え、市民しんぶんCD（ディジー）版を発行 する（20年度中頃に実施予定）。 〔内容〕 発行部数（毎月） 全市版・区版 各100部	総合企画局広 報課	①
2	【新規】 テレビ広報の 一部への字幕 挿入		〔目的〕 すべてに市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障 害のある方にも市政に関する情報を提供するため、テレビ 広報番組の一部に字幕を挿入する。（20年度中頃に実施 予定） 〔内容〕 広報番組の市政ニュースコーナーで字幕放送を実施	総合企画局広 報課	①
3	各種広報媒体 を活用した広 報啓発活動の 展開	人権文化の構築に向け、市民しんぶんやテレビ・ラジオの市政番組 等を活用し、人権教育に関して、市民が学習を進める上で有効な情報 を収集し、市民に情報提供を行った。 【実績】 ○市民しんぶん記事 5月1日号「5月は憲法月間」、8月1日号「8月は人権強調月間」 、12月1日号「12月は人権月間」 毎号、「心の力ギ」コーナーで人権に関する寄稿文掲載 その他、人権啓発イベント等を随時掲載 ○テレビ番組 「京のまち」特集 … 4/22 「ユニバーサルデザインを知ろう」 … 8/19 「目指せ！男女共同参画社会」 … 12/16 「障害者スポーツ」 … 3/30 「ウエルカムトゥウキョウト」 「京のまち」のイフォーメーションで関連イベント紹介 ○ラジオ番組 人権啓発番組「明日への歩み」毎日曜放送 「KYOTO CITY PUBLIC LINE」で関連 イベント紹介 ○京都駅前大型電光文字表示装置 人権標語を随時発信	①継続 19年度と同様	総合企画局 広報課	①
4	市民しんぶん 点字版	すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障害のある方 にも市政に関する情報を提供するため、市民しんぶん点字版・拡大 版・テープ版を発行した。 【実績】 発行部数（毎月） 点字版 … 340部（全市版）、365部（区版） 拡大版 … 530部（全市版）、560部（区版） テープ版…360部（全市版）、360部（区版） ※テープ版は、CD発行後は各310部	①継続 19年度と同様	総合企画局 広報課	①
5	インターネッ トによる情報 の発信	すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、視覚に障害のある方 や外国籍の市民等、市政に関する情報の入手が困難な方に対し、イン ターネットによる英語・ハングル・中国語の市政情報の発信、ホーム ページのアクセシビリティ推進等を行う。 【実績】 アクセス数 京都市のHP（総ページ） 93, 101, 552件 （平成19年度） 外国語のHP（総ページ） 1, 320, 554件 （平成19年度）	①継続 ホームページに関する専門的な知識や技能がなくても、作 成・更新が容易に行える「ホームページ作成支援シス テム」に、ウェブアクセシビリティ対応機能を盛り込み導入 することにより、ウェブアクセシビリティへのさらなる対 応、迅速な更新、市ホームページ全体の統一感を上げ、あ らゆる利用者にとって利用しやすいホームページを発信し ていく。	総合企画局 広報課	①
6	広報媒体を活 用した集中的 な啓発活動の 展開（憲法月 間・人権月間 等における啓 発活動）	人権尊重の機運を高める契機とするため、5月の憲法月間や12月の 人権月間等において、市民しんぶんやラジオ等において集中的な啓発 活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 【実績】 ○市民しんぶん 5月1日号、8月1日号、12月1日号で、人権特集 ○ラジオ番組 「DING! DONG! TIME きょうと」で 5月6日放送「憲法月間」 8月5日放送「人権強調月間」 12月23日放送「人権月間」 ○京都駅前電光ニュース表示装置 5（憲法月間）、8（人権強調月間）、 12月（人権月間）に人権標語を発信	①継続 ラジオ番組については、番組再編により同番組は廃止と なったが、他の番組内で啓発を行っていく。	総合企画局 広報課	①

総務局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業	京都市国際交流会館に市政に関する知識を有する通訳者（英語及び中国語）を配置し、外国籍市民が行政窓口等で意思疎通を図れない場合や、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、電話を通じて通訳及び相談を行う。 【実績】 開始日：平成19年10月2日 実施日時：英語 毎週火・木曜日10:00～16:00 中国語 毎週水・金曜日10:00～16:00 利用者数：計69人（英語31人、中国語27人、その他11人）	①継続 昨年度の実績を踏まえ、行政機関及び外国籍市民に対する事業の周知を徹底し、サービスの利用を促進する。	総務局 国際化推進室	②
2	局区等研修の奨励・支援	◎ 職場研修総合テキストの充実 研修の進め方、研修プラン、研修教材などを内容とする「職場研修総合テキスト」の充実を図る。 【実績】「市民対応」及び「人権文化」について、20年3月に追録を配付	①継続 職場研修総合テキストの充実 研修の進め方、研修プラン、研修教材などを内容とする「職場研修総合テキスト」の更なる充実を目指す。	総務局 職員研修センター	④
3	職場研修推進者の養成	職場において人権研修をはじめとする職場研修の計画や実施運営、職員に対する適切な指導ができるよう、指導育成力の向上のための研修を行う。 【実績】（いずれも京都御池創生館で実施） 1 階層別研修 指導育成力向上研修（6月12日、7月26日、8月27日、10月17日、11月2日、2月1日） 「人権文化」（596名） 講師：栗本敦子（Facilitator's LABO） 2 自主研修講座 第2回交流セミナー（1月23日） 「『マンガを読む』ことと差別の関係」（15名） 講師：吉村和真（京都精華大学マンガ学部准教授、京都国際マンガミュージアム研究総括室長）	①継続 職場研修の計画や実施運営、職員に対する適切な指導ができるよう、指導育成力の向上を目指す。	総務局 職員研修センター	④
4	局区等研修の奨励・支援	局区等において人権研修が積極的かつ効果的に進められるよう、以下のとおり奨励・支援を行う。 ◎ 職員研修支援窓口及び研修教材閲覧コーナーの充実 人権研修に係る研修内容に関する相談、会場の貸出し、講師紹介、各種研修会の開催情報の提供等を積極的に行うとともに、研修教材閲覧コーナーにおける職員研修に活用する教材や資料の充実を図る。 ◎ 職場研修総合テキストの配付等 職場における人権研修の進め方、研修プラン、研修教材などを内容とする職場研修実施のための総合的なテキストを局区等へ配付し、また、内容の更なる充実を図る。	①継続 19年度と同様に、局区等において人権研修が積極的かつ効果的に進められるよう、支援等を行う。	総務局 職員研修センター	④
5	小・中学生社会見学受け入れ事業（国際交流協会）	小・中学生の社会見学授業やグループ活動に対し、国際交流会館の団体見学を受け入れ、国際交流協会の事業概要や京都における外国人を取り巻く状況の説明を行うほか、会館で行われているイベント等の見学や留学生等とのふれあいを通し、外国人が地域社会で共に暮らす同じ市民であることの理解を深めてもらうことができた。 10校より256名の児童・生徒を受け入れ。	①継続 昨年度の実績をふまえ、より多くの児童・生徒に参加してもらえるように宣伝をし、実施する。	総務局 国際化推進室	①
6	人権教育の推進（学生指導）	新入生に対し人権に対する意識を高めるために、大学でのキャンパスハラスメントについて、その問題と背景、対応などについて講演を行った。 【実績】 実施日 平成19年4月10日 場所 学内講堂 内容「大学のキャンパスハラスメントとその対応」 講演者 榮橋ファミリークリニック理事 臨床心理士 辻 法子 氏 参加者 約300人	①継続 新入生に対し人権に対する意識を高めるために、大学でのキャンパスハラスメントについて、その問題と背景、対応などについて講演を行う。 （平成20年4月10日の新入生オリエンテーション時に実施済）	総務局 芸術大学	①
7	市庁舎等の身障者・高齢者対応設備の設置・改修	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身障者や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	①継続 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、より身障者や高齢者が安心して利用しやすい市庁舎を目指す。	総務局 総務課	②
8	人権教育の推進（学生指導）	日々の学生指導において、人権教育を推進していく。また、学生自治会と共に障害を持った学生への援助の方法について考える。	①継続 19年度と同様に日々学生に人権教育を推進していく。 （学生自治会との平成20年度前期交渉 7月下旬及び後期交渉 12月下旬において、障害を持った学生への援助の方法についても議題にあがる予定である。）	総務局 芸術大学	①
9	人権教育の推進（学生指導）	12月の人権月間に入権啓発ポスターを掲示し、学生の人権に対する理解を深め、意識を高めることに努めた。	①継続 12月の人権月間に入権啓発ポスターを掲示し、学生の人権に対する理解を深め、意識を高めることを目指す	総務局 芸術大学	①
10	人権教育の推進（学生指導）	日々の学生指導において、人権教育を推進していく。また、留学生交歓会や実技指導を通じて、教職員と外国人のコミュニケーションを図ることで、留学生の心情をより理解することに努める。 【実績】 留学生交歓会 平成19年11月29日	①継続 19年度と同様に人権教育を推進し、また、留学生交歓会等を通じて、外国人留学生の心情をより理解することを目指す。（平成20年度についても11月下旬に実施予定）	総務局 芸術大学	①

11	京都市外国籍市民施策懇話会の開催	外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会を構築するため、外国籍市民に関する諸問題について、本市が取り組むべき課題等への意見を求めるため、公募による外国籍市民や学識経験者を委員とする懇話会を組織し、会議を年4回開催する。 【実績】 第1回会議 平成19年6月15日 議題：多文化共生のための地域づくりについて 第2回会議 平成19年8月10日 議題：京都市国際化推進プラン（仮称）に対する意見について 第3回会議 平成19年12月19日 議題：教育に関する問題について① 第4回会議 平成20年2月26日 議題：教育に関する問題について② 平成19年度報告内容について	①継続 第6期（平成20年4月1日から平成22年3月31日まで）の委員として新たな委員を迎え、新体制のもと、外国籍市民施策を充実させるための調査・審議を行うとともに、今後の懇話会のあり方についても検討する。 第1回会議 平成20年6月下旬実施予定 議題：第6期懇話会で調査・審議する内容について 第2回会議 平成20年9月初旬実施予定 第3回会議 平成20年12月初旬実施予定 第4回会議 平成21年2月初旬実施予定	総務局 国際化推進室	④
12	医療通訳派遣事業	日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する。 【実績】 派遣病院：4病院 対応日時：週3日 対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語 利用者数：1,255人（英語23人、中国語1,232人）	②改善等 昨年度までは本事業にかかる経費は全額本市の負担であったが、20年度からは通訳者に支払う謝金及び交通費の一部について医療機関に負担を求め、事業を長期的に実施できるようにする。また、今後より多くの病院に対象を広げていくことを検討する。	総務局 国際化推進室	②
13	FM CO.COLOによる生活、イベント情報の提供	外国籍市民や短期滞在の外国人を対象に、毎週月曜日、外国語による生活情報やイベント情報等を提供する。	①継続 外国籍市民や短期滞在の外国人にとってより有益な情報を提供できるよう、放送内容について検討を加えながら継続実施する。	総務局 国際化推進室	③
14	啓発物品の作成及び配付	外国籍市民との共生を訴えかける啓発物品を作成し、人権バレード等の機会をとらえ配付する。 【実績】 平成19年12月4日実施	①継続 19年度と同様に、他の人権問題を扱う行政機関が啓発活動を行う機会に合わせて実施し、総合的な啓発活動を行うことにより市民啓発の効果があがるようにする。	総務局 国際化推進室	①
15	連続フォーラム「チョゴリときもの」（国際交流協会）	日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深め、日本の国際化の足元を考える連続フォーラムを開催する。 【実績】 開催日：平成19年2月15日、2月22日、2月29日、3月7日 市職員参加人数：98人	①継続 19年度と同様に、日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解をより多くの市民等に深めることを目指す。 平成21年2月実施予定	総務局 国際化推進室	①
16	国際交流会館オープンデー（国際交流協会）	すべての市民が気軽に利用できる場としての「国際交流会館」を紹介するとともに、外国人による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。 【実績】 実施日：平成19年11月3日 参加者数：9,300人	①継続 【開催予定】 世界の食の紹介やフリーマーケットなど市民が気軽に参加できるような企画内容を検討している。それらの企画を通して、外国人住民も身近な生活者であることを気づいてもらうように工夫する。 実施日：11月3日	総務局 国際化推進室	①
17	国際理解プログラム「PICNIK」（国際交流協会）	京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。 【実績】 全17件実施（小学校7校、中学校6校） 3月には、PICNIK交流会を実施し、留学生、小中学校の教員、京都市教育委員会、国際理解教育研究会、大学事務職員、PICNIKワーキンググループメンバーなど、PICNIKを構成する各セクターが顔を合わせて、具体的な課題と成果について振り返りを行うことができた。	①継続 昨年度の交流会で得られた現場の声を加味しつつ、PICNIKワーキンググループが先導的に、国際理解教育のビジョンを示していく形で実施していく。	総務局 国際化推進室	①
18	世界の絵本展（国際交流協会）	絵本を実際に手に取ることによって、広く異文化に親しむ機会を提供することを目的に、国際交流会館図書・資料室所蔵の韓国の絵本について理解を深め、親しむことができた。 【実績】 実施日：平成19年8月1日～5日 テーマ：韓国絵本の魅力 参加者数：330人	①継続 昨年度の実績をふまえ、広く異文化に親しむ機会を提供することを目的に、さまざまな絵本を紹介していく。 実施予定日：平成20年7月23日～27日 テーマ：インドの絵本と絵まきもの紙しばい	総務局 国際化推進室	①
19	外国人のための住宅ネットワーク事業（国際交流協会）	外国籍市民に対する住宅情報のホームページ上での提供や、留学生をはじめ外国人を受け入れる家主の開拓を行う交流会の開催など、外国籍市民にとって安定した住居環境づくりを行う。 【実績】 外国人のための住宅物件検索サイト「HOUSE Navi」 問い合わせ件数：248件 昨年度を下回る数値ではあるが、外国籍市民に多言語で住宅物件情報を提供する手段として多に活用された。 「KYOTO留学生ふれあい住宅フェア2008」 開催日：2月9日 参加者数：44名 京滋地区の物件約1000件を通訳を介して紹介したり、賃貸に関する個別相談コーナーを設けたりするなど、言葉や文化の違いから希望する物件を探すことができなかった留学生の一助となった。また家主と留学生、日本人学生の交流会を設け、相互理解を深めることができた。	①継続 19年度の実績を踏まえ、「HOUSE Navi」の利用を促進し、登録物件を増やしていくことを目標として実施していく。 また、住宅フェアも引き続き開催し、留学生の住宅に関する不安を少しでも解消し、また入居可能物件を増やすために家主をはじめ関係者との連携を密にしていこう。	総務局 国際化推進室	③
20	留学生のための就職ガイダンス&ジョブフェア（国際交流協会）	日本での就職を目指す留学生に対し、就職活動に関する情報の提供や採用担当者との面接会を実施する。 【実績】 第1回 実施日：平成19年5月23日 参加者数：216名 第2回 実施日：平成19年12月7日 参加者数：162名	②改善等 19年度と同様に5月実施に加え、主に3回生の留学生を対象として12月に第2回目を実施する。 また、今年度から参加企業の情報をweb上で随時公開し、参加者への情報提供の充実を図る。	総務局 国際化推進室	③

21	京都市生活ガイドの配布 (国際交流協会)	初めて京都で生活する外国人の方々が安心して暮らせるよう、医療、行政、災害など、生活に関する情報を多言語で提供する「京都市生活ガイド」を配布した。また19年度改訂版発行に向けて、各言語の改訂版原稿の作成を行った。 【実績】 生活ガイド(英語版、中国語版、韓国・朝鮮語版、スペイン語版) 配布数 1463冊	②改善等 在住外国人や留学生、また大学や日本語学校などの関係機関の意見を取り入れて、より使いやすい冊子となるように検討し、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語の4言語について、改訂版を新たに発行する。 発行予定部数: 英語2000部、中国語2000部、韓国・朝鮮語1000部、スペイン語500部	総務局 国際化推進室	③
22	外国人のための各種相談事業 (国際交流協会)	外国人の日常生活上の疑問や困りごとに常時応じるほか、定期的に弁護士、行政書士等各専門家による相談会を実施している。 【実績】 総相談件数: 4, 425件	①継続 専門家からのアドバイスを相談者の問題解決に直接つなげる。各相談事業をリンクさせたものにする事で、相談者の問題解決に役立つ相談事業としていくことを目指す。	総務局 国際化推進室	③
23	国際化に関するボランティア活動育成事業 (国際交流協会)	ボランティアの組織化及び活動の充実を図り、ボランティアの連携を強め、独自の活動を進める。 【実績】 ボランティア登録者数: 266人 (年度末実数)	②改善等 「災害時語学ボランティア」、「イベント企画運営ボランティア」を新設した。 また、京都市国際交流協会で活動するボランティア間の情報共有や情報発信のための「ボランティアコミュニティサイト」を構築する。 外国籍市民に対するサポートを実践するボランティア人材の育成を図ることにより、地域の中で多様な文化・言語背景を持つ人々が共生できる社会づくりを進める。	総務局 国際化推進室	①
24	JAPAN-KOREA新世代交流 (国際交流協会)	日本と韓国の青少年が互いの国を訪問し、日韓の歴史文化に対する理解を深めるとともに、互いの交流を進め、21世紀の豊かな日韓関係の構築について考える。 【実績】 日本訪問受け入れ 実施日: 平成19年7月6日(金)~12日(水) 6泊7日 参加者数 韓国人学生17人 韓国訪問 実施日: 平成19年8月9日(木)~16日(木) 7泊8日 参加者数: 日本人及び在日コリアン15人	③休止 事業趣旨及び内容について改めて検討する。	総務局 国際化推進室	①
25	人権教育の推進 (学生指導)	日々の学生指導において、人権教育を推進していく。また、入学生に対するオリエンテーションで、HIVについての正しい情報を伝えるとともに、HIV感染者の人権について学生に啓発を行う。 【実績】 実施日 4月10日 場所 学内講堂 講師 同大学保健師 参加者 300人	①継続 19年度と同様に日々の学生指導において、人権教育を推進していく。(平成20年度についても同じく4月10日の新入生オリエンテーション時に実施済)	総務局 芸術大学	①
26	附属図書館における人権関連図書 の紹介	附属図書館に所蔵している人権関連図書の紹介を行い、教職員及び学生の人権に対する認識を深めていく。	①継続 附属図書館に所蔵している人権関連図書の紹介を掲示等により行い、教職員及び学生の人権に対する認識を深めていく。	総務局 芸術大学	①
		【人権研修の実施】 階層ごとの職員を対象とした人権問題の解決を目指した行動に結び付くカリキュラムを採り入れた研修を行う。 特に、次世代を担う若手職員については、採用後10年間は2年ごとに人権研修を集中的に実施し、育成強化に努めるとともに、組織の中核を担う管理監督職員については、指導育成力を強化する。 また、人権文化の構築に向けて、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修や職員の視野を広げ人的ネットワークを作る機会の提供を行う研修を実施する。 【実績】(京都御池創生館等で実施) 1 新規採用職員研修(4月:406名、7月:17名、9月:23名) 4月①内容:「人権問題(基本認識)」 講師: 仲尾宏(「財」世界人権問題研究センター第3部長) ②内容:「人権問題(京都市の取組)」 講師: 文化市民局人権文化推進課長ほか 7月 内容:「人権問題(京都市の取組)」 講師: 文化市民局人権文化推進課長ほか 9月 内容:「人権問題(京都市の取組)」 講師: 文化市民局人権文化推進課長ほか 2 新規採用職員フォローアップ研修(1月29日,30日,2月5日,6日,14日) 「人権問題(討議)」(288名) 講師: 職員研修センター 3 新任係長級職員研修(6月4日, 5日) 「人権を自分ごととして捉えるために」(279名) 講師: 佐々木妙月(情報の輪サピス㈱代表取締役 特定非営利活動法人ZUTTO理事) 4 指導育成力向上研修(6月12日, 7月26日, 8月27日, 10月, 17日, 11月2日, 2月1日) 「職場での人権研修」(596名) 講師: 栗本敦子(Facilitator's LABO) 5 フレッシュ・チャレンジ研修2年目研修(1月15日, 16日, 17日) 「地域に根ざした高齢者虐待防止・認知症啓発」(292名) 講師: 村木博隆(京都市長寿すこやかセンター所長)	①継続 【人権研修の実施】 職員を対象に人権問題に関する研修を行い、その解決を目指す。		

27	職員研修	6 フレッシュ・チャレンジ研修4年目研修（11月27日、28日、12月19日） 「部落問題に向きあうために」（311名） 講師：廣岡浄進（（財）世界人権問題研究センター嘱託研究員） 7 フレッシュ・チャレンジ研修6年目研修（11月6日、7日、14日） 「外国籍市民の人権 多文化共生社会の構築」（259名） 講師：井上八三郎（（財）京都市国際交流協会事業課長） 8 フレッシュ・チャレンジ研修8年目研修（10月12日、18日、19日） 「女性の人権」（242名） 講師：井上摩耶子（（財）世界人権問題研究センター客員研究員 ウィメンズカウンセリング京都 代表） 9 フレッシュ・チャレンジ研修10年目研修（8月29日、30日、9月4日、19日） 「子どもの人権」（243名） 講師：河合義廣（京都市小学校長会事務局長） 10 憲法月間講座（5月23日） ①「裁判と人権」（159名） 講師：新倉英樹（京都地方検察庁 総務部長検事） ②「多文化共生に向けて」（159名） 講師：松井高（NPO イターナショナル滋賀代表、日本ブラジルゆーあいネット代表） 11 人権問題講座（8月8日） ①「ホームレスの人権」（171名） 講師：木村祐子（（財）リサーチ・ヒス協会代表理事・事務局長） ②「アイヌの人々の人権」（171名） 講師：福田雅子（（財）世界人権問題研究センター研究第4部長ジャーナリスト） 12 人権月間講座（11月29日） ①「福祉・ケア型人権施策への批判的視点」（151名） 講師：野口道彦（大阪市立大学大学院教授） ②「障害者の人権」（151名） 講師：梶壽美子（箏曲家） 13 第2回交流セミナー（1月23日） 「『マンガを読む』ことと差別の関係」（15名） 講師：吉村和真（京都精華大学マンガ学部准教授 京都国際マンガミュージアム研究統括室長） 【局区等研修の充実】 局区等における人権研修の充実を図るため、研修の企画、実施等に関する相談、助言や研修資料の提供を行う。 また、人権文化の構築に関する理解を深めるため、5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施した。 【研修効果の把握と研修プログラムの研究】 研修履修報告書（アンケート）等により研修の効果把握し、より効果的な研修プログラム開発の研究を行う。 【実績】 受講者に対する研修履修報告書の集計結果を基に、研修に対する理解度等を把握した。 【研修教材や研修資料の充実】 研修ビデオの収集、提供に努めるとともに、庁内イントラネットの職員研修センターにおいて、人権研修に関する講座の講演録の掲載を行い、広く職員に対して情報提供を行う。 【実績】 人権関連のビデオを購入し、所属に貸出を行った。	①継続 【局区等研修の充実】 19年度と同様に、局区等における人権研修の充実のための助言・指導等を行う。（5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進月間と位置づけ、所属における研修を実施し、人権問題の意識を高める） ①継続 【研修効果の把握と研修プログラムの研究】 19年度と同様に、より効果的な研修を目指した研究を行う ①継続 【研修教材や研修資料の充実】 人権に関する資料等の更なる充実を目指す	総務局 職員研修センター	④
----	------	--	--	-----------------	---

理財局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	憲法月間及び人権月間において、人権に対する認識を深めるため職場研修を実施 【実績】 - 憲法月間において、職場研修を実施 内容：講義 日時：6月12日、13日 参加者：16人 - 人権月間において、職場研修を実施 内容：ビデオ鑑賞、講義及び討議等 日時：12月19日、28日 参加者：37人	①継続 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上につながるよう、20年度においてもビデオや講義・討議による研修を継続する。	理財局各課	④

環境局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	職員研修	憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施 【実績】 所属において、子供や女性の人権、同和問題などに関して、討論を中心とした研修を実施した。	①継続 19年度と同様	環境局 環境企画部 環境総務課	④
2	「京（みやこ）のごみ減量事典」外国語版、点字版、音声テープ版の作成・配布	外国人や障害者に対して、ごみ出しルールやごみ減量・リサイクルの取組を周知するため、「京（みやこ）のごみ減量事典」（追記版）の外国語版（英・中・ハングル）、点字版、音声テープ版を作成し、国際交流会館、ライトハウス及び各区役所・支所等へ配布した。 【実績】 外国語版：各1万部（英語、中国語、ハングル語） 点字版：400部 音声テープ版：400部	①継続 19年度と同様	環境局 循環型社会推進部 循環企画課	②
3	ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施	家庭から排出されるごみのうち、本市が定期的に収集する「家庭ごみ」、「缶・びん・ペットボトル」等を所定の排出場所へ排出することが困難な高齢者、障害者に対し、その排出を支援するために、当該世帯の玄関先等に出向いて収集するごみ収集福祉サービスを実施している。また、ごみの収集に加え、希望者には声かけを行う等の安否確認も行っている。 【実績】 平成19年12月3日より申請開始 平成20年1月14日よりサービス開始 対象者数：515件（平成19年度末時点）	①継続 ごみ収集福祉サービスは、平成19年度末から開始された新規事業であるため、当面はサービス実施状況を把握し、今後の展開について検討していく。	環境局 循環型社会推進部 まち美化推進課	②
4	有料指定袋制の実施に伴う福祉施策	ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。 【実績】 配布者数：約9,953人	①継続 腹膜透析実施者についての申請案内は医療機関を通じて行っているが、今年度から腹膜透析用具製造業者を通じての案内も加えることで、周知の拡大を図る。	環境局 循環型社会推進部 まち美化推進課	②
5	ユニバーサルデザインに対応した公衆便所の整備	誰もが清潔で快適に公衆トイレを利用できるよう、公衆トイレの新規設置や大規模改修の機会において、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが快適に利用できるよう整備する。 【実績】 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に基づき、多目的トイレや手摺、点字タイル等を整備した公衆トイレを大原野に新規設置した。	①継続 ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備を継続して行う。また、出町柳前公衆トイレについては、視覚障害者用誘導チャイムや、ベビーベットのシート、手摺、点字案内板等の設置改修を予定している。	環境局 循環型社会推進部 まち美化推進課	②

文化市民局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」		○同和問題解決に向けた、半世紀以上にわたる市民ぐるみの取組により、かつての同和地区の劣悪な住環境や住民の生活実態が大幅に改善するなど、大きな成果を挙げてきた。一方、長年の同和行政が成果とともに負の側面を生み出し、これが市民の同和行政に対する不信感として現れていることも事実である。 この不信感を払拭しない限り、同和問題の真の解決はあり得ない。そのため、同和行政終結後の行政の在り方そのものを総点検し、必要な改革・見直しを行う必要がある。 ○平成20年3月26日に設置した「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、以下に掲げる6つの検討項目について、開かれた場で徹底した議論をいただき、1年以内に結論、意見をいただく。本市は、その結論、意見に基づき、直ちに改革、見直しに着手する。 【検討項目】 (1) 自立促進援助金制度の見直しについて (2) コミュニティセンターの在り方について (3) 市立浴場等の地区施設の在り方について (4) 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について (5) 崇仁地区における環境改善について (6) 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について ○同和行政終結後の行政の在り方の総点検について、今年度、関係局の部長長により設置し、事務分掌上の横断的組織である「同和行政終結後の行政の在り方総点検プロジェクトチーム」において、総点検委員会の進捗と連動しながら、協議・検討を行い、必要な改革、見直しに速やかに着手する。	文化市民局市民生活部人権文化推進課	④
2	【新規】 人権啓発フェスティバル京都会場		（目的） 世界人権宣言60周年を記念して、京都府をはじめ、法務省、文部科学省、人権擁護委員連合会、財団法人人権教育啓発推進センターなどと協力・連携し、各種人権啓発活動を一体的、総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする。 （概要） 日時：11月8日、9日 場所：京都府会館、京都市勤業館 内容：シンポジウム、講演会、コンクール表彰式、人権啓発資料展、パネル展、映画上映、郷土芸能発表、物産展、コンサート、NPO法人等活動発表コーナー、ワークショップ、人権相談、スタンブラリー等	文化市民局市民生活部人権文化推進課	①
3	あなたのチャレンジ応援し隊 ～男女共同参画チャレンジモデル広報事業～	地域で活躍する個人事業者を応援するため、自営業で活躍する女性や、男性が中心の分野で活躍する女性、市民活動における男女共同参画など、様々なチャレンジの好事例を広報することにより、男女共同参画の推進に資するチャレンジの応援と活性化を図る。自営業など様々な分野で活躍する女性等の好事例を広報誌やホームページ等で広報する。 【実績】 ・第1号（6月）7,000部	①継続 19年度と同様	文化市民局男女共同参画推進課	①
4	スクランブルスポーツクラブ障がいのある市民との交流事業の推進 （下京青少年活動センター）	しもせいスポーツクラブ研究会として実施。 障がいをもった青少年のスポーツを通じた交流事業の開催。 5月12日⇒43名、6月9日⇒37名、7月14日⇒49名、9月8日⇒30名、10月13日⇒43名、11月10日⇒25名、12月8日⇒51名、1月12日⇒41名、3月8日⇒39名、総計358名	①継続 19年度と同時期に実施予定	文化市民局勤労福祉青少年課	①
5	男女共同参画センター「ウィングス京都」	男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した「情報提供事業」、「学習・研修事業」、「健康増進事業」、「相談事業」、「調査・研究事業」、「交流促進事業」を積極的に展開した。 【実績】 来館者数：481,346人 蔵書数69,435冊/貸出資料数34,215件 相談件数：1,920件	①継続 19年度と同様	文化市民局男女共同参画推進課	①③④
6	男女共同参画講座ウィングスセミナー	京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において男女共同参画の視点に立ち、身近なテーマを取り扱った学習機会を提供した。また、男女共同参画について基礎知識を学習する場として出前形式による講座も受講者の要望に応じ実施した。 【実績】（実施回数及び人数は集計中） 男女共同参画に関する講座 男女共同参画に関する講演会 各種団体との連携講座 人材育成講座 親子で楽しむコンサート はじめての男女共同参画講座 定期開催 出前講座	②見直し 講座内容の充実を図るとともに、大学ほか各種団体と連携し多彩な講座を展開する。改正男女雇用機会均等法の施行に合わせて、「はじめての男女共同参画講座」の企業等への出前講座を積極的に行う。 開催予定 男女共同参画に関する講座：5講座 男女共同参画に関する講演会：3回 各種団体との連携講座：4講座 人材育成講座：1講座 親子で楽しむコンサート：1回 はじめての男女共同参画講座 定期開催：12回 出前講座：適宜	文化市民局男女共同参画推進課	①

7	ドメスティック・バイオレンスに関するシンポジウム等の開催	本市、京都府、警察、法務局、民間支援団体等で構成する「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」との共催により、ドメスティック・バイオレンス等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、広く市民への啓発を行うシンポジウムを開催した。 【実績】 シンポジウム「DVに巻き込まれた子どもたちへの支援を考える」 日時：11月9日 場所：ウィングス京都 参加者：194名	①継続 市民へのより一層の啓発を図るため、昨年度に引き続きシンポジウムを開催 日時：11月中旬頃 場所：ウィングス京都	文化市民局男女共同参画推進課	①
8	啓発情報誌の発行	男女共同参画についての啓発情報誌として年5回「男女共同参画通信」を発行した。 【実績】 ・第13号(6月)、第14号(8月)、 第15号(12月)、第16号(3月) 各20,000部 ・別冊(12月) 10,000部	①継続 19年度と同様	文化市民局男女共同参画推進課	①
9	市民・事業者への周知広報	リーフレット等啓発誌、市民しんぶんやホームページなどの様々な広報手段を通じて京都市男女共同参画推進条例の趣旨を周知した。また学校や地域、企業等へ職員の講師派遣を行った。	①継続 19年度と同様	文化市民局男女共同参画推進課	①
10	企業等顕彰制度	男女共同参画に率先して取り組む企業等を「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者として登録し、その取組内容をPRするなどの支援を行った。特に意欲的な取組を推進している登録事業者に対し、市長表彰を行った。 また、「きょうと男女共同参画推進宣言」アドバイザー派遣制度を創設し、中小企業等に対し、中小企業診断士やキャリアカウンセラー等の専門家を派遣し、具体的な助言を行うほか、事業者対象の「セミナー&情報交換会」を開催した。 【実績】 登録事業者 32事業者（19年度末現在） 表彰事業者 2事業者 アドバイザー派遣 2件 セミナー&情報交換会 日時：8月30日 場所：ウィングス京都 参加者：14事業者	①継続 昨年度に引き続き、企業等への働きかけを行い、登録制度、アドバイザー派遣制度及び情報交換会を通じて、「女性の能力の積極的な活用」や「仕事と家庭生活の両立支援」等の職場における男女共同参画の推進に係る取組の促進を図る。	文化市民局男女共同参画推進課	①
11	男女共同参画苦情等処理制度	性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行う。 【実績】 相談・問合せ件数 4件 苦情等申出件数 0件	①継続 制度の活用を図るため、広報活動を強化し、制度周知に一層努める。	文化市民局男女共同参画推進課	③
12	ドメスティック・バイオレンス被害者支援ボランティア入門講座	ドメスティック・バイオレンスに関する市民の知識を深めるとともに、被害者支援の輪を広げるため、被害者支援ボランティア入門講座を開催した。 【実績】 受講人数 32人	①継続 昨年度に引き続き、講座を開催する。	文化市民局男女共同参画推進課	③
13	民間緊急一時保護施設補助金	民間団体等との連携を深め、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援体制をより充実するため、緊急一時保護施設（民間シェルター）を運営する団体に対し施設の家賃に相当する経費について補助を行った。 【実績】 助成件数 1団体 交付金額 1,200千円（2室×12ヶ月）	①継続 昨年度に引き続き補助を行うとともに、情報交換等を通じて、民間団体との連携強化に一層努める。	文化市民局男女共同参画推進課	③
14	市の審議会等における女性委員の登用の推進	男女がともにあらゆる分野での政策・方針等の意思決定過程に参画できるよう、平成22年度末までに「女性委員のいない審議会等の解消」及び「男女いずれの割合も少なくとも35%を下回らない委員構成の確保」を目標に掲げ、審議会等への女性委員の登用促進を図った。また、中間目標である「平成18年度末までに女性委員の登用率30%」を達成した（18年度末登用率30.2%）。	①継続 登用計画達成に向けた事前協議の徹底や人材情報の提供等を通じて、引き続き女性委員の登用促進を図る。	文化市民局男女共同参画推進課	④

15	きょうと男女 共同参画推進 プランの中間 見直し	18年度に終了（プラン改定済み）		文化市民局男 女共同参画推 進課	④
16	東山アーツ スペース	東山青少年活動センターにおいて、知的障がいのある青少年の創造・ 創作活動の支援として、絵画や陶芸などを中心に、個人にあった自由 度の高い内容で、定期開催及び固定メンバー以外も参加できる単発イ ベントを開催した。 【実績】 ・東山アーツスペース Aコース毎月第1日曜（13:30～16:00） Bコース毎月第3日曜（10:00～12:00） Cコース前期第1日曜（10:00～12:00） 後期第3日曜（13:30～16:00） 開催数：28回 参加者：登録52名(延323名) ・イベント 実施日：9月17日 参加者：29名	①継続 19年度と同様 ただし、Cコースは前期のみ。	文化市民局勤 労福祉青少年 課	①
17	障害のある市 民との交流事 業の推進（下 京青少年活動 センター）	③廃止		文化市民局勤 労福祉青少年 課	①
18	外国籍市民と の 交流事業の推 進	伏見青少年活動センターにおいて、青少年（ボランティア）と外国籍 市民の「にほんご教室」や交流事業を実施した。 【実績】 ○「にほんご教室」の開催、交流事業の実施 （在住外国人及び日本語を母語としない人たちの日本語学習支援。 青少年がボランティアとして日本語指導に関わり、在住外国人と相互 理解を深める活動で、マンツウマンの活動であるため多くのボラン ティアが継続して関わった。） 開催数：全79回 参加者：学習者 956名（延人数） ボランティア 1,047名（延人数） ○にほんご教室ボランティア養成研修会・レベルアップ研修会の実施 開催数：延べ12回 参加者：165名 ○在住外国人青少年のための交流会 （「夏の交流会」「クリスマスパーティー」「スポーツDAY」を実施。 特に、「クリスマスパーティー」「スポーツDAY」は保護者も参 加できるプログラムとして実施したため保護者自身も母語で話した り、他の国の人たちと関わるよい機会となった。） 開催数：全3回 参加者：82名（延人数、ボランティア含む。） ○異文化理解宿泊プログラム （日本人青年が企画した外国青年との1泊2日の交流プログラム。文化 のちがいをを超えて青年同士が交流することに大きな意味があった。な お、思い出会を12月に実施した。） 開催数：宿泊1回、思い出会1回 参加者：宿泊29名、思い出会13名	①継続 19年度と同様 ○「にほんご教室」は通年 ○「にほんご教室ボランティア養成研修会」は5月・10月に 実施予定 ○「在住外国人青少年のための交流会や勉強会」は、同時 期を予定 ○「異文化理解宿泊プログラム」は、20年11月初旬に 実施予定	文化市民局勤 労福祉青少年 課	①
19	薬物依存予防 啓発事業（ピ アサポーター 企画事業「は まるー依存」 なの？）	中京青少年活動センターにおいて、ピアサポーター養成講座修了生 3名が中心となり、わかものこころの健康について一緒に考える会 を企画・運営した。彼らが身近に感じている課題や“うつ病”などを 患っている方との関わり方についてを、同世代の青少年参加者に伝 え、それらの課題や問題が身近なものであることを訴える事業を実施 した。 【実績】 開催日： ①12月6日（木）19時～21時 ②12月13日（木）19時～21時 ③12月20日（木）19時～21時 テーマ： ①こころの健康とは ②身近な課題を考える～うつ病について～ ③これからの自分のために、まわりの人のために 参加者：延べ27名	①継続 19年度と同様 20年12月から21年1月頃実施予定	文化市民局勤 労福祉青少年 課	①

20	世界のエイズ ポスター展	南青少年活動センター「レンアイリョク向上委員会」事業の一環として、下記の事業を実施した。 【事業名】世界のエイズポスター展 【場 所】京都市南青少年活動センターロビー 【開催日】11月29日から12月25日 世界のHIV/AIDS予防啓発ポスターを展示した。青少年年代の若者が翻訳したポスターに込められたメッセージを大学生を中心としたボランティアが、さらに10代の若者が理解しやすいように手を加え、展示方法も検討し、より親しみをもって見てもらえる様に工夫した空間の中で実施した。 これにより、若者がもつHIV/AIDSへのイメージや偏見をなくし、正しい視点で問題を捉えることや自分たちの「健康」に関わる課題の一つとして考える場になったこと、他の国との比較において日本が抱えるHIV/AIDSの問題を感じ取ってもらうことができた。	①継続 実施時期未定	文化市民局勤 労福祉青少年 課	①
21	表現活動へのお誘い～からだではなそう～	東山青少年活動センターにおいて、障がいのある青少年の余暇活動の充実を目的に、コンテンポラリー・ダンサーのナビゲーションと青少年ボランティアの参画で、体を動かすプログラムを実施した。 【実績】 ・からだではなそう 実施日：4月14日(体験プログラム) 1クール：4月28日・5月26日・6月23日 2クール：7月14日・8月25日・9月8日 3クール：10月20日・11月17日・12月1日 4クール：1月19日・2月16日・3月15日 いずれも13:30～15:30 参加者：39名(延べ245人)	①継続 19年度と同様 毎月1回(土曜日、13:30～15:30)1クール(全5回) を年間2クール実施予定	文化市民局勤 労福祉青少年 課	①
22	市民活動総合 センターの管 理・運営	NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定の分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図るための拠点施設として京都市市民活動総合センターを管理・運営している。センターでは、市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開した。 ① 市民活動に関する情報収集・提供 ② 市民活動に関する各種相談 ③ 市民活動団体等の育成 ④ 幅広い市民の交流の場の提供、連携・協働事業の展開及び市民活動に関する研究 【実績】 入館者数(カウンター表示数) 131,834人 相談件数 2,034件 講座等参加者数 694人 ホームページアクセス件数 129,726件	①継続 19年度と同様	文化市民局地 域づくり推進 課	①
23	無料法律相談 事業の実施	人権問題も含め、市民の日常生活の中で起こるあらゆる法律問題について専門的な立場から相談に応じるために、弁護士による無料法律相談事業を実施している。 【実績】 9,357件(夜間229件)	①継続 19年度と同様	文化市民局市 民総合相談課	③
24	人権擁護委員 による特設相 談への協力	人権擁護委員による特設相談の会場を提供する。 【実績】 毎月1回(計12回)	①継続 19年度と同様	文化市民局市 民総合相談課	③
25	人権擁護委員 による特設相 談の実施	行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を実施する。 【実績】日時：毎月1回 場所：市民総合相談課	①継続 行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を実施する。 【実績】日時：毎月1回 場所：市民総合相談課	文化市民局人 権文化推進課 市民総合相談 課	③
26	人権啓発サ ポート制度	人権文化推進課及び経済企画課が窓口となり、庁内の各人権課題を担当する所属等と緊密な連携を取ることで、市民や企業の自主的な取組である人権研修等をサポートする。具体的には、市民や企業が人権に関する研修や学習会を行う際に、研修の相談、講師の派遣やビデオの貸出を行う。 【実績】 講師派遣 6件	①継続 人権文化推進課及び経済企画課が窓口となり、庁内の各人権課題を担当する所属等と緊密な連携を取ることで、市民や企業の自主的な取組である人権研修等をサポートする。具体的には、市民や企業が人権に関する研修や学習会を行う際に、研修の相談、講師の派遣やビデオの貸出を行う。	人権文化推進 課 経済企画課	④
27	人権の花運動	次代を担う子どもたちが相互に協力しあって花を栽培することにより、子どもの情操をより豊かにし、子どもに命の大切さや相手への思いやりというような人権思想に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうため、市内保育園、幼稚園など小学校などに球根などを配布し、子どもに花を栽培してもらう。 【実績】 市内保育園、幼稚園、小学校及び総合支援学校の計15箇所にて実施	①継続 次代を担う子どもたちが相互に協力しあって花を栽培することにより、子どもの情操をより豊かにし、子どもに命の大切さや相手への思いやりというような人権思想に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうため、市内保育園、幼稚園など小学校などに球根などを配布し、子どもに花を栽培してもらう。	人権文化推進課	①

28	人権擁護委員による特設相談の実施	行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を実施する。 【実績】日時：毎月原則第4木曜日の13時から16時 場所：市民生活センター	①継続 行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を実施する。 【実績】日時：毎月原則第4木曜日の13時から16時 場所：市民生活センター	文化市民局 人権文化推進課	③
29	京都市人権レポートの発行	本市では「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権文化推進計画に基づき、様々な取組を実施しており、その発信を行うため発行する。具体的には、人権文化推進計画に関し、毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部を紹介するとともに、「困ったとき、まずはご相談を」として本市内の相談窓口を「女性（男女共同参画）」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「外国人・外国籍市民」「感染症患者等」「ホームレス」「市民生活」「人権一般」のジャンル別に掲載している。	①継続 「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権文化推進計画に基づき、様々な取組を実施しており、その発信を行うため発行する。	文化市民局 人権文化推進課	③
30	「京都市人権マップ」の発行	①発行の趣旨 市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図るため、京都市人権文化推進計画に基づく取組として、相談・救済に関する機関や制度をまとめて発行するもの。 ②形状 パンフレット（A4判、16ページ、カラー印刷） ③内容 「京都市人権文化推進計画」に定める重要課題ごとに、相談機関、窓口について、主な相談分野、相談場所（所在地を含む）、電話番号、相談日、相談時間とともに、所在地図と相談例を掲載している。 （特徴） 女性、子供、高齢という相談分野だけでなく、例えばエイズ（HIV）の感染が心配というような場合や、ホームレスで借金に困っていて法律問題を抱えているという場合など、幅広い重要課題について、相談窓口を案内している。 また、相談場所の位置を市内全体図に掲載するだけでなく、冊子にすることで、それぞれの施設の説明とともに詳細な地図で場所を明示している。 さらに、「例えば、こんなときにご相談ください」と相談例を示すことでわかりやすく、気軽に相談できる窓口が設置されていることを説明している。	①継続 市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図るため、京都市人権文化推進計画に基づく取組として、相談・救済に関する機関や制度をまとめて発行する。	文化市民局 人権文化推進課	③
31	世界人権問題研究センター「人権大学講座」	世界的な広い視野に立ち、総合的に人権問題を研究することを目的に設立された世界人権問題研究センターにおいて、世界人権宣言50周年（平成10年）を契機として、より一層人権が尊重される社会の実現を目指して開設し、以降、毎年開講している。 【実績】 テーマ「ともに紡ぎ・ともに生きる」 会場 キャンパスプラザ京都 全12日間 延べ788人受講	①継続 世界的な広い視野に立ち、総合的に人権問題を研究することを目的に設立された世界人権問題研究センターにおいて、世界人権宣言50周年（平成10年）を契機として、より一層人権が尊重される社会の実現を目指して開講する。	文化市民局 人権文化推進課	①
32	世界人権問題研究センター「講座・人権ゆかりの地をたずねて」	人権という新しい視点で京都の観光地、社寺等をとりあげる。人権ゆかりの地を案内できるガイドの養成も兼ねた講座で平成12年度から実施している。 【実績】 会場 池坊学園 全8講義 延べ353人受講	①継続 人権という新しい視点で京都の観光地、社寺等をとりあげる。人権ゆかりの地を案内できるガイドの養成も兼ねた講座で平成12年度から実施しており、本年度も実施する。	文化市民局 人権文化推進課	①
33	京都人権啓発行政連絡協議会への参画	京都府内の国の機関と京都府・京都市が連携して人権啓発を行うために設置された京都人権啓発行政連絡協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進する。 京都人権啓発行政連絡協議会主催で、京都府内の企業（30人以上の企業）を対象として人権問題をテーマとした人権研修会を開催した。 【実績】 日時 11月12日（月曜日）午後2時～3時30分 場所 京都会馆第2ホール（京都市左京区岡崎最勝寺町13） 内容 講演 「職場と人権」 一明るい職場づくりのためにー 講師 龍谷大学法学部法律学科教授 武久 征治氏 講演 「探偵業の業務の適正化に関する法律について」 講師 京都府警察本部生活安全部生活安全企画課 中嶋 政己氏 参加者数 726名	①継続 京都府内の国の機関と京都府・京都市が連携して人権啓発を行うために設置された京都人権啓発行政連絡協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進する。 京都人権啓発行政連絡協議会主催で、京都府内の企業（30人以上の企業）を対象として人権問題をテーマとした人権研修会を開催する。	文化市民局 人権文化推進課	①
34	京都弁護士会との連携及び支援（「憲法と人権を考える集い」）	京都弁護士会が京都府民を対象に実施する様々な人権問題をテーマとした講演会「憲法と人権を考える集い」を共催し、負担金を交付した。 【実績】 日時 平成19年12月9日（日曜日） 場所 京都産業会館シルクホール（京都市下京区） 内容 「子どもが見えない大人たちへ」 第1部 水谷 修氏講演 夜回り先生から「子どもが見えない大人たちへ」 第2部 パネルディスカッション パネリスト 毛利甚八さん 有井悦子さん 野田正人さん コーディネーター 安保千秋さん 参加者数 約700名 負担金 30万円	①継続 京都弁護士会が京都府民を対象に実施する様々な人権問題をテーマとした講演会「憲法と人権を考える集い」を共催し、負担金を交付する。	文化市民局 人権文化推進課	①

35	京都市人権相談・救済ネットワーク	① ネットワーク構築の目的 本市では、平成17年3月に京都市人権文化推進計画を策定し、「人権教育・啓発」、「人権保障」、「人権相談・救済」の3つの人権施策に分類し、様々な取組を推進している。 その中の「人権相談・救済」に係る具体的な取組として本ネットワークの構築を図ることを、明確に位置付けており、本ネットワークを平成19年8月に設置した。 ア 人権に関わる相談に関する情報の共有と円滑な取次 ネットワークにおける他の相談機関の情報を共有し、相談事項の一部又は全部について、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。 イ 人権救済に関する情報の共有と円滑な取次 法務局の人権侵犯事件調査、人権擁護委員協議会の取組、日弁連の人権擁護委員会の取組についての情報を共有し、事案によって、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。 ② 構成 人権文化推進会議の作業部会である「市民啓発における各局区の連携分科会」と「人権相談・救済のネットワークの整備分科会」を統合し、「人権に関する市民啓発・相談・救済ネットワーク分科会」を設置、当分科会の構成課で京都市人権相談・救済のネットワークを構築した。 今後、「人権に関する市民啓発・相談・救済ネットワーク分科会」において、ネットワークの強化や今後の展開に向けた意見交換、その他当該ネットワークに関し必要となる事項の検討を行う。 ③ 取組 ア 各種相談窓口の情報交換を行う。 イ 関係各課に、法務局の人権侵犯事件調査、人権擁護委員協議会の相談の取組及び日弁連の人権擁護委員の取組について積極的な情報提供を行う。	①継続 「人権相談・救済」に係る具体的な取組として、人権に関わる相談・人権救済に関する情報の共有と円滑な取次のため、相談機関相互の連携や情報交換、相談窓口の広報を実施していく。	文化市民局人権文化推進課	④
36	京都人権擁護委員協議会との連携及び支援（人権擁護思想普及啓発活動）	京都府域に属する人権擁護委員で組織される京都人権擁護委員協議会が、人権擁護思想の普及高揚を目的として実施する活動に補助金を交付した。 【実績】 街頭啓発・パレード、中学生人権作文コンテスト、人権相談（とくに人権擁護委員による特設相談を毎月1回実施）、「人権の花」運動等の実施、子どもの人権SOSミニレター 補助金 60万円	①継続 京都府域に属する人権擁護委員で組織される京都人権擁護委員協議会が、人権擁護思想の普及高揚を目的として実施する活動に補助金を交付する。	文化市民局人権文化推進課	①
37	世界人権問題研究センターの整備	アジアでの初めての総合的な人権問題研究機関として平成6年11月に設立された財団法人世界人権問題研究センターを京都府などと共同して整備し、調査・研究活動の充実を図った。 【実績】 本市、府、商工会議所と研究センターを構成員とする課題検討委員会を整備について検討（平成19年度5回開催）	①継続 アジアでの初めての総合的な人権問題研究機関として平成6年11月に設立された財団法人世界人権問題研究センターを京都府などと共同して整備し、調査・研究活動の充実を図っていく。	文化市民局人権文化推進課	④
38	人権に関する意識調査の実施	市民の人権問題に関する意識調査を行い、啓発事業をはじめとする人権施策の効果的な推進を図るための資料とした。 【実績（平成17年度）】 調査期間：11月1日～15日 対象者：20歳以上の市民3,000人 有効回収数（率）：1,225（40.8%） 定期的な実施のため、平成19年度の取組はなし	定期的な実施のため、19年度の取組はなし。	文化市民局人権文化推進課	④
39	京都市人権文化推進懇話会の運営	人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画（平成17年3月策定）」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営している。 【実績】 委員構成：学識者等8名、市民公募委員2名 開催回数：1回（8月29日） 内容：①京都市人権文化推進計画「平成18年度取組実績及び19年度事業計画」について ②人権啓発サポート制度の開始について ③人権相談・救済のネットワークの構築について ④京都市人権レポート（平成18年度版）の発行について ⑤平成18年・人権擁護活動の状況の概況について ⑥その他（啓発事業のあり方、人権擁護委員相談の活性化等）	①継続 人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画（平成17年3月策定）」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営する。	文化市民局人権文化推進課	④
40	人権文化推進会議による庁内の連携充実	本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。 ○開催状況（平成19年度） ・人権文化推進会議1回 ・人権文化推進専門部会1回 ・連絡調整会議1回 ・人権文化推進作業部会2回	①継続 本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。	文化市民局人権文化推進課	④
41	全国・近畿地区人権同和行政促進協議会への参画	同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた施策を推進する全国・近畿地区の自治体によって組織する協議会に参画し、調査研究や関係機関への要請・提案等をの事業を行い、人権が尊重される社会の実現を図る。 【実績】 全国地区 研修会 6月6日、3月14日 政府要望 7月26日、8月9日、9月21日 近畿地区 職員研修会 7月20日、11月9日 研究集会 2月21日	①継続 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた施策を推進する全国・近畿地区の自治体によって組織する協議会に参画し、調査研究や関係機関への要請・提案等をの事業を行い、人権が尊重される社会の実現を図る。	文化市民局人権文化推進課	④

42	コミュニティセンターの事業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を支援するため。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター ・資料展示施設等 (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 【実績】 各区役所・支所のコミュニティセンターを参照	①継続 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を支援する。 （実施事業） ○市民相互の交流及びコミュニティ活動のための下記施設の提供 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター ・資料展示施設等 ○コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ○市民の日常生活に関する相談 ○教養講座等の開催 ○人権に関する啓発活動 等 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っていく。	文化市民局 人権文化推進課 各区役所 ・支所 コミュニティセンター	①
43	進路支援事業	同和問題の解決に向けて、教育の機会均等、進路の保障、更には将来の就職の機会の拡大を図るために、本市の区域内の旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に規定する対象地域に居住する高校生、大学生又は専門学校生等に対する奨学金貸与等の進路支援を行った。 【実績】 高校生就学奨励金：127人 大学生就学奨励金：114人 各種学校課程受講委託：19人	①廃止 18年度末をもって廃止（経過措置として、平成18年度末に制度の適用を受けていた者については、卒業するまで継続する。）	文化市民局 人権文化推進課	②
44	「四字熟語人権マンガ」の募集	難しいイメージのある「人権」という言葉を、明るくユーモアあふれる「四字熟語マンガ」で表現することにより、市民に人権について考えてもらう機会を提供する。 【実績】 募集期間 平成19年7月3日から平成19年11月20日まで 応募総数 476点	①継続 難しいイメージのある「人権」という言葉を、明るくユーモアあふれる「四字熟語マンガ」で表現することにより、市民に人権について考えてもらう機会を提供する。	文化市民局 人権文化推進課	①
45	ヒューマンステージ・イン・キョウトの開催	幅広い市民に対して、楽しみながら人権の大切さについて、気づき、考える機会を提供する。コンサートをはじめ、人権に関するトークショーなどを実施した。京都市、市社会福祉協議会、市地域女性連合会、京都商工会議所で構成する実行委員会が主催。 【実績】 日 時 ①平成19年9月29日（土） ②平成19年9月30日（日） 場 所 ①京都会場②新風館 内 容 ①コンサート「すべての人の心に花を」 米良 美一他 ②トーク 「あなたの居場所の見つけ方」 今村 克彦、関西京都今村組他 参加者 ①950人②855人	①継続 幅広い市民に対して、楽しみながら人権の大切さについて、気づき、考える機会を提供する。コンサートをはじめ、人権に関するトークショーなどを実施する。京都市、市社会福祉協議会、市地域女性連合会、京都商工会議所で構成する実行委員会が主催。	文化市民局 人権文化推進課	①
46	人権ワークショップの実施	市民に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成することを目的として、ワークショップ形式の参加・体験型の人権学習会を開催した。 【実績】 第1回 開催日 平成19年9月20日（木） テーマ 「障害」はコミュニケーションの壁・・・ですか？（障害のある方） 第2回 開催日 平成19年10月18日（木） テーマ 「高齢者」の過去と現在に向き合おう（高齢者） 第3回 開催日 平成19年11月22日（木） テーマ 匿名ブームの世の中です。善し悪しはともかく・・・（インターネットによる人権侵害） 第4回 開催日 平成20年1月25日（金） テーマ 日本は「日系」に住みよいの？（外国人・外国籍市民） 延べ参加者数 76名	①継続 市民に様々な体験を通じて豊かな人権感覚や人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなり得る人材を養成することを目的として、ワークショップ形式の参加・体験型の人権学習会を開催する。	文化市民局 人権文化推進課	①
47	人権“ほっと”写真（フォト）の公募	市民に人権について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信するものとして、人権の大切さが感じられる心温まる写真を公募した。 【実績】 募集期間 上半期：平成19年4月23日から8月31日まで 下半期：平成19年10月10日から平成20年2月29日まで 応募総数 上半期：102点 下半期：190点	①継続 市民に人権について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信するものとして、人権の大切さが感じられる心温まる写真を公募する。	文化市民局 人権文化推進課	①
48	柳原銀行記念資料館常設展、特別展の開催	旧柳原銀行の建物を復元したもの。建物内に展示室を設け、被差別部落の歴史・文化等の資料の展示を通して、広く市民に対し同和問題への正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る啓発拠点として運営しており、19年度については、特別展の開催及び常設展図録の見直しを行った。 【実績】 開催期間：平成19年7月21日から9月15日まで 場 所：柳原銀行記念資料館 テーマ：崇仁小学校の宝物2 ～魂のバトンタッチ～	①継続 旧柳原銀行の建物を復元したもの。建物内に展示室を設け、被差別部落の歴史・文化等の資料の展示を通して、広く市民に対し同和問題への正しい理解と人権意識の普及・高揚を図る啓発拠点として運営する。	文化市民局 人権文化推進課	①

49	ツラッティ千本常設展、特別講演会の開催	同和問題の解決を目的として、千本地域を中心とした部落の歴史・生活等に関する資料を収集・保存・展示するとともに、様々な人権問題について学習する施設として運営している。常設展や研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権問題や人権擁護について啓発を行うとともに、平成19年度については、特別講演会を実施した。 【実績】 日 時：平成20年3月22日（土） 13時30分から16時15分まで 場 所：楽只コミュニティセンター テーマ：過去から未来への望遠鏡 ～千本の歴史とまちづくりの歩み～ 講 師：秋定嘉和、上田正昭	①継続 同和問題の解決を目的として、千本地域を中心とした部落の歴史・生活等に関する資料を収集・保存・展示するとともに、様々な人権問題について学習する施設として運営している。常設展や研修の受入れ等を実施し、広く市民に対し、様々な人権問題や人権擁護について啓発を行う。	文化市民局 人権文化推進課	①
50	人権情報誌の発行	「人権文化の息づくまち・京都」を目指し、市民の人権問題に対する関心を高めるとともに、自主的な学習に資することを目的として人権情報誌「あい・ゆーＫＹＯＴＯ」を発行した。人権に対する堅いイメージを取り除き、身近な人権問題に「気付き」、「学ぶ」きっかけとなるよう、写真、イラスト等を活用しながら、分かりやすく、読みやすい冊子を基本に構成している。 【実績】 5月、8月、11月、2月に各10,000部発行	①継続 「人権文化の息づくまち・京都」を目指し、市民の人権問題に対する関心を高めるとともに、自主的な学習に資することを目的として人権情報誌「あい・ゆーＫＹＯＴＯ」を発行する。人権に対する堅いイメージを取り除き、身近な人権問題に「気付き」、「学ぶ」きっかけとなるよう、写真、イラスト等を活用しながら、分かりやすく、読みやすい冊子を基本に構成する。	文化市民局 人権文化推進課	①
51	人権強調月間街頭啓発、人権月間パレード及び街頭啓発	人権強調月間及び人権月間に街頭啓発やパレードを行い、人権尊重の機運を高めるため街頭啓発事業を実施した。 【実績】 人権強調月間街頭啓発 8月1日（水） 人権週間街頭パレード 12月4日（火） 人権週間街頭啓発 12月4日（火）	①継続 人権強調月間及び人権月間に街頭啓発やパレードを行い、人権尊重の機運を高めるため街頭啓発事業を実施する。 【実績】 【実施予定】 人権強調月間街頭啓発 8月1日（金） 人権週間街頭パレード 人権週間のうちの1日 人権週間街頭啓発 人権週間のうちの1日	文化市民局 人権文化推進課	①
52	啓発物品の作成及び配布	憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に当たり、人権擁護思想の普及・高揚を図るため、啓発物品として人権標語等を掲載したメモ帳を作成し、街頭啓発や講演会会場等において配布するとともに、人権月間には、四字熟語人権マンガ入選作品を掲載した卓上カレンダーを作成し、配布した。 【実績】 メモ帳作成冊数 61,300冊 カレンダー作成部数 17,800部	①継続 憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に当たり、人権擁護思想の普及・高揚を図るため、啓発物品として人権標語等を掲載したメモ帳を作成し、街頭啓発や講演会会場等において配布するとともに、人権月間には、四字熟語人権マンガ入選作品を掲載した卓上カレンダーを作成し、配布する。	文化市民局 人権文化推進課 各区役所 まちづくり推進課	①
53	憲法月間・人権月間ポスター作成	憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に当たり、人権擁護思想の普及・高揚を図るため、啓発ポスターを作成し、市政広報板等に掲示した。 【実績】 憲法月間 ポスター作成部数 12,650枚 人権月間 ポスター作成部数 12,800枚	①継続 憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に当たり、人権擁護思想の普及・高揚を図るため、啓発ポスターを作成し、市政広報板等に掲示する。	文化市民局 人権文化推進課	①
54	人権学習教材の作成	人権研修会等において市民の学習教材となるよう「人権ハンドブック」を作成し、配布した。 【実績】 公募事業の入選作品をいかした啓発冊子を作成した。	①継続 人権研修会等において市民の学習教材となるよう「人権ハンドブック」を作成し、配布する。	文化市民局 人権文化推進課	①
55	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	だれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議（事務局:京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集した。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用した。 【実績】 応募数：213校から5,232作品 入選作品：102作品	①継続 だれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議（事務局:京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集する。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。	文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課	①
56	人権メッセージコンクール（京都人権啓発推進会議）	人権尊重や共生社会をテーマとした短文の制作を通じて、市民の基本的人権についての理解を一層深め、人権尊重の精神を養う機会とする。入選作品は、京都人権啓発フェスティバル会場で展示を行った。	①継続 人権尊重や共生社会をテーマとした短文の制作を通じて、市民の基本的人権についての理解を一層深め、人権尊重の精神を養う機会とする。入選作品は、京都人権啓発フェスティバル会場で展示を行う。	文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課	①
57	人権啓発映画・ビデオの購入・貸出し	人権問題に関する啓発ビデオ等を購入し、各局・区等の行う人権啓発活動の資料として貸出を行った。 【実績】 啓発ビデオ 7作品購入、貸出回数 93回	①継続 人権問題に関する啓発ビデオ等を購入し、各局・区等の行う人権啓発活動の資料として貸出を行う。	文化市民局 人権文化推進課	①
58	啓発パネルの作成・貸出し	人権問題に関する啓発パネルを作成し、各局・区等の行う人権啓発活動の資料として貸出を行った。 【実績】 貸出回数 39回	①継続 人権問題に関する啓発パネルを作成し、各局・区等の行う人権啓発活動の資料として貸出を行う。	文化市民局 人権文化推進課	①
59	人権啓発に係る資料及び講師に関する調査の実施	本市各課が保有する、人権啓発サポート制度に提供可能な啓発資料や講師の情報の相互活用を図るため、啓発資料や講師に関する情報を照会し、リストに取りまとめ、ホームページに掲載した。 【実績】 資料の内容を更新	①継続 本市各課が保有する、人権啓発サポート制度に提供可能な啓発資料や講師の情報の相互活用を図るため、啓発資料や講師に関する情報を照会し、リストに取りまとめ、ホームページに掲載する。	文化市民局 人権文化推進課	①

60	人権啓発活動補助金の交付	市域において、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする講演会等の啓発活動に対して、費用の2分の1の範囲内で150万円を上限として、補助金を交付した。 【実績】 交付団体：12団体、交付金額：8,617千円	①継続 市域において、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする講演会等の啓発活動に対して、費用の2分の1の範囲内で150万円を上限として、補助金を交付する。	文化市民局 人権文化推進課	①
61	京都人権啓発推進会議への参画	京都府内の自治体や人権擁護委員連合会その他の団体等が一体となって人権啓発を推進するために設置された京都人権啓発推進会議に参画し、府民を対象とする人権啓発事業を実施した。 【実績】 ポスターコンクール、人権メッセージコンクール、人権啓発指導者養成研修会、人権強調月間啓発ポスター及びステッカーの掲出、人権強調月間街頭啓発、人権週間ポスターの掲出、人権週間街頭パレード及び街頭啓発	①継続 京都府内の自治体や人権擁護委員連合会その他の団体等が一体となって人権啓発を推進するために設置された京都人権啓発推進会議に参画し、府民を対象とする人権啓発事業を実施する。	文化市民局 人権文化推進課	④
62	京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	京都府内の人権啓発の連携・調整を目的として設置された京都人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進している。主な事業としては、人権啓発活動の推進方策の検討、人権関係情報の提供を目的としたホームページ開設、参画団体が共同で行う事業の企画・実施等がある。 【実績】 会議開催回数 3回（平成19年5月15日、平成19年11月14日、平成20年2月29日）	①継続 京都府内の人権啓発の連携・調整を目的として設置された京都人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進する。主な事業としては、人権啓発活動の推進方策の検討、人権関係情報の提供を目的としたホームページ開設、参画団体が共同で行う事業の企画・実施等を行う。	文化市民局 民生活部 人権文化推進課	④
63	市民啓発推進員セミナーの開催	【廃止】 18年度で終了		文化市民局 人権文化推進課	④
64	市民啓発推進員の派遣	【廃止】 18年度で終了		文化市民局 人権文化推進課	④
65	人権に関する情報の職員への提供	すべての職員が人権問題について高い見識の下に、人権文化の構築に積極的に取り組めるよう、人権問題に関する情報誌などを提供した。 【実績】 人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」を各所属へ配布（5月、8月、11月、2月）	①継続 すべての職員が人権問題について高い見識の下に、人権文化の構築に積極的に取り組めるよう、人権問題に関する情報誌などを提供する。	文化市民局 人権文化推進課	④

産業観光局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	企業向け人権問題情報誌「ベーシック」の発行	人権問題に取り組むことが、明るく働きやすい職場づくり、更には、企業の発展につながるという観点から、企業へのインタビュー記事の掲載など、人権に関する幅広い話題を提供することにより、企業が人権問題について考えるきっかけとして活用してもらうことを目的に発行した。 【実績】 発行年3回（5月、9月、12月）各10,000部	①継続 引き続き時宜に即したテーマの選定等、企業における従業員や顧客等の人権を尊重する取組に役立つよう掲載内容等の工夫を図る。	産業観光局 経済企画課	①
2	インターネットによる企業向け人権問題情報誌「ベーシック」等の発信	経済企画課のホームページに企業向け人権啓発のコーナーを設け、企業向け人権問題情報誌「ベーシック」や企業向け人権研修マニュアル「人権ソリューション」の内容等を紹介することで、企業内の人権研修に役立つ情報を発信する。また、「ベーシック」については、発行のつど、最新号をホームページにアップロードすることにより、少しでも多くの企業が内容を閲覧できるようにしている。 【実績】 ホームページへのアップロード年3回（5月、9月、12月）	①継続 引き続きインターネットを通じた情報発信に努める。	産業観光局 経済企画課	①
3	人権問題懇談会の開催	企業において人権問題の解決に積極的に取り組んでもらうためには、企業のトップが高い人権意識を持ち、企業経営の根幹に関わる事柄として、強力なリーダーシップで社内の末端にまで人権意識を浸透させることが不可欠であるとの考えのもと、経営者層を対象に、企業における人権問題解決の取組の重要性を認識してもらうきっかけとなる講座を開催した。 【実績】 開催日・参加者数 1月23日 企業17名 本市15名 計32名 テーマ 「『マンガを読む』ことと差別の関係」 講師 吉村和真氏	①継続 他の2種類の講座と併せ、講座名称を分かりやすく「企業向け人権啓発講座」と総称するとともに、企業のニーズを捉え、最新の課題も取り上げながら、企業内における人権尊重の風土づくりに役立つ講座の開催に努める。	産業観光局 経済企画課	①
4	人権問題連続講座の開催	企業内での人権研修をより自主的かつ積極的に実施してもらうためには、管理職に位置する者に、人権問題への正しい理解を求めるとともに、人権の大切さを知ってもらうことが重要であるとの考えのもと、役員及び総務・人事責任者を対象に、企業における人権問題とは何かということを改めて考えてもらうきっかけとなる連続講座を開催した。 【実績】 開催日・参加者数 第1回 6月7日 45名 第2回 6月21日 65名 第3回 6月27日 93名 テーマ・講師 第1回 講演「部落史に学ぶーいま、私たちに問われていることー」 講師 外川正明氏 第2回 講演「職場における人権研修会の風景」 講師 中山久夫氏 第3回 講演「職場のストレス対策とメンタルヘルスケア」 講師 朝枝哲也氏	①継続 同上	産業観光局 経済企画課	①
5	企業内人権研修推進者連続講座の開催	企業内での人権研修をより効果的に実施してもらうためには、研修を企画・立案する担当者に、様々な人権問題の現状や課題、解決方法など人権に関する幅広い知識を身につけてもらうとともに、様々な啓発手法を知ってもらう必要があるとの考えのもと、人権研修推進者を対象に、多彩なテーマや内容を盛り込んだ連続講座を開催した。 【実績】 開催日・参加者数 第1回 10月23日 21名 第2回 10月31日 79名 第3回 11月5日 54名 PART2 第1回 2月9日 38名 PART2 第2回 2月21日 30名 PART2 第3回 2月26日 58名 テーマ・講師 第1回 「『ツラッティキ本』施設見学及び地域の歴史やまちづくり活動等の紹介」 第2回 講演「企業と人権ー楽しい・ためになる人権研修を目指してー」 講師 名波龍弘氏 第3回 「第14回障害のある市民の雇用フォーラム」への参加 PART2 第1回 「第13回ふししみ人権の集い」への参加 PART2 第2回 講演「多文化共生を幸福なものにー職場での取組へのメッセージー」 講師 リリアン・テルミ・ハタノ氏 PART2 第3回 講演「女性が働きやすい職場づくりとは」 講師 上村多恵子氏	①継続 同上	産業観光局 経済企画課	①
6	企業に対する人権問題の解決に向けた取組の依頼	新規卒卒者の採用選考時期に合わせ、人権尊重の社風づくりや公正な採用選考の実施、社内における人権研修の実施など、企業において人権問題の解決に向けた取組の積極的な推進を依頼した。 【実績】 ベーシック9月号に同封する形で、『人権問題の解決に向けた取組について』と題したチラシを、市内企業等約6,000社に送付。	①継続 高等学校卒業予定者の採用選考開始月である9月に発行するベーシックへの記事掲載だけでなく、京都労働局が設ける公正採用選考推進旬間に合わせて、ベーシック5月号においても啓発文書の同封送付等を実施する。	産業観光局 経済企画課	①
7	企業向け人権啓発冊子の配布	企業における人権意識の向上と、人権に関する研修を推進するため、本市作成の企業のための人権ハンドブック「共生の社会へ」、企業向け人権研修マニュアル「人権ソリューション」をはじめ、中小企業庁監修の経営者層向け、人権啓発担当者向け、社員向けの人権啓発ガイドブック及び企業の社会的責任（CSR）、ユニバーサルデザイン、企業の情報モラルに関するハンドブックなど、様々な人権課題に関する資料を幅広く提供した。 【実績】1,093部	①継続 企業ニーズや時宜に即した資料の入手に努め、幅広い提供を図る。	産業観光局 経済企画課	①
8	人権啓発映画・ビデオ等の貸出（人権啓発サポート制度）	企業において人権研修を効果的に進めてもらうため、研修教材として、人権啓発映画・ビデオの貸出を行う。 【実績】21本（19年7月から人権啓発サポート制度）	①継続 企業ニーズや時宜に即したビデオ等、資料、講師の整備に努め、企業の取組の支援を図る。	産業観光局 経済企画課	①

保健福祉局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】虐待防止シェルターの設置		①新規 平成20年度から虐待シェルター確保事業を実施し、介護保険の要介護認定で要支援又は非該当（自立）と認定され、施設サービスを利用できない高齢者等が緊急に避難できる居室の確保を図る。	保健福祉局長 寿福祉課	②
2	【新規】ユニバーサル上映に対する補助制度		①新規 本市では、ユニバーサルデザインの考え方を採りいれ、年齢、性別、国籍、心身の機能にかかわらず、すべての人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備に取り組んでいる。 平成20年度からは、身近な娯楽である映画に着目し、映画のユニバーサル上映（字幕・副音声付き上映）に対する補助制度を創設し、事業者や市民の主体的な取組へのきっかけづくりをさらに進める。	保健福祉局保 健福祉総務課	②
3	【新規】障害者の就労支援対策		①新規 障害のある方が生きがいを持って働ける職場づくりを推進するため、企業等における障害者雇用や多様な福祉的就労の状況、一般就労への移行の取組の現況等を調査分析し、京都市域における障害のある方の職場づくり（働く場の確保）の推進方策と効果的な就労支援のモデルを検討する。また、障害のある方の社会参加と就労の重要性を理解し、雇用促進と就労支援の環境づくりを進める一環として、シンポジウム等を開催する。	保健福祉局障 害保健福祉課	①④
4	児童相談所の体制強化	平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されて以降、子ども虐待防止専任班（子ども虐待防止アクティブチーム）の設置など、児童虐待の早期発見から対応後のフォローまで、一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所の機能強化を進めている。 【19実績】 ・初期対応の更なる充実を図るため、新たに担当課長(1名)及び主席児童福祉司(1名)を増配置するとともに、「子ども虐待防止アクティブチーム」を1チーム(6名)から2チーム(10名)体制に強化 ・「子ども虐待ケアチーム」に児童福祉司1名を増員	②拡充 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正（平成20年4月施行）に伴い、児童相談所による法的介入権限が強化されたことを踏まえ、児童福祉司の増員を行うとともに、警察等関係機関との連携を強化するなど、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応を行うための児童相談所の体制強化を図る。	保健福祉局児 童家庭課	④
5	「HIV休日検査」の拡充	保健所において、感染不安を持つ市民を対象に、週1回無料・匿名でHIV検査を行うほか、月2回（午後6時～午後7時30分）、下京保健所において更なる受検機会の確保を図るため夜間即日検査（予約制）を実施し、さらに、6月から月2回（午後2時～午後4時）、財団法人京都工場保健会御池保健センターにおいて更なる受検機会の確保を図るため休日（日曜）検査（予約制）を実施する。	②拡充 更なる受検機会の確保を図るため昨年から開始した休日検査（予約制）の実施日を日曜から受検者の希望が多い土曜（午後4時～6時）として実施する。	保健福祉局保 健医療課	②
6	「京都市ホームレス自立支援等実施計画」の見直し	近年の雇用情勢や京都市自立支援センターの開設（平成16年12月）及び入所定員の増員（平成18年7月）、ホームレス無料法律相談の実施（平成17年4月～）など、平成16年8月に策定した「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づく種々の取組を実施している。当該取組などにより、福祉事務所のホームレスからの相談件数や京都市中央保護所の入所者数などは減少傾向にある。	②見直し 平成19年1月及び平成20年1月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果を精査し、国の基本方針を踏まえ、「京都市ホームレス自立支援等実施計画」を見直す。	保健福祉局地 域福祉課	④
7	子どもを共に育む京都市民憲章の推進	平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」を普及啓発し、憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指す。 【実績】 ・啓発リーフレット等の配布や「わたし憲章」の募集・「マンガ『子どもを共に育む京都市民憲章』」の作成等、市民一人ひとりの行動を促す啓発活動の推進。 ・憲章の普及促進に係る庁内体制を構築し、局・区等と連携した啓発を実施。 ・「京都やんちゃフェスタ2007」「保育フェスタ」「第11回人づくりフォーラム」「人づくり21世紀委員会各行政区実行委員会」「各行政区民まつり」等で啓発ブースを出展。 ・憲章制定1周年を記念した企画「みんなで広げよう！行動の輪！」を開催。 ・人づくりニュース、家庭教育新聞「あしたのために」等による憲章のPR。 ・市民しんぶん区版への啓発チラシのはさみ込み。	①継続 市民生活の隅々にまで憲章理念が浸透し、家庭、地域、教育、企業、行政など社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がる「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指して、憲章の更なる普及促進を図る。	保健福祉局 児童家庭課 教育委員会 生涯学習部	①
8	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業	言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図るため、外国語によるコミュニケーションが可能な支援員による訪問・支援活動等を行う団体に助成金を交付する。 ＜19年度助成先＞ 京都高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モア ＜活動内容＞ 外国人福祉委員（支援員）を募集し、8月に研修会実施後、訪問・電話・来所による相談支援活動を実施。	①継続 昨年度の実績を踏まえ、引き続き、外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解決を図るため、当事業を実施していく。	保健福祉局 長寿福祉課	③

9	みやこユニバーサルデザインの推進	■「ユニバーサルデザイン」という言葉、考え方の定着を目指す取組 ・アイデア・ヒント集シリーズ 冊子「わかりやすい印刷物のつくり方」の作成 発行数10,000部（3月） ・プラザ講義「実践ユニバーサルデザイン」開講支援 講義数15回（4～7月） 講義録作成350部（3月） ・既存イベントを活用した周知活動 参加イベント数4回（9～1月） ■事業者、市民等の取組誘導、支援 ・みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 応募総数 子どもアイデア部門 42件、一般部門 8件（6～9月） 表彰 子どもアイデア部門 7件、一般部門 5件（12月） ・ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣 派遣数4回（5～1月） ・みやこユニバーサルデザインフォーラムの結成 コア組織立上げ（1月） ・審議会等の開催 年5回（7～3月・部会含む）	①継続 ■「ユニバーサルデザイン」という言葉、考え方の定着を目指す取組 ・アイデア・ヒント集シリーズ「誰もが分かりやすい情報提供」（仮称）の発行 （3月） ・プラザ講義「実践ユニバーサルデザイン」開講支援 講義数15回（4～7月） 講義DVD作成（3月） ・既存イベントを活用した周知活動 参加イベント数5回（9～1月） ■事業者、市民等の取組誘導、支援 ・みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 募集部門 子どもアイデア部門、一般部門 募集（6～9月）、表彰（12月） ・ユニバーサルデザインアドバイザーの派遣 （5～3月） ・みやこユニバーサルデザインフォーラムの運営 （4～3月） ・審議会等の開催 ・バリアフリー上映補助	保健福祉局 保健福祉総務課	①
10	障害者福祉総合展の開催	障害のある市民もない市民も、すべての市民が日々の暮らしの中で、いきいきとした人生を築くことのできる社会を目指し、障害のある市民に対する正しい理解と認識を一段と深めるとともに、自立の促進と障害者福祉の増進を図る。 【実績】 12月8日・9日 京都市動業館「みやこめっせ」 ほっとはあと（授産）製品展示販売・障害者福祉啓発パネル展示・障害者関係団体作品展示・福祉機器展示・「障害者週間のポスター」展示	①継続 12月6日・7日 京都市動業館「みやこめっせ」 ほっとはあと（授産）製品展示販売・障害者福祉啓発パネル展示・障害者関係団体作品展示・福祉機器展示・「障害者週間のポスター」展示	保健福祉局 障害保健福祉課	①
11	心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集	障害のある人となない人との相互理解を促進することを目的として、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。また、応募のあった作品を、広く広くフェスタで展示、紹介し、障害者問題の啓発を図る。 【実績】 応募状況 「心の輪を広げる体験作文」16点 「障害者週間のポスター」18点	①継続 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。また、応募のあった作品を、広く広くフェスタで展示、紹介し、障害者問題の啓発を図る。	保健福祉局 障害保健福祉課	①
12	点訳音訳手話要約筆記ボランティア養成	視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。 【実績】 点訳奉仕員養成講習 85人（18年度） 音訳奉仕員養成講習 117人（18年度） 手話奉仕員養成講習 442人 要約筆記奉仕員養成講習 55人（18年度）	①継続 視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図る。 手話奉仕員養成講座（「入門」、「基礎（昼コース・夜コース）」 要約筆記奉仕員養成講座（基礎課程及び応用課程） 手話入門体験講座	保健福祉局 障害保健福祉課	②
13	障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実	身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力の下に、相談によって応え、社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進することを目的とする。 【実績】 法律相談 27件、結婚相談登録者数 358人、住環境相談 36件、福祉機器相談 51件、腎機能相談 336件	①継続 身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力の下に、相談によって応え、社会活動に必要な援助を行う。	保健福祉局 障害保健福祉課	③
14	知的障害者専門相談事業	在宅の知的障害のある市民が抱える、法律や人権等に関する専門的な相談に応じて、それぞれの分野の専門家が法的助言・相談等を行うことによって、知的障害のある市民の自主的な社会活動を育成、支援する。 【実績】 相談：法律 30件、人権 24件、教育 8件、療育 27件、施設 17件、医療 12件、フレカカウンセリング：9件 その他：11件 講習会：3回	①継続 在宅の知的障害のある市民が抱える、法律や人権等に関する専門的な相談に応じて、それぞれの分野の専門家が法的助言・相談等を行うことによって、知的障害のある市民の自主的な社会活動を育成、支援する。	保健福祉局 障害保健福祉課	③
15	身体障害者相談員・知的障害者相談員の充実	身体障害者、知的障害者の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関に対し協力等を行い、身体障害者、知的障害者の福祉の増進を図る。 【実績】 身体障害者相談員102人、知的障害者相談員48人を設置し、相談活動を行っている。（平成20年3月末時点）	①継続 身体障害者、知的障害者の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、関係機関に対し協力等を行い、身体障害者、知的障害者の福祉の増進を図る。 身体障害者相談員103人 知的障害者相談員48人設置 （平成20年4月1日時点） （委嘱期間：平成20年4月1日～平成22年3月31日）	保健福祉局 障害保健福祉課	③
16	手話通訳者、要約筆記者の派遣	聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者・協力員及び要約筆記者を派遣し、意志伝達手段を確保する。 【実績】 派遣数：手話通訳者 3,557人、要約筆記者 309件（延べ772人）（18年度）	①継続 聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者・協力員及び要約筆記者を派遣し、意志伝達手段を確保する。	保健福祉局 障害保健福祉課	②

17	聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実	ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、身体に障害のある市民が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れ、また、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な施策を実施し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進するもの ＜事業内容＞ 盲女性家庭生活訓練、盲青年等社会生活教室、聴覚言語障害者生活訓練、難聴女性・青年講座、難聴者自立訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者発声訓練・指導者養成、吃音訓練、点字広報等の発行、字幕入りビデオカセットライブラリー製作貸出、視覚障害者点字即時情報ネットワークの各種事業を実施。 【実績】 盲女性家庭生活訓練 769人、盲青年等社会生活教室 1,015人、聴覚言語障害者生活訓練 341人、難聴女性・青年講座 207人、難聴者自立訓練 325人、オストメイト社会適応訓練 64人、音声機能障害者発声訓練・指導者養成 2,148人（17年度）	①③継続・廃止、休止 オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者発生訓練・指導者養成、字幕入りビデオカセットライブラリー製作貸出、視覚障害者点字即時情報ネットワークについては、京都府に移行	保健福祉局 障害保健福祉課	②
18	補助犬啓発事業	視覚・聴覚・肢体に障害のある市民の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、市民の理解を深め、同伴できる民間施設等の拡大を図るための啓発を行う。	①継続 視覚・聴覚・肢体に障害のある市民の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、市民の理解を深め、同伴できる民間施設等の拡大を図るための啓発を行う。 また、補助犬に関する相談窓口を設置する。	保健福祉局 障害保健福祉課	① ②
19	身体障害者障害別体育大会の開催	肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施し、スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害者の自立支援と積極的な社会参加を促進する。 【実績】 肢体障害：10月23日開催 約163人 視覚障害：10月10日開催 約180人 聴覚障害：11月11日開催 約100人	①継続 肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施し、スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害者の自立支援と積極的な社会参加を促進する。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
20	重度障害者スポーツ講習会の開催	重度の障害のある市民のスポーツ活動を支援し、障害者スポーツの発展を図ることを目的に、普段外に出る機会の少ない重度障害のある市民に、スキーと雪遊びを体験してもらう。 【実績】 2月11日 マキノスキー場 参加者 45人（19年度） 雪不足のため中止（18年度）	①継続 重度の障害のある市民のスポーツ活動を支援し、障害者スポーツの発展を図ることを目的に、普段外に出る機会の少ない重度障害のある市民に、スキーと雪遊びを体験してもらう。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
21	知的障害者スポーツ大会の開催	知的障害者のフライングディスク大会を通じて、障害者スポーツの一層の発展を図ると共に社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として行う。 【実績】 3月12日 障害者スポーツセンター 内容：フライングディスク（ディスタンス及びアキュラシー） 参加選手数：90人	①継続 知的障害者のフライングディスク大会を通じて、障害者スポーツの一層の発展を図ると共に社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として行う。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
22	全国車いす駅伝競走大会の開催	全国の身体障害者の車いす駅伝競走を通じて、障害者の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深めることを目的として開催する。 【実績】 2月24日 コース：国立京都国際会館～西京極総合運動公園 5区間 21.3km 参加：全国27チーム 240人参加（うち選手162人）	①継続 全国の身体障害者の車いす駅伝競走を通じて、障害者の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深めることを目的として開催する。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
23	いきいきハウジングリフォーム事業	重度障害のある方が住み慣れた家での生活を暮らしやすく、また、介護する方の負担を軽くするために、住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成する。 【実績】 助成決定件数：82件	①継続 重度障害のある方が住み慣れた家での生活を暮らしやすく、また、介護する方の負担を軽くするために、住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成する。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
24	福祉ガイドマップの作成	障害者の社会参加の促進を図るため、「京都市ハンディマップ(平成10年度改訂版)」を配付する。 希望者に随時配布。インターネットでも閲覧可能。 【実績】 インターネットでの京都市ハンディマップの情報提供並びに改訂版発行のため、社寺・文化施設の調査を実施	①継続 障害者の社会参加の促進を図るため、「京都市ハンディマップ(平成10年度改訂版)」及び「京都市ハンディマップ(社寺・観光施設編)」を配付する。 希望者に随時配布。インターネットでも閲覧可能。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
25	京都市障害者雇用促進啓発事業	障害のある市民の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある市民に対する理解と認識を深め、障害のある市民の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、障害者雇用促進啓発ポスターを9月の障害者雇用促進月間に掲示する。 【実績】 障害者雇用促進啓発ポスターを地下鉄車内に掲示	①継続 障害のある市民の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある市民に対する理解と認識を深め、障害のある市民の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、障害者雇用促進啓発ポスターを9月の障害者雇用支援月間に掲示する。	保健福祉局 障害保健福祉課	①
26	障害者のためのモデル街づくり推進懇談会の開催	18年度から当懇談会を「京都市みやこユニバーサルデザイン審議会」に統合した。		保健福祉局 障害保健福祉課	②
27	精神科救急医療システム	精神に障害がある市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、休日・夜間において病状が急変した時に相談し、状況に応じた適切な医療を速やかに受けるための体制を確保する。 【実績】 相談件数 2,850件（うち医療機関紹介等335件）	①継続 休日・夜間において病状が急変した時に相談し、状況に応じた適切な医療を速やかに受けるための体制を確保する。	保健福祉局 障害保健福祉課	③
28	自動車運転免許取得助成	身体障害者の自立と社会参加を図るため自動車運転免許(第1種普通免許)を取得する費用を助成する。 【実績】 助成件数 19件	①継続 身体障害者の自立と社会参加を図るため自動車運転免許(第1種普通免許)を取得する費用を助成する。	保健福祉局 障害保健福祉課	②

29	自動車改造費助成	重度の身体障害者が自ら所有し運転する自動車を、障害状況に応じて改造する場合の費用を助成することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進する。 【実績】 助成件数 26件	①継続 重度の身体障害者が自ら所有し運転する自動車を、障害状況に応じて改造する場合の費用を助成することによって、身体障害者の自立と社会参加を促進する。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
30	重度障害者タクシー料金助成	重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。 【実績】 交付枚数 12,896枚	①継続 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
31	障害者情報バリアフリー化支援事業	障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用できるための支援を行うことにより、障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。 【実績】 助成件数 21件	①継続 障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用できるための支援を行うことにより、障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
32	市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付することにより、社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある市民の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。 【実績】 114,676人（介護人の人数含む）	①継続 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付することにより、社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある市民の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。	保健福祉局 障害保健福祉課	②
33	こころのふれあい交流サロンの運営	精神に障害のある市民の地域交流や社交の場を確保するとともに、精神障害に関する地域啓発を推進するため、精神に障害のある市民だけでなく、地域住民やボランティアが気軽に参加することができ相互に交流できる、幅広い層の市民の交流の場、憩いの場として、こころのふれあい交流サロンを運営する。 【実績】 平成19年10月1日に左京区、山科区、下京区にて新たに1箇所ずつ開設し、各行政区に1箇所、合計11箇所で開催を行った。	①継続 20年度は、定期的に懇談会を開催し、各サロン同士の連携を深め、サロン運営の充実をめざす。	保健福祉局 障害保健福祉課	①
34	ホームレスの自立の支援等	平成16年8月に策定した「京都市ホームレス自立支援等実施計画」の取組の一環として、平成16年12月に「京都市自立支援センター」運営を開始した。同センターにおいては、就労による自立意欲と能力を有するホームレスを対象に、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うなど、就労による自立支援を行っている。 【実績】 ・多重債務等法律的な問題を抱えていることにより、自立が阻害されているホームレスの支援対策として、京都弁護士会の協力を得て、毎月1回、ホームレス無料法律相談事業を実施した。相談件数45件 ・平成18年7月より、「京都市自立支援センター」入所定員20名から30名に拡大した。19年度入所者52名。	①継続 ・「京都市自立支援センター」において、就労による自立意欲と能力を有するホームレスを対象に、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供を行うなど、就労による自立支援を行う。 ・多重債務等法律的な問題を抱えていることにより、自立が阻害されているホームレスの支援対策として、京都弁護士会の協力を得て、毎月1回、ホームレス無料法律相談事業を実施する。	保健福祉局 地域福祉課	②
35	福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行	「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムの活用や情報誌の発行により、福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行った。 【実績】 1 情報システム ○福祉ボランティア団体・活動情報サーチシステム登録（300団体） ○福祉ボランティアに関する募集やイベント等の情報発信（762件） ○ホームページアクセス（88,945件） 2 情報誌の発行 ○月刊ボランティアズ京都（11回：各9,000部）	①継続 ・「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムの活用や情報誌の発行により、福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。	保健福祉局 地域福祉課	②
36	ボランティアに関する各種講座の開催	「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催し、人材養成等を行った。 【実績】 1 市福祉ボランティアセンター主催事業 ○ボランティア活動入門講座（14回、参加計165人） ○ボランティアコーディネーター研修会（1回、参加計94人） ○大学ノートテイクナー養成講座（日本学生支援機構及び大学コンソーシアムとの共催により実施、4回、参加計240人） ○ボランティア活動交流研修会（1回、参加計75人） 2 各区ボランティアセンター主催事業 ○入門講座・各種専門講座 ○青少年の福祉体験（ユースアクション）事業	①継続 ・「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催し、人材養成等を行う。	保健福祉局 地域福祉課	②
37	母子家庭等医療費支給事業	母子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、母子家庭の児童とその母親等及び父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、医療費の一部を支給した。 【実績】 月平均受給者数 28,550人 一人当たりの助成額 34,654円	①継続 ・母子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、母子家庭の児童とその母親等及び父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、医療費の一部を支給する。	保健福祉局 地域福祉課	②
38	乳幼児医療費支給事業	乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るため、小学校就学前までの乳幼児に対し、医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給した。19年9月からは、入院については小学6年生までに拡充し、制度名称も子ども医療費支給事業と改めた。 【実績】 月平均受給者数 69,697人 一人当たりの助成額 18,182円	①継続 ・乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るため、小学校就学前までの乳幼児に対し、医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給した。19年9月からは、入院については小学6年生までに拡充し、制度名称も子ども医療費支給事業と改めた。	保健福祉局 地域福祉課	②
39	老人医療費支給事業	高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図るため、所得税非課税世帯に属する方又は、ねたきり・ひとり暮らし・老人世帯に該当する方（所得制限あり）に対して医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給した。 【実績】 月平均受給者数 14,800人 一人当たりの助成額 78,807円	①継続 ・高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図るため、所得税非課税世帯に属する方又は、ねたきり・ひとり暮らし・老人世帯に該当する方（所得制限あり）に対して医療保険の一部負担金と、一定金額の患者負担との差額を支給する。	保健福祉局 地域福祉課	②

40	重度心身障害者医療費支給事業	重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療保険の一部負担金に相当する額を支給した。 【実績】 月平均受給者数 9,671人 一人当たりの助成額 165,287円	①継続 ・重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療保険の一部負担金に相当する額を支給する。	保健福祉局 地域福祉課	②
41	重度障害老人健康管理費支給事業	重度の障害を持つ高齢者に対し、老人保健医療の一部負担金に相当する額を支給することにより、重度障害高齢者の健康管理に寄与する。 【実績】 支給額 1,787,612,392円 件数 477,205件	①継続 重度心身障害者に対し、医療費の一部を支給することにより、重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。 平成20年度から老人保健医療は後期高齢者医療に制度変更されるが、当事業は今までと同様に実施する。	保健福祉局 保険年金課	②
42	「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布	外国人に対して国民健康保険制度の周知を図るため、外国人向けに解説した冊子（英語、中国語、ハングル、日本語併記）を作成し、市内の各大学、国際交流会館及び各区役所・支所で配布する。 【実績】 19年度作成数 5,700冊（2年に1度冊子を作成しており、19・20年度分を作成。冊子の作成は、次回21年度を予定。）	①継続 （ただし、平成20年度は実施しない。次回は平成21年度に作成する予定である。）	保健福祉局 保険年金課	②
43	子育て支援シンポジウム	子どもの人権擁護と健全育成、子育て支援を総合的、一体的に推進するため、特に家庭でどのように取り組んでいけばよいかを市民と共に考えていく場とした。 【実績】 内容：子ども・子育ていきいきフェアにおいて、「きのいい羊達による子育て支援講演会」を開催 日時：平成20年1月12日（土） 場所：みやこめっせ第3展示場 参加者：約130名	①継続 19年度と同様、子どもの人権擁護と健全育成、子育て支援を総合的、一体的に推進するため、特に家庭でどのように取り組んでいけばよいかを市民と共に考えていく場とする。	保健福祉局 児童家庭課	①
44	子ども支援センターの運営	新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」に掲げる市民・地域ぐるみで子育てを支えあう子育て支援の風土作りのための行政区レベルにおけるネットワークの拠点として、各区・支所福祉部に存在している「子ども支援センター」において相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施、区域内の関係機関とのネットワーク化を通じた地域サービスの充実などに取り組んだ。 また、平成17年12月からは必要に応じて家庭訪問による相談援助「育児支援家庭訪問事業」を実施している。 なお、育児支援家庭訪問事業については、支援を必要としながらも自ら支援を求められない子育て家庭を早期に把握し、従来のような来所型の相談対応ではなく、専門職員による家庭訪問を通じて育児支援を行い、子どもの人権擁護に取り組んでいる。 【実績】 総合相談窓口における相談受付件数 1,570件（平成18年度実績）	①継続 19年度と同様、子ども支援センターにおける相談受付件数が増加している状況を踏まえ、子どもと家庭に関する様々な相談に対し、子育て情報の提供から、相談室や家庭訪問、関係機関との連携による個別処遇まで、相談内容に応じ、より適切な対応を行えるよう取り組んでいく。	保健福祉局 児童家庭課	③
45	地域子育てステーションの設置の拡大	新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」の重点施策と位置付け、身近な地域における子育て支援に関わる相談・ネットワークの拠点として保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」として指定し、子育て相談や子育て講座の開催、園庭開放及び育児に関する情報提供等の事業に取り組んだ。	①継続 20年度10箇所指定、計170箇所に。	保健福祉局 児童家庭課 保育課	③
46	京都子どもネットワーク連絡会議	子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等が連携し、情報交換や様々な活動を行い、子どもの健全育成・子育て支援の取組を進めた。 【実績】 全体会議1回 進捗管理部会1回 本市機関連絡推進会議1回 課題別検討会議1回（児童虐待防止対策1回） 子ども・子育ていきいきフェア作業部会5回	①継続 19年度と同様、子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等が連携し、情報交換や様々な活動を行い、子どもの健全育成・子育て支援の取組を進めていく。	保健福祉局 児童家庭課	④
47	児童虐待防止リーフレットの配布	子どもへの虐待の防止・早期発見を呼び掛ける一般向けリーフレットを、関係窓口に配置した。 【実績】 リーフレット改訂発行（20,000枚）＊平成17年度	①継続 19年度と同様、子どもへの虐待の防止・早期発見を呼び掛ける一般向けリーフレットを、関係窓口に配置する。	保健福祉局 児童家庭課	①
48	児童虐待防止にかかる啓発ポスター・チラシの掲示	児童虐待の早期発見及び通告義務の啓発を目的にポスターを関係機関に配置した。 【実績】 国の児童虐待防止推進月間（11月）に合わせて、福祉事務所、保健所、保育所・児童館、学校等で掲示した。	①継続 19年度と同様、昨年度までの実績を踏まえ、掲示場所の拡大を検討するなど、より効果的な市民啓発を行えるよう取り組んでいく。	保健福祉局 児童家庭課	①
49	児童虐待防止法のてびき「みんなで築く子どもの笑顔」の配布	「児童虐待防止等に関する法律」の施行に伴い、法の趣旨と内容に関係機関及び市民に啓発することを目的に作成したリーフレットを研修等の場で活用した。 【実績】 前年度に引き続き研修等の場で活用した。	①継続 19年度と同様、「児童虐待防止等に関する法律」の施行に伴い、法の趣旨と内容に関係機関及び市民に啓発することを目的に作成したリーフレットを研修等の場で活用していく。	保健福祉局 児童家庭課	①
50	児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施	児童虐待防止等に関する活動を行うため、関係機関職員等に対して、児童虐待の早期発見、早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう専門研修を実施した。 【実績】 教職員、民児協、施設職員等を対象として8回実施（参加 延569名）	①継続 19年度と同様、児童虐待防止法及び児童福祉法が改正（平成20年4月施行）されたことを踏まえ、児童相談所と関係機関がより効果的に連携できるような研修実施に向けて取り組んでいく。	保健福祉局 児童家庭課	④

51	「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践	子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培うことを目的として、保育所保育指針や新「京・子どもいきいきプラン」を基本とし、少子化など保育所を取り巻く実態や地域のニーズなどを十分に把握したうえで、保育所ごとに策定する保育計画・指導計画によって、「保育の主体は子どもである」という視点に立って、子どもの自主性、意欲を喚起し、子ども自身が選択することを重視した保育を展開する。 【実績】 通常の保育の中において、継続して推進	①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京・子どもいきいきプラン」を基本とし、引き続き子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培うために、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
52	障害のある児童の保育の充実	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 【実績】 通常の保育の中において、継続して推進	①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京・子どもいきいきプラン」を基本とし、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
53	幅広い地域からの入所と交流	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 【実績】 通常の保育の中において、継続して推進	①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京・子どもいきいきプラン」を基本とし、幅広い地域からの入所を受け入れることにより、子どもが人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
54	男女の共生を進める保育の推進	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 【実績】 通常の保育の中において、継続して推進	①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京・子どもいきいきプラン」を基本とし、引き続き保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう、配慮する保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
55	異文化を持つ人との共生を進める保育の推進	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 【実績】 通常の保育の中において、継続して推進	①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京・子どもいきいきプラン」を基本とし、引き続き保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心育てるよう配慮する保育を展開する。	保健福祉局 保育課 保育所	①
56	地域の保護者・児童の自立の支援等	家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。 【実績】 通常の保育の中において、継続して推進	①継続 厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京・子どもいきいきプラン」を基本とし、引き続き地域社会との交流や連携を図り、一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、援助を行っていく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
57	地域子育て支援事業の拡充	保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組むため、新「京・子どもいきいきプラン」の重要施策である「子どもネットワーク」の地域レベルのネットワークとして事業を実施。 【実績】 17箇所	①継続 昨年度実施した各保育所での子育て講座等の実績を踏まえ、出産後の子育て不安を抱く夫婦に様々な講座や体験教室を開くことにより、継続して子育ての不安の軽減を図っていく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
58	子育て学習会・子育て講演会の開催	子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図るとともに、子どもの人権、児童虐待、障害のある子どもの保育など、人権に関わる問題について学習機会を提供している。 【実績】 178回実施 参加者延べ5,814人	①継続 昨年度の研修の実績を踏まえ、アンケートや参加人数により今後更に充実させるべく内容を吟味していく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
59	保護者会活動の支援	子どもの人権に関わる問題について学習機会を提供している。 【実績】 育児講座や親子の集いなどを保護者会と共催 27事業 参加者延べ6,762人	①継続 育児講座や親子の集いなど、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つ事業は、子どもを慈しみ育むものであるため、今後も継続して保護者会活動の支援を行っていく。	保健福祉局 保育課 保育所	①
60	保育所に関する外国語パンフレット等の配布	本市に在住し、保育所、昼間里親への入所を希望する外国人の方向けに、保育所制度や入所手続等を説明した外国語版「保育所入所申込みのご案内」（5箇国語）を配布している。 また、福祉事務所での窓口業務や保育所、昼間里親での保育の際に、外国人の保護者、児童と円滑なコミュニケーションが図れるよう外国語版「保育所ガイドブック」（5箇国語）を活用している。 【実績】 各保育所、昼間里親、福祉事務所等で配付・活用	①継続 引き続き、本市に在住し、保育所、昼間里親への入所を希望する外国人の方向けに、保育所制度や入所手続等を説明した外国語版「保育所入所申込みのご案内」（5箇国語）を配布する。 また、福祉事務所での窓口業務や保育所、昼間里親での保育の際に、外国人の保護者、児童と円滑なコミュニケーションが図れるよう外国語版「保育所ガイドブック」（5箇国語）を活用する。	保健福祉局 保育課	②
61	保育所職員研修	「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進するため、把握、分析、処理する力、業務に対する意欲、専門的な知識や技術、広い視野と豊かな人間性を持つ職員を育成する。 【実績】 190回 延べ4,041人	①継続 昨年度の研修の実績を踏まえ、「子ども主体の保育」「人権を大切に育てる保育」を職員が保育所において実践できるように、今年度も保育課主催・保育所内部での自主研修・保育所への講師の派遣など様々な方法により研修を実施する。	保健福祉局 保育課	④

62	「児童虐待防止SOS専用電話の設置」	児童虐待に関する通告や相談などを受付ける専用電話（TEL801-1919）を設置（平成13年6月25日）し、夜間・休日を含め24時間体制で児童虐待に対して迅速かつ的確に対応した。 【実績】 相談受付件数860件	①継続 児童虐待に関する通告や相談などを受付ける専用電話（TEL801-1919）を設置（平成13年6月25日）し、夜間・休日を含め24時間体制で児童虐待に対して迅速かつ的確に対応する。	保健福祉局 児童福祉センター	③
63	虐待相談ホームページの開設	虐待の未然防止と早期解決を図るため、虐待をしてしまいそう、してしまったと悩む保護者がインターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や、子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自分の問題解決の一助としてもらうとともに、虐待を知った市民の市への通告方法等についての情報提供を行った。 【実績】 アクセス件数 301,452件	①継続 虐待の未然防止と早期解決を図るため、虐待をしてしまいそう、してしまったと悩む保護者がインターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や、子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自分の問題解決の一助としてもらうとともに、虐待を知った市民の市への通告方法等についての情報提供を行う。	保健福祉局 児童福祉センター	③
64	児童虐待に関する職員の専門性の向上	児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている、虐待家庭の支援及び、児童福祉法及び虐待防止法の改正をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行い、虐待ケースの処遇の向上を図ることを目的とする。 【実績】 12月「虐待家庭に対する見立てと支援の方法」（講師：石附 敦氏） 39名参加 2月「児童福祉法及び虐待防止法の改正について」（講師：津崎 哲郎氏） 51名	①継続 児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている、虐待家庭の支援、児童福祉法及び虐待防止法の改正をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行い、虐待ケースの処遇の向上を図ることを目的とする。	保健福祉局 児童福祉センター	③
65	敬老乗車証の交付	高齢者福祉施策として、高齢者が、高齢者福祉施策の利用や老人クラブ活動への参加等さまざまな社会活動に参加し、生きがいづくりに役立てることを目的として、70歳以上の高齢者に敬老乗車証を交付している。 【実績】 交付数 117,082人（10月末実績）	①継続 昨年度の実績を踏まえ、引き続き、生きがいづくりに役立てることを目的に実施していく。	保健福祉局 長寿福祉課	②
66	シルバー人材センターの設置	概ね60歳以上の高齢者の労働能力を活用し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業をとおして、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図るため、地域に密着した仕事を提供している。 【実績】 会員登録数 4,699人 契約件数26,685件	①継続 昨年度の実績を踏まえ、今後も高齢者の積極的な社会参加を図っていく。	保健福祉局 長寿福祉課	②
67	老人福祉センターの運営	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、各種の相談に応じることにより、高齢者の健康で明るい生活を支援する。 【実績】 老人福祉センター17箇所 利用者数 536,183人	①継続 昨年度の取組を継続するとともに20年度においては、介護予防事業に積極的に取り組むこととする。	保健福祉局 長寿福祉課	②
68	老人いこいの家の設置	閑静なたたずまいと美しい庭園を持つ京都の名刹寺院等に老人いこいの家を設置し、高齢者の憩いと静養の場を確保し、安寧な毎日が送れるよう、静かで快適な環境を提供した。 【実績】 老人いこいの家 5箇所 利用者数 23,180人	①継続 昨年度の実績を踏まえ、今後も高齢者の憩いと静養の場の確保に取り組んでいく。	保健福祉局 長寿福祉課	②
69	老人クラブへの活動費補助	同一地域内に住む概ね60歳以上の方が集まり、社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動を行う老人クラブに対し、活動費の一部を補助、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実を促進している。 【実績】 老人クラブ数 1,157クラブ 会員数 65,093人	①継続 昨年度の実績を踏まえ、友愛訪問事業については、全市に拡大して実施できるよう補助を拡大する。	保健福祉局 長寿福祉課	②
70	老人クラブハウスへの助成	高齢者の集会、クラブ活動及び憩安の場として、高齢者の生きがいを高めるために設置された老人クラブハウスに対し助成した。 【実績】 老人クラブハウス数 121 利用人数 248,693人	①継続 昨年度の実績を踏まえ、更に高齢者の生きがいづくりの充実を図っていく。	保健福祉局 長寿福祉課	②
71	老人スポーツの普及事業	各区において老人スポーツの普及事業を1年を通じ実施し、高齢者の健康保持と生きがいを高めるための老人スポーツ普及振興を図った。 【実績】 各行政区毎にゲートボール大会等を開催した。	①継続 昨年度の実績を踏まえ、更に老人スポーツ普及振興を図っていく。	保健福祉局 長寿福祉課	②
72	高齢者・障害者権利擁護推進事業	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築していく必要があるため、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関連団体の連携の在り方等について検討を行い、また、市民や介護職員等への啓発を行うなど、高齢者・障害者の権利擁護対策の推進を図る。 【実績】 関係諸団体・学識経験者・京都市で構成する権利擁護ネットワーク連絡会議の運営、権利擁護に関する広報・啓発等 [京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議の運営] ○運営会議の開催（1回） ○連絡会議の開催（1回） ○課題別部会の設置・開催 ・第1部会 テーマ「権利擁護の問題を市民みんなのものに」 ・第2部会 テーマ「権利侵害の解決に向けて」 [広報・啓発] 成年後見セミナー、講演及び相談会等の開催 [その他] 成年後見制度における市長による審判請求の実施 高齢者虐待防止事業の実施 「高齢者虐待事例への対応について」（対応マニュアル）の作成	①継続 昨年度の実績を踏まえ、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」、成年後見セミナー、高齢者虐待に関する研修及び講演等の開催により、関係団体との連携を密にし、今後、より一層の市民啓発を図っていく。	保健福祉局 障害保健福祉課 長寿福祉課	②

73	市民すこやかフェアの開催	高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民が、スポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」を考える契機となるイベントとして開催した。多くの市民が参加できる「舞台発表会」、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）美術展京都市代表作品選考会」等を展開した。 【実績】 来場者数 18,000人	①継続 市民が気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会の提供を図っていく。	保健福祉局 長寿福祉課	①
74	老人の日記念行事を通じた取組	多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うとともに、ひろく市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるための取組 【実績】 敬老記念品贈呈事業 内容：当該年度中に100歳となる長寿者を祝い、敬老記念品を贈呈する。 対象者：明治39年4月1日から明治40年3月31日までに出生した者 226人 記念品：清水焼（湯呑）	①継続 昨年度と同様、多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うとともに、ひろく市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるための取組として実施する。	保健福祉局 長寿福祉課	①
75	ねんりんピックへの選手派遣	健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的として開催される全国健康福祉祭に京都市代表選手団を派遣することにより、京都市における高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進等を図る。 【実績】 派遣人数174人（茨城県）	①継続 昨年度の実績を踏まえ、更に高齢者の社会参加の推進を図っていく。	保健福祉局 長寿福祉課	①
76	介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布	外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深めることを目的として、介護保険制度のしくみを説明したパンフレットの外国語版（英語、中国語、ハングル、日本語併記）、点字版を作成し配布している。	①継続 外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深めることを目的として、介護保険制度のしくみを説明したパンフレットの外国語版（英語、中国語、ハングル、日本語併記）、点字版を作成し配布する。	保健福祉局 介護保険課	②
77	精神障害に関する知識等の普及に係る講演会の開催	市民啓発の一環として、各区のこころのふれあいネットワークが実施主体となり、精神障害やこころの健康に関する講演会を開催した。 【実績】 全行政区において講演会、研修会、精神保健福祉連続講座、地域懇談会等を開催し、全体会を1回開催した。	①継続 引き続き、各区のこころのふれあいネットワークが実施主体となり、こころの健康に関する講演会等を開催し、精神障害の人権等について、市民啓発を推進する。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健所・支所	①
78	こころの健康講座の開催	市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解を深めることを目的とし、精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、講演会、シンポジウム、共同作業所等の作品の展示等を実施した。 【実績】 12月12日 講演及びシンポジウム 京都市アバンティホール テーマ：うつ病からの回復とこころの健康づくり ＜講演＞「うつ病からの回復」講師 島 悟（精神科医） ＜シンポジウム＞「こころの相談からみえるもの」 シンポジスト 平田真貴子（いのちの電話事務局長） 山根英之（京都工場保健会カウンセラー） 山下俊幸（こころの健康増進センター所長） コーディネーター 菅 佐和子（京都大学医学研究科教授臨床心理士） 参加者：219人	①継続 引き続き、精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、講演会、シンポジウム、共同作業所等の作品の展示等を実施し、市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解を深める。	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
79	精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供	精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワークに随時貸し出した。 【実績】 貸出件数 19件	①継続 精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワークに随時貸し出ししていく。	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
80	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会では、①市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促し、連携と活動強化を図る②地域での精神に障害を持つ市民の社会参加の支援③精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行い、精神保健福祉に対する理解を広げるための啓発活動等に取り組む。 【実績】 ○幹事会の開催 12回 ○精神保健福祉ボランティア養成講座 7回（延）252人 ○風に出会う会（市民と障害者が歌とお話で交流する会）102人	①継続 引き続き、精神保健福祉に対する理解を広げるため、以下の啓発活動等に取り組む。 ○ボランティア交流会の開催 ○風に出会う会 ○精神保健福祉ボランティア養成講座の開催 ○風に出会う会の開催 ○幹事会	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
81	精神障害者法律相談	精神障害者に関わる法的な問題について、法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、弁護士及び相談員による法律相談を行い、これによって精神に障害のある方の地域社会における自立、社会参加を支援した。 【実績】 法律相談 40件	①継続 引き続き、法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、弁護士及び相談員による法律相談を行い、これによって精神に障害のある方の地域社会における自立、社会参加を支援するため、京都弁護士会に委託し、毎月2回開催する。	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
82	精神保健福祉相談事業	市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じるために、電話相談（相談専用）及び来所相談（予約制）を実施した。 【実績】 電話相談 2,678件 来所相談 787件	①継続 引き続き、電話相談（相談専用）及び来所相談（予約制）を通じて、市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じていく。	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
83	精神障害者訪問指導事業	各保健所・支所の精神保健福祉相談員・保健師が精神に障害のある市民の家庭を訪問し本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行った。 【実績】 訪問延実績 5,177件	①継続 引き続き、各保健所・支所の精神保健福祉相談員・保健師が中心となって、精神に障害のある市民の家庭の訪問活動を強化し、本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行っていく。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健所・支所	③

84	精神障害者社会復帰相談指導事業	各保健所・支所において、原則として毎月3回実施し、グループ活動等を通じて精神に障害のある方の社会復帰及び就労準備等の促進を図る。 【実績】 505回 4,254人	①継続 引き続き、各保健所・支所において、グループ活動等を通じて精神に障害のある方の社会復帰及び就労準備等の促進を図るため、毎月3回の実施を推進する。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健所・支所	③
85	京都精神障害者就労支援ネットワーク	精神に障害を持つ市民を支援する関係機関の密接な連携により、対象者が就労し社会参加していきやすい環境作りに努めるとともに、雇用の準備段階からの援助により就労への円滑な移行を可能とする援助を目的とする。ネットワークの運営は京都市、京都府、京都労働局、京都障害者職業センターの四者が担当した。 【実績】 運営会議 1回、就労支援セミナー 1回	①継続 引き続き、京都市、京都府、京都労働局、京都障害者職業センターの四者が連携し、対象者が就労し社会参加していきやすい環境作りに努めるとともに、雇用の準備段階からの援助により就労への円滑な移行を目指す。 ・運営会議 2回 ・就労支援セミナー 2回	保健福祉局 こころの健康増進センター	④
86	京都市精神障害者社会適応訓練事業	就労を通じた社会参加と生活の自立を目指す、精神に障害を持つ市民が、精神の障害に対して一定の理解を持った一般の協力事業者に通い、作業等に取り組むことで、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力など本格的な就労に際して必要となる能力養うことを目的とする。また、同時に一般に広く協力事業所を募り、定期的に事業主向け研修を行うことで、精神に障害を持つ従業員の雇用に対する理解を深めた。 【実績】 訓練登録者 合計52人 訓練延べ日数 3,872人 協力事業所登録 119事業所 事業主等研修会 平成20年2月6日「社会適応訓練から一般就労へ」	①継続 更に多くの精神障害者に周知し、利用促進を図るため、事業広報のためチラシを作成し関係機関に配布していく。	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
87	精神障害者社会復帰施設及び共同作業所等職員研修会	市内の精神障害者社会復帰施設及び共同作業所等で、精神に障害を持つ市民の社会参加や就労訓練等の支援に取り組む職員を対象に、具体的な知識・方法を身につけること、及び関連施設職員間の交流・情報交換・連携を目的とした研修を行った。 【実績】 19年7月4日「パーソナリティ（人格）障害の基礎知識とかかわり方について」 参加：33施設 45人 20年2月20日「広汎性発達障害についての基礎知識とかかわり方のコツ」 参加：21施設 27人	①継続 引き続き、市内の精神障害者社会復帰施設及び共同作業所等で、精神に障害を持つ市民の社会参加や就労訓練等の支援に取り組む職員を対象に、具体的な知識・方法を身につけること、及び関連施設職員間の交流・情報交換・連携を目的とした研修を行う。	保健福祉局 こころの健康増進センター	④
88	こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加	精神保健福祉施策への市民参加を促進するため、関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、保健所における地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動を推進する。 【実績】 区民ふれあいまつり等での交流イベント開催（北区・上京区・左京区・中京区・東山区・山科区・下京区・南区・右京区・西京区・伏見区）	①継続 引き続き、関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、保健所における地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動を通じて、精神保健福祉施策への市民参加を促進していく。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健所・支所	①
89	こころのふれあいネットワークの構築	精神保健福祉施策への市民参加を促進するため、関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、保健所における地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動を推進した。	①継続 引き続き、関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、保健所における地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動の充実を図るため、こころのふれあいネットワークの連携強化を図っていく。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健所・支所	④
90	機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行	精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をするため、各種の冊子、パンフレットの発行を行った。 【実績】 ・センター機関紙「こころここ」の発行 2回 各6,700部（点字版200部） ・こころの健康シリーズ⑦ 「ひとりがかえこまないで —大切な人を自死でなくしたあなたへ— ・こころの健康シリーズ⑧ 「自殺予防のために私たちができること」 各6,000部	①継続 引き続き、精神障害者に対する理解等、市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をするため、各種の冊子、パンフレットの発行を行う。 ・センター機関紙「こころここ」の発行 ・こころの健康に関するリーフレットの発行	保健福祉局 こころの健康増進センター	①
91	精神保健福祉相談員及び関係職員の研修	保健所・福祉事務所等の窓口において市民に対応する職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、精神保健福祉業務を実施することができるように、関係職員を対象とした研修会を実施している。 【実績】 精神保健福祉相談員研修会 6回 精神保健福祉相談員116人 精神保健福祉業務関係職員研修会等 13回 634人	①継続 引き続き、保健所・福祉事務所等の職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解を得て、人権に配慮した精神保健福祉業務を実施することができるように、関係職員を対象に研修会を実施していく。	保健福祉局 こころの健康増進センター	④
92	こころのふれあいネットワークによる学習会の実施	精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発を目的として、こころのふれあいネットワークの活動として、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催した。	①継続 引き続き、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催し、精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発に努めていく。	保健福祉局 こころの健康増進センター 各区保健所・支所	①
93	精神障害者バレーボール京都市大会の開催	精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進することを目的として、精神障害者バレーボール京都市大会実行員会に委託して開催した。 【実績】 平成19年12月7日 10:00～16:00 京都市体育館（西京極総合運動公園内） 京都市内の施設に練習の拠点を置く精神障害者バレーボールチーム計12チームが参加	①継続 引き続き、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進することを目的として、以下のとおり開催する。 平成20年12月5日 10:00～16:00 京都市体育館（西京極総合運動公園内） 京都市内の施設に練習の拠点を置く精神障害者バレーボールチームを参加対象とする。	保健福祉局 こころの健康増進センター	③
94	精神障害者退院促進支援事業の退院支援協議会への参画	京都府実施の精神障害者退院支援事業の京都市域分の退院支援協議会に参画した。退院支援協議会では、精神科病院に長期にわたって入院状態にある精神に障害のある市民のうち、受入条件が整えば、退院が可能な市民の退院に向けての支援の検討、退院後の地域生活支援を検討を行った。 【実績】 19年度退院支援協議会 12回開催 支援検討対象者 15名（協力病院から推薦あった者）	①継続 引き続き、京都府実施の精神障害者退院支援事業の京都市域分の退院支援協議会に参画し、退院が可能な市民の退院に向けての支援の検討、退院後の地域生活支援を検討を行っていく。	保健福祉局 こころの健康増進センター	③

95	地域リハビリテーションセンター交流セミナー	地域リハビリテーションの推進と広く市民の方々にノーマライゼーションについて理解を深めることを目的として、開催している。19年度は、「巨大絵画にチャレンジ 絵でつながる心と心」をテーマに、小、中学校の生徒も参加し、参加者全員による巨大絵画を作成、交流の場を提供した。 【実績】 平成19年11月20日（火）午後1時30分から午後4時まで 参加者数150人	①継続 19年度と同様、地域リハビリテーションの推進と広く市民の方々にノーマライゼーションについて理解を深めることを目的として、開催する。（具体的な内容は現在計画中）	保健福祉局 身体障害者リハビリテーションセンター	①
96	和光寮祭の開催	和光寮の入所者で組織された自治会も含め、寮全体を中心にボランティアの方々の協力を得て事業に取り組み、障害のある入所者と地域住民との交流を通して、地域に根ざした施設を目指し、ノーマライゼーションを推進する。 【実績】 8/25 第23回和光寮祭開催 ボランティア80人 来場者数約800人	①継続 19年度と同様、和光寮の入所者で組織された自治会も含め、寮全体を中心にボランティアの方々の協力を得て事業に取り組み、障害のある入所者と地域住民との交流を通して、地域に根ざした施設を目指し、ノーマライゼーションを推進する。 日時：8月下旬 場所：醍醐和光寮	保健福祉局 醍醐和光寮	①
97	若杉祭の開催	地域とともに歩み、地域に根ざした若杉学園にすべく、「親の会」と共催で、学園内において学園紹介・遊びコーナー等を実施した。若杉学園周辺の地域住民と交流を図り、障害のある方の理解を深めることができた。 【実績】 日 時：10月20日（土） 来場者：約200人	①継続 本年度も昨年度の成果を生かしつつ、さらに周辺住民との交流を図り、障害のある方への理解が深まるように取り組んでいく。 日時：10月18日（土）（予定）	保健福祉局 若杉学園	①
98	エイズ啓発イベントの開催	エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消をはかることを目的として、12月1日（土）に世界エイズデーの関連事業として実施した。 【実績】 開催場所：市役所前広場 日 時：平成19年12月1日 内 容：フリーマーケット、市内学生等によるステージ、啓発ブース出店等 参加者：約6,000人	①継続 19年度と同様、エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消をはかることを目的として、12月1日世界エイズデーの関連事業として実施する。	保健福祉局保健医療課	①
99	エイズ相談・カウンセリング体制の充実	エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝えることにより、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。 【実績】 保健所、支所、地域医療課で実施	①継続 19年度と同様、エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝えることにより、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。	保健福祉局保健医療課	③
100	エイズ啓発パンフレット作成・配布	市内大学・短期大学、成人式参加者に配布。保健所窓口を設置。市民にエイズ啓発パンフレットを配布することによりエイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。 【実績】 市内大学・短期大学、関係医療機関へ配布、成人式参加者へ配布、保健所窓口へ配置	①継続 19年度と同様、市内大学・短期大学、成人式参加者に配布。保健所窓口を設置。市民にエイズ啓発パンフレットを配布することによりエイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。	保健福祉局保健医療課	①
101	エイズ専門講師による担当職員研修会	保健所におけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させるために国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修を2回と、ほかに外部専門講師を招いて研修会を1回実施した。 【実績】 開催回数：3回 参加者：延べ70人 内 容：基礎的研修、カウンセリング研修、専門講師による研修。	①継続 19年度と同様、保健所におけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させるために国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修を2回と、ほかに外部専門講師を招いて研修会を1回実施する。	保健福祉局保健医療課	④
102	桃陽病院講演の開催	③休止 （理由）本事業は医師が中心となって取り組んでいたが、組織改正により医師一人が減員となり、経常業務の外来診療、当直医務等で、事業準備等が困難となったため。	③休止 （理由）19年度度同様の理由により20年度も事業実施が困難であるため。	保健福祉局 桃陽病院	①
103	家庭動物相談所職員の研修	家庭動物相談所来所者等市民の人権を守るための、プライバシー保護の実効方法について学習会を開催した。 【実績】 10月に6名の職員を対象に学習会 内容：プライバシー保護の実践にむけて	①継続 19年度と同様、職員全員を対象に10月頃に所長が学習会を実施する予定である。	保健福祉局 家庭動物相談所	①
104	基礎教育授業（人間関係論）	本学の正規授業である「人間関係論」において、「偏見と差別」をキーワードに学生に対し人権問題の重要性や人権尊重が一人一人の課題として、認識理解を深めることを目的に授業を行った。 【実績】 本学1年次の学生52人に対し、13回（26時間）の授業を実施した。	①継続 今年度は、「人を大切にする」をキーワードに、19年度と同様の目的で授業を行う。	保健福祉局 看護短期大学	①

都市計画局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	人権キャンペーン（RCV）広報	人権の大切さを日常的に確認しあうため、洛西ケーブルビジョン(株)で「人権月間啓発キャンペーン」番組を放映し、洛西ニュータウン内の住民に広く呼び掛ける。 【実績】 放映時期：平成19年12月1日から12月31日 15秒×5回/日×31日間	①継続 19年度と同様 人権の大切さを日常的に確認しあうため、洛西ケーブルビジョン(株)で「人権月間啓発キャンペーン」番組を放映し、洛西ニュータウン内の住民に広く呼び掛ける。 【予定】 放映時期：平成20年12月1日から12月31日 15秒×5回/日×31日間	都市計画局 都市総務課	①
2	向島学生センターにおける国際交流事業の実施	京都市住宅供給公社が建設し、管理する「向島学生センター」に入居している外国人留学生、研究者等が異文化の生活の中で健全な日常生活を営み、また日本の社会、文化に対する理解を深めることができるよう、地域住民等との交流事業を実施する。	①継続 19年度と同様 京都市住宅供給公社が建設し、管理する「向島学生センター」に入居している外国人留学生、研究者等が異文化の生活の中で健全な日常生活を営み、また日本の社会、文化に対する理解を深めることができるよう、地域住民等との交流事業を実施する。	都市計画局 都市総務課	①
3	バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進	すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりを推進するため、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。 条例の適用対象となる建築物について、通路、廊下、出入口、エレベーター、便所等の施設が、整備基準に適合している場合には、表示板（シンボルマーク）を交付している。 【実績】 条例に基づく協議件数 398件	①継続 19年度と同様 すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりを推進するため、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。	都市計画局 建築審査課	②
4	「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布	市営住宅に在住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ハングル）版を作成し、希望者に配布する。（毎年度継続的实施）	①継続 19年度と同様 市営住宅に在住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ハングル）版を作成し、希望者に配布する。	都市計画局 住宅政策課	②

建設局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	「人にやさしいまちづくり」の推進	「人にやさしいまちづくり」の推進の一環として、歩道の段差解消をすすめる。 【実績】 歩道の段差の解消 122箇所 歩道の勾配の改善 58箇所 視覚障害者誘導用点字ブロックの設置 111箇所	①継続 19年度と同様	建設局 道路計画課 調整管理課	②
2	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」，「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づく公園整備の推進	平成18年12月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」と言う）が施行されたことから、誰もが安心して円滑に利用できるよう、「バリアフリー新法」，「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、公園の整備を推進する。 【実績】 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」，「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づく公園の整備及び再整備（8箇所）を進めた。 開発公園の設置者へ「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」，「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づく整備の指導を行った。	①継続 19年度と同様、誰もが安心して円滑に利用できるよう、「バリアフリー新法」，「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、公園の整備を推進する。 更に、国において創設された「都市公園バリアフリー化緊急支援事業」を活用し、今後、既存公園のバリアフリー化を推進していくため、21年度以降の事業計画を立てていく。	建設局 緑政課	②

会計室

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
		該当事業なし	該当事業なし		

北区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん 北区版への人権 啓発記事の掲載	区民に対して人権尊重の意識高揚を図ることを目的に、市民しんぶん北区版において「憲法月間」「人権月間」の時期を中心に、「人権啓発作品展」（区内小・中学生による絵画、習字等）など人権啓発に関する記事を掲載した。 【実績】 市民しんぶん北区版への記事掲載 4月15日号…人権啓発パレード（5月11日（金）開催） 11月15日号…人権月間記念事業（12月7日（金）開催） 講演と映画のつどい 12月15日号…人権啓発作品展の優秀作品を紹介 （12月10日（月）～21日（金）展示）	①継続 19年度と同様 市民しんぶん北区版への掲載予定記事 4月15日号（掲載済） …人権啓発パレード 11月15日号…人権月間記念事業 12月15日号…人権啓発作品展	北区 総務課	①
2	憲法月間人権 啓発パレード 及び街頭啓発	さまざまな基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの権利が尊重される地域社会の実現をめざし、区民の人権擁護思想のより一層の普及と高揚を図ることを目的として、北区内の各種団体が参加する人権啓発パレードを実施した。 【実績】 北区民人権啓発パレード 船岡山公園～キタオオジタウン（約1.8km）を行進し、パレード終了後は、キタオオジタウンで啓発物品の配布を実施した。 日時：5月11日 パレード参加人数：240人 街頭啓発：メモ帳配布 約1,200冊（30人）	①継続 19年度と同様 憲法月間人権啓発パレード 日時：5月9日 場所：船岡山公園～キタオオジタウン（約1.8km） 参加人数：約300人	北区 まちづくり推進課	①
3	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	区民の多数の参加が見込める事業において、啓発コーナーを設置し、パネル展示と啓発物品を配布する人権啓発を実施した。 【実績】 「北区民春まつり」～ふれあいまつり2007～において、啓発コーナーを設置した。 日時：6月3日 場所：船岡山公園内 来場者数 約18,000人 平成18年度人権ほっとフォト入選作品を展示 啓発物品（メモ帳）1,200冊	①継続 19年度と同様 「北区民春まつり」～ふれあいまつり2008～において、啓発コーナーを設置する。 日時：6月1日 場所：船岡山公園内 内容：パネル展示、啓発物品の配布	北区 まちづくり推進課	①
4	参加体験型人権学習会	③廃止	③廃止	北区 まちづくり推進課	①
5	人権月間街頭啓発の実施	キタオオジタウン・白梅町・烏丸鞍馬口交差点において、たすきを着用し、啓発物品（メモ帳・ダイアリー等）を配布した。 【実績】 人権月間街頭啓発 日時：12月3日 啓発物品：メモ帳、ダイアリー、チラシ 配布数：約1,080個（31人）	①継続 19年度と同様 人権月間街頭啓発 日時：12月3日 場所：キタオオジタウン、白梅町、烏丸鞍馬口（予定） 内容：啓発物品の配布	北区 まちづくり推進課	①
6	小中学校による人権啓発ポスター展等の開催	人権擁護思想の普及高揚を図ることを目的に、人権月間に、小中学生児童生徒による絵画、習字、標語等の作品展を実施した。 【実績】 日時：12月10日～21日 場所：北区役所 展示数：59点	①継続 19年度と同様 人権啓発作品展 日時：12月8日～19日 場所：北区役所1階 内容：区内小中学校児童生徒による絵画、習字等の作品を展示	北区 まちづくり推進課	①
7	人権月間記念事業 講演と映画のつどい	人権擁護思想の普及高揚を図ることを目的に、人権月間事業として、広く人権問題を考える場を持つことを目的として、講演会及び映画の上映を実施した。 【実績】 人権月間記念事業「講演と映画のつどい」 内容：①講演「心と心のきずな」 講師：廣中 邦充 氏 ②映画「手紙」 日時：12月7日 場所：北文化会館 参加者：延べ500人	①継続 19年度と同様 人権月間記念事業 日時：12月12日 場所：北文化会館 内容：広く人権についての考え方を深める講演、映画上映等の開催	北区 まちづくり推進課	①

8	コミュニティセンターの事業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター ・資料展示施設等 (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 【実績】 生活相談 延べ 329件 市民の自主的な取組のための施設提供 920件 講座・教室の開催 36件 参加者数 延べ 405人 コミュニティづくりイベントの開催 3件 参加者数 延べ 1380人	①継続 19年度と同様 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っていく。	北区 楽只コミュニティセンター	①
9	北区こころのキャンパスネットワーク	こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを目指す取組を進め、人権を大切に作る北区を創る。 【実績】 合同卓球大会 内容：各施設対抗団体戦及び個人戦 日時：6月8日 場所：障害者スポーツセンター 参加者：133人 区民啓発連続講座 講師：佛敎大学 杉原努氏、塚崎直樹医師他 時期：9月～10月（4回） 場所：北保健所講堂 参加者：実14人 延40人 講演会 内容：「ストレスとうつ病」 講師：佛敎大学 漆業成彦准教授 つばき医院 榎恒雄医師 日時：11月17日 場所：佛敎大学 参加者：112人 夢と希望の作品展 内容：区内精神保健福祉関連施設からの作品の展示 日時：2月27日～3月2日 場所：キタオオジタウンSPACEろさんじ 来場者：770人 ボランティア交流会（4回） 内容：各事業前にあつまり、事業の打ち合わせと交流 日時：5月28日、9月20日、10月22日、2月4日 場所：保健所講堂 参加者：実10人、延べ27人	①継続 19年度と同様 ・合同卓球大会の開催 内容：各施設対抗団体戦及び個人戦 日時：6月13日予定場所：障害者スポーツセンター ・区民啓発連続講座の開催 10月～11月 ・講演会の開催 ・夢と希望の作品展の開催（区内精神保健福祉関連施設からの作品の展示） 日時：2月24日～3月2日 場所：キタオオジタウンSPACEろさんじ ・ボランティア交流会の開催	北区 健康づくり推進課	①
10	精神保健福祉事業（家族懇談会）	内容：懇談・施設見学等 日時：月1回開催（年12回） 場所：主に保健所 【実績】 参加者：延56人	①継続 19年度と同様 ・施設・施設見学等の実施	北区 健康づくり推進課	①

上京区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん 区版への人権 啓発記事の掲 載	市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介など人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 【実績】 4/15号 「憲法月間 映画のつどい」（5/17開催）参加者募集 8/15号 「船岡山2007」 9/15号 「きたけんまちづくり集会」 11/15号 「人権月間 講演のつどい」（12/6開催）、 「上京こころのふれあいネットワーク」シンポジウム開催	①継続 市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介など人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 ＜20年度予定＞ 4/15号 「憲法月間 映画のつどい」（5/15開催）参加者募集 8/15号 「船岡山2008」 9/15号 「きたけんまちづくり集会」 11/15号 「人権月間のつどい」、 「こころのふれあいネットワーク」イベント	上京区 総務課	①
2	憲法月間「映画のつどい」	区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的に、映画を上映した。 【実績】 憲法月間「映画のつどい」 内 容：映画上映「博士の愛した数式」 日 時：5月17日 場 所：同志社大学寒梅館 （ハーディーホール） 参加者：1180名	①継続 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的に、映画を上映する。 多くの人を楽しんでいただくため、日本語字幕で上映する。 憲法月間「映画のつどい」 内 容：映画上映「手紙」 日 時：5月15日 場 所：同志社大学寒梅館 （ハーディーホール）	上京区 まちづくり推進課	①
3	人権月間のつどい	区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的に、講演会を実施した。 【実績】 人権月間「講演のつどい」 内 容：人権講演会 日 時：12月6日 場 所：同志社大学寒梅館 （ハーディーホール） 講 師：原田 伸郎（タレント） テーマ：つながりと感動 ～ありのままにいきようとしたありはありのまま～ 参加者：約300名	①継続 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的に、講演会を実施する。 できるだけ多くの人の人権問題について考えていただくために、幅広い世代になじみがある、ということを基準に講師を選定する予定。 人権月間「講演のつどい」 内 容：人権講演会 日 時：未定 場 所：予定 同志社大学寒梅館 （ハーディーホール） 講 師：未定	上京区 まちづくり推進課	①
4	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的に、各事業にて人権コーナーを設置した。 【実績】 ・上京区民ふれあいまつりにて啓発コーナーを設けた。 内 容：啓発物品配布 日 時：10月27日 場 所：京都市立北総合支援学校 ・上京こころのふれあいネットワークにて啓発コーナーを設けた。 内 容：啓発物品配布 日 時：12月7日 場 所：西陣織会館	①継続 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的に、各事業にて人権コーナーを設置する予定。 ・上京区民ふれあいまつりにおける啓発コーナー設置 日時・場所とも未定 ・上京こころのふれあいネットワークにおける啓発コーナー設置 日時・場所とも未定	上京区 まちづくり推進課	①
5	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	人権擁護思想の普及高揚を図るため、啓発物品を配布し、街頭啓発を実施した。 【実績】 内 容：憲法月間及び人権月間に 伴う街頭啓発 日 時：5月8日、12月5日 場 所：出町商店街周辺	①継続 人権擁護思想の普及高揚を図ることを目的に、啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。 できるだけ多くの人々に啓発活動へ参加してもらうため、地元学区に積極的な参加を呼びかける予定。 内 容：憲法月間及び人権月間に伴う街頭啓発 日 時：5月9日、12月は未定 場 所：出町商店街周辺	上京区 まちづくり推進課	①
6	上京こころのふれあいネットワークイベント ～ひびきあうこころとこころ～	こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりをめざす。 【実績】 ・日時：平成19年12月7日（西陣織会館） ・内容：シンポジウム、関係機関の活動紹介、作品展示 等 ・参加者数：170人	②改善策 ・より広く一般市民に向け、病気の予防、障害への理解を深めてもらえるよう工夫する	上京区 健康づくり推進課	①
7	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	精神障害者を抱える家族の方々が、保健所に集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。 【実績】 ・実施回数：11回 ・参加者数：64人	精神障害者を抱える家族の方々が、保健所に集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。更に勧奨し参加者を増やす。	上京区 健康づくり推進課	①
8	精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」	回復途上にある精神障害者の社会復帰を促進するため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行っている。 【実績】 ・実施回数：37回 ・参加者数：173人	回復途上にある精神障害者の円滑で無理の無い社会復帰を促すため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行う。	上京区 健康づくり推進課	①

9	精神保健事業 「(働く)とい うことを考え る人の集い」	社会適応訓練事業を利用している精神障害者に対し、集いの場を設け 就労者の意見・人間関係・仕事の内容について意見交換を行う。 【実績】 ・実施回数：2回 ・参加者数：12人	社会適応訓練事業を利用している精神障害者がお互い に、就労者の意見・人間関係・仕事の内容について意見交 換できる場を設ける。	上京区 健康づくり推 進課	①
---	---------------------------------------	---	--	---------------------	---

左京区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	憲法月間及び人権月間に実施される講演会等の参加を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権問題について啓発を図るため、区民を対象に実施される人権講演会等の開催周知記事を掲載。 【実績】 ・5月15日号 「憲法月間」関連の開催周知記事を掲載 ・8月15日号 「人権強調月間講演の集い」及び「岡崎人権のつどい」の開催周知記事を掲載 ・10月15日号 「人権ひろば錦林のつどい」の開催周知記事を掲載 ・11月15日号 「人権月間心のふれあいみんなの広場」及び「養正地域交流イベント」の開催周知記事を掲載	①継続 今年度も人権問題について啓発を図るため、取組月間に関連する事業等を積極的に区民に周知する。（市民しんぶん区版と左京区のホームページに同じ内容を掲載） ＜20年度計画＞ ・5月15日号 「憲法月間」関連の開催周知記事を掲載予定 ・8月15日号 「人権強調月間講演の集い」及び「岡崎人権のつどい」の開催周知記事を掲載予定 ・10月15日号 「人権ひろば錦林のつどい」の開催周知記事を掲載予定 ・11月15日号 「人権月間」関連及び「養正地域交流イベント」の開催周知記事を掲載予定	左京区総務課	①
2	憲法月間「人権を共に考える見学会（フィールドワーク）」	左京区「憲法月間」の取組として、憲法月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、フィールドワークを実施。 【実績】 フィールドワーク(体験型学習会) 日時：6月16日 12:30～17:30 内容：「リパティおおさか 大阪人権博物館」の見学 場所：大阪市 参加者：32人	①継続 左京区「憲法月間」の取組として、憲法月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、人権を共に考える見学会（フィールドワーク）を実施する。 人権を共に考える見学会(フィールドワーク) 日時：6月21日 12:30～17:30 内容：「柳原銀行記念資料館から立命館大学国際平和ミュージアムから高麗美術館」の見学 場所：京都市内 参加者：40人	左京区まちづくり推進課	①
3	人権強調月間「人権啓発パネル展」	区民の人権擁護思想の普及を訴えるため、人権啓発パネルを展示。 【実績】 日時：8月20日～31日 8:30～17:00（土日を除く） 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区役所1階ロビー	①継続 日時：8月18日～29日 8:30～17:00（土日を除く） 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区役所1階ロビー	左京区まちづくり推進課	①
4	人権月間「心のふれあいみんなの広場」	人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、左京区民を対象に、人権を考える契機となる人権講演会を実施した。人権擁護思想の普及を訴えるために、人権啓発パネルを展示。 【実績】 「心のふれあいみんなの広場」 日時：12月11日 18:00～19:30 内容：講演「がばいばあちゃん笑顔でいざんしゃい」 講師：島田 洋七 場所：国際交流会館イベントホール 参加者：220人	①継続 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、左京区民を対象に、人権を考える契機となる人権講演会を実施（予定）同会場にて人権擁護思想の普及を訴えるための人権啓発パネルを展示（予定） 「心のふれあいみんなの広場」 日時：12月14日 14:00～15:30 内容：講演「大家族－支え愛、語り愛、励まし愛」 講師：西川ヘレン 場所：国際交流会館イベントホール 参加者：220人	左京区まちづくり推進課	①
5	人権月間「児童絵画展」	人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた、人権をテーマにした児童絵画を区役所で展示し、児童から見た素直な人権意識を感じとってもらう。 【実績】 内 容：区内の小学校からの67点の作品の展示 日 時：12月3日～14日 8:30～17:00 場 所：区役所1フロビー	①継続 人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた、人権をテーマにした児童絵画を区役所で展示予定。 日時：12月1日～12日（約2週間）	左京区まちづくり推進課	①
6	地域ぐるみによる街頭啓発	憲法月間・人権月間に人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施した。 【実績】 区内の7箇所 （ジャスコ東山二条店前、東大路丸太町交差点周辺、叡山電鉄出町柳駅前周辺、イズミヤ高野店前周辺、叡山電鉄修学院駅前周辺、A・コープ岩倉店前周辺、白川通今出川交差点周辺） 日時：5月15日、11月28日 15:30～16:00	①継続 憲法月間・人権月間に人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施。 区内の7箇所 （ジャスコ東山二条店前、東大路丸太町交差点周辺、叡山電鉄出町柳駅前周辺、イズミヤ高野店前周辺、叡山電鉄修学院駅前周辺、A・コープ岩倉店前周辺、白川通今出川交差点周辺） 日時：5月14日、11月下旬 15:30～16:00	左京区まちづくり推進課	①
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。 【実績】 窓口での相談を随時開催（法律相談 毎週水曜日）通年にわたり、弁護士・市職員が対応している。	①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 窓口での相談を随時開催（法律相談 毎週水曜日）通年にわたり、弁護士・市職員が対応する。	左京区まちづくり推進課	③

8	区民ふれあい事業	幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深めることを目的として区民ふれあい事業を実施。 【実績】 日 時：6月26日 午前10時～午後3時 内 容：第25回左京区民煎茶会 364人 日 時：11月23日 午前8時30～正午 内 容：第16回左京区民ふれあいウォーキング 326人 日 時：12月16日 午前11時～午後3時 内 容：左京区民ふれあいまつり2007 約5,000人 日 時：12月18日 午後1時30分～3時30分 内 容：第11回左京区民正月いけ花教室 140名 日 時：1月27日 午後1時～4時30分 内 容：第12回左京区民文化フェスティバル 出演258名観客約550名 日 時：3月4日～6日 午前10時～午後4時 内 容：第17回左京区民作品展 出展数414点	②見直し 新規事業として「左京区民ふれあい美術セミナー」を8月に実施する。 日 時：6月12日 (予定) 内 容：第26回左京区民煎茶会 日 時：7月27日 (予定) 内 容：左京区民ふれあいまつり2008 日 時：8月27日 (予定) 内 容：左京区民ふれあい美術セミナー 日 時：11月23日 (予定) 内 容：第17回左京区民ふれあいウォーキング 日 時：12月19日 (予定) 内 容：第12回左京区民正月いけ花教室 日 時：1月25日 (予定) 内 容：第13回左京区民文化フェスティバル 日 時：3月10日～12日 (予定) 内 容：第18回左京区民作品展	左京区 まちづくり推進課	①
9	岡崎人権のつどい	過去20年にわたり岡崎自治会が一体となって人権啓発講演会を開催してきた。人権尊重の意識の高揚を図るため、岡崎学区を中心に、人権講座を実施する。 日 時：9月14日 内 容：ひとり芝居「花いちもんめ」 出 演：服部 明美	①継続 過去20年にわたり岡崎自治会が一体となって人権啓発講演会を開催してきた。人権尊重の意識の高揚を図るため、岡崎学区を中心に、人権講座を実施する。 「予定」 日時：9月12日 内容：講演会「あきらめたらあかん！」 出演：市岡 裕子 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っている。	左京区 岡崎コミュニティセンター	①
10	人権ひろば錦林のつどい	「人権と共生のまち」の構築には、同和問題をはじめとする人権の課題の解決に向け、人権を率直に語り合い、共感し合えるような、交流の「ひろば」が必要と考え、1998年から「人権ひろば錦林のつどい」を開催して来ました。10回目を迎える今回は、映像上映を基調講演に加え、パネルディスカッションを行いました。 【実績】 日 時 10月27日(土) 午前9時30分～12時 場 所 コミュニティセンター屋内体育施設 内 容 (1) 映像上映 名 称 「人権ひろば錦林のつどい10年のあゆみ」 内 容 錦林の歴史と本年度10回目を迎える「人権ひろば錦林のつどい」を10分弱の映像で振り返る。 (2) パネルディスカッション テーマ 人権ひろば錦林のつどい10年のあゆみ～過去、現在、そして未来～ 参加者 134人	①継続 文化市民局の「学びとふれあい」のための事業として、周辺地域を含めた住民の交流と共生を促進するため、各年度毎にテーマを設定し、講師を招き、講演、シンポジウム、展示物などにより、地域社会と自分たちの在り方について理解を深め、今後の社会生活に役立てることを目的に、人権や地域社会について啓発を図る。 【開催予定】 日 時 10月25日(土) 場 所 コミュニティセンター屋内体育施設 内 容 未定 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っている。	左京区 錦林コミュニティセンター	①
11	地域交流イベント	左京区民を対象に人権文化が息づく安心、安全な地域社会づくりについて考える契機となる講演会を実施した。 【実績】 平成19年度養正地域交流イベント 日 時：12月1日 内 容：講演「安心して暮らし続けることのできるまちづくり」～ご近所の底力を活かしたまちづくりのための7つの秘訣～ 講 師：寺川 政司 場 所：養正屋内体育施設 参加者：49名(目標200名)	①継続 人権が尊重される豊かな地域社会づくりをめざして、地域から人権文化を創り育てていく開かれた取り組みとして、各地域の広範な市民参加による講演会等の人権啓発を実施する。 日 時：未定 内 容：未定 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っている。	左京区 養正コミュニティセンター	①
12	精神保健福祉事業 (心ときめき芸術祭及び講演会など精神保健福祉ネットワークづくり)	保健所回答については、本庁より回答予定。		左京区 健康づくり推進課	①

中京区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 区民ふれあい事業 （文化芸術部会講演会）	源氏物語起稿1000年を迎えるにあたり、講師を招き、区民を対象とした講演会を実施した。 開催日 7月3日 中京区役所 大会議室 講師 花園大学教授 曽根 誠一 参加者 150人	③廃止	中京区 まちづくり推進課	①
2	【新規】 区民ふれあい事業 （文化芸術部会バスツアー）	源氏物語起稿1000年を迎えるにあたり、ゆかりの地を巡るバスツアーを実施した。 開催日 11月27日（火） 行き先 大津市～宇治市 引率 花園大学教授 曽根 誠一 参加者 70人	①継続 19年度に引き続き、源氏物語千年紀記念事業として、ゆかりの地を巡るバスツアーを実施する。 開催日 11月中 行き先 未定	中京区 まちづくり推進課	①
3	【新規】 区民ふれあい事業 （スポーツ環境部会スポーツ・エコ体験デー）	子どもから高齢者まで参加できるニュースポーツを体験し、再生紙や紙バックを利用した遊びを通じてリサイクル意識の高揚を目的に実施した。 開催日 11月18日（日） 松原中学校グラウンド 参加者 100人	①継続 19年度に引き続き、スポーツとエコを融合した事業を実施する。 開催日 未定 内容 未定	中京区 まちづくり推進課	①
4	市民しんぶん 区版への人権啓発記事の掲載	憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図っている。	①継続 人権啓発パネル展や人権施設見学会等、区民を対象とした人権啓発事業を市民しんぶん区版に掲載する。 掲載予定：7月15日号、8月15日号、1月15日号	中京区 総務課	①
5	はんなり中京 推進会（優しさともてなしの心育むまちづくり推進協議会）の開催	中京区基本計画に基づき、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、来訪者を優しく受け入れるもてなしの心を育成するため、地域団体や障害者団体、商業、観光関係者との協働で取り組んでいるが、平成18年度は「はんなり中京マップ 烏丸御池周辺」を作成した。観光地の紹介だけでなく車いすで利用可能なトイレ、駅や観光施設における段差などを紹介している。	①継続 平成19年度に作成した「はんなり中京マップ」で、中京区のほぼ全域のマップを作成したため、平成20年度は、これまで作成したマップを利用したイベント等によりマップのPRを行う。	中京区 総務課	④
6	人権のつどいの開催	人権教育を市民対象に広く行うためには、誰にもわかりやすい手法で行う必要があることから、中京区民ふれあい事業実行委員会と中京区社会福祉協議会が開催する中京福祉まつりにおいて人権のつどいに取り組んだ。 【実績】 講師 総合人間研究所所長 早川一光 テーマ 「人間とはね」 場所 元教業小学校 参加者 300人	①継続 19年度に引き続き、中京区民ふれあい事業実行委員会と中京区社会福祉協議会が開催する「中京福祉まつり」において人権のつどいを開催する。 開催日 5月25日（日） 講師 浄土宗西居院住職 廣中邦充 テーマ 「心と心のさすな」 場所 元教業小学校	中京区 まちづくり推進課	①
7	小・中学生による人権啓発ポスター展等の開催（書初め展）	小・中学生に人権の大切について考える機会とし、書初めを展示することで広く区民に人権の尊さを訴えられた。 【実績】 2月4日～2月22日 小学校 53点、中学校 33点、計86点展示	①継続 19年度に引き続き、小・中学生に人権の大切について考える機会として、書初展を行う。 開催日 20年2月2日から2月20日 場所 区役所区民ホール	中京区 まちづくり推進課	①
8	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行った。 【実績】 5月22日 二条駅・Bivi前、寺町京極商店街 25名参加 12月6日 京都三条商店街 25名参加	①継続 19年度に引き続き、憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行う。 5/23 二条駅・Bivi前、寺町京極商店街 12月上旬 京都三条商店街	中京区 まちづくり推進課	①
9	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	より多くの区民に人権問題への認識を深めていただくため、区民ふれあいまつり人権啓発コーナーを使い各種の啓発を行った。	①継続 19年度と同様 10月26日 中京中学校グラウンド	中京区 まちづくり推進課	①
10	区役所等における人権パネル展の開催	様々なテーマを設定し、パネル展等を通じて広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会とした。 【実績】 パネル展 5月14日～5月31日 様々な人権についてのパネル紹介 8月6日～8月17日 福祉団体の「わたしの主張」・福祉まつり写真展	①継続 19年度に引き続き、広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会として、パネル展を実施する。 5月12日～5月30日 パネル展 8月4日～8月15日 パネル展	中京区 まちづくり推進課	①
11	地域啓発推進協議会による連携充実	中京区内の行政機関が、人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催した。 【実績】 会議を3回開催	①継続 19年度に引き続き、人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催する。 開催日 随時	中京区 まちづくり推進課	④
12	人権施設見学会の開催	人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる施設を訪れ、人権の大切さを考えるツアーとして実施した。 【実績】 9月18日 舞鶴引揚記念館 参加43名	①継続 19年度に引き続き、区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる施設を訪れ、人権の大切さを考えるツアーを実施する。 開催日 9月中 場所 大阪国際平和センター「ピースおおさか」	中京区 まちづくり推進課	①

13	区民ふれあい事業の開催	多くの区民の協力と参加のもと、人と人との交流を育んだ。 【実績】 10月28日 区民ふれあいまつり 場所：中京中学校 参加者：18,000人 3月23日 ふれあいウォーキング 「中京の駒札めぐり」 参加者：300人	①継続 19年度に引き続き、子どもから高齢者まで、幅広い世代が相互の交流とふれあいを深めることを目的する事業を実施する。 10月26日 区民ふれあいまつり 3月22日 ふれあい健康ウォーキング	中京区 まちづくり推進課	①
14	区民ふれあい相談コーナーの開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。	①継続 19年度に引き続き、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	中京区 まちづくり推進課	③
15	人権講演会	人権月間の取組として、同和問題に関する講演会を実施した。 【実績】 12月14日 中京区役所 会議室 参加60人 講師 松村哲広 「あした元気になるあれ」	①継続 人権月間取組として、「あらゆる人権問題」をテーマとした講演会を実施する。 開催日 12月中旬 講師 未定	中京区 まちづくり推進課	①
16	学びとふれあいのための事業	学区の住民相互のふれあいと交流の場として、子供たちをはじめ高齢者や障害のある人など、多くの人達が気軽に参加できる催しとして「あかしやふれあい盆踊り大会」、「あかしやふれあいまつり」を開催する。この催しを通じて参加者及び参加団体等が相互の連携を深め、地域福祉の向上を図ることにより「人権と福祉のまちづくり」を推進する。 【実績】 あかしやふれあい盆踊り大会 開催日 平成19年8月21日（火） 会場 朱雀第四小学校校庭 内容 盆踊り、模擬店、消防音楽隊の演奏 実施体制 主催 あかしやふれあいまつり実行委員会、壬生コミュニティセンター 協力 朱雀第四学区自治連合会 あかしやふれあいまつり 開催日 平成19年12月2日（日） 会場 壬生屋内体育館及び壬生児童館 内容 舞台（舞踊、太鼓等）、模擬店、展示 実施体制 主催 あかしやふれあいまつり実行委員会、壬生コミュニティセンター 後援 中京区社会福祉協議会 協力 朱雀第四学区自治連合会	①継続 平成19年度と同様 あかしやふれあい盆踊り大会 開催日 平成20年8月20日（予定） 会場 朱雀第四小学校校庭（予定） あかしやふれあいまつり 開催日 平成20年12月7日（予定） 会場 壬生屋内体育施設及び壬生児童館（予定） なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っている。	中京区 壬生コミュニティセンター	①
17	こころ・愛・ふれあいネットワーク（中京精神保健ネットワーク事業）	精神保健についての理解を深めて、地域でどのような支援が必要なのかを地域住民に正しく認識してもらう ＜19年度計画＞ ・区民への啓発として学区単位の地域懇談会を実施 ・関係機関が集まり「ネットワーク」についての学習会を開催 ・関係機関の実務者会議11回開催し、連携を深める ・中京区民まつりへの参加、パネル展示、ピラ配布による啓発活動 ・区民への啓発として健康教室とネットワーク紹介・パネル展示を実施 【実績】 ・地域懇談会 2学区 3回 参加者数83人 ・「ネットワーク」学習会 45人 ・実務者会議 13回 171人 ・中京区民まつりでパネル展示、ピラ配布 ・健康教育 92人 ・中学養護教諭会との顔合わせ 17人	①継続 当事者支援については、さらに取り組みを強化していく。 【開催予定】 地域懇談会（民生児童委員協議会・専門部会） 開催日 平成20年10月16日（木） 会場 中京区役所会議室	中京区 健康づくり推進課	①

東山区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 地域の人権開 発活動支援事 業		（目的） 東山区役所、東山区地域啓発推進協議会では、これまでから、広く区民を対象として、「講演の集い」「人権ゆかりの地をめぐるツアー」「人権パネル展」「街頭啓発」等の取組に加えて、区内の自治組織、各種団体のリーダーを対象に、「地域リーダー研修会」を開催し、人権ゆかりの地や施設の見学、ワークショップへの参加など、人権啓発活動の担い手を育成してきた。 今後は、地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。 （内容） 地域の各種団体やNPOが実施するあらゆる人権の啓発事業について、東山区役所、東山区地域啓発推進協議会が事業を共催し、地域主体の人権啓発活動の推進を支援する。 具体的には、講演会の講師の派遣、ワークショップのプログラム作成や進行役の派遣、会場の提供等を行う。この支援事業を通じて、各種団体やNPOが、主体的・継続的に人権啓発活動を実施できるようサポートする。	東山区役所 まちづくり推 進課	①
2	人権啓発パネ ル展	人権文化推進課が平成18年度に実施した「四字熟語人権マンガ」の入賞作品19点を展示。 【実績】 日時：5月18日（金）～31日（木） 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール	①継続 区内小・中学生人権作品展として開催 日時：5月12日（月）～23日（金） 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール 対象者：約1,000人	東山区 まちづくり推 進課	①
3	憲法月間 講演の集い	高齢化率が30%を超える東山区の現状を踏まえ、高齢者の方をはじめとして、これまでパソコンを使用したことのない人を主な対象に、インターネットの利便性と危険性の双方に関する講演を実施。 テーマ：インターネットの光と影 講師：吉川誠司氏 【実績】 日時：5月19日（土）午後2時～4時 参加人数：70人	③廃止	東山区 まちづくり推 進課	①
4	憲法月間 街頭啓発	東山区地推協会員に加えて、市政協力委員及び各種団体のリーダーに参加していただき、啓発物品（メモ帳）の配布による人権啓発を実施。 【実績】 場所：東山区総合庁舎周辺 日時：5月19日（土）午後1時～1時30分	②見直し 区内小・中学生人権作品展の会場における啓発活動の実施	東山区 まちづくり推 進課	①
5	東山区民ふれ あいひろば 「人権プ ース」	東山区民ふれあいひろばに「人権啓発ブース」を設置し、地域啓発推進協議会の活動状況のパネル展示、部落解放研究東山実行委員会と連携し、地域の食文化である昆布巻きを販売した。 場所：洛東中学校 日時：平成19年6月3日（日）午前11時～午後3時	①継続 東山区民ふれあいひろばに「人権啓発ブース」を設置し、地域啓発推進協議会の活動状況のパネル展示、部落解放研究東山実行委員会と連携し、地域の食文化である昆布巻きを販売する。 場所：洛東中学校 日時：平成20年6月1日（日）午前11時～午後3時	東山区 まちづくり推 進課	①
6	憲法月間 啓発のぼりの 掲出	市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲示場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所	①継続 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲示場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所	東山区 まちづくり推 進課	①
7	人権啓発パネ ル展	戦争と人権をテーマに東山区馬町空襲の写真パネルを展示し、戦争と人権について考えるパネル展を開催した。あわせて、人権文化推進課から貸与されたパネル「人権ゆかりの地をたずねて」を同時に展示した。 【実績】 日時：8月6日（月）～31日（金） 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール	①継続 人権の大切さについて考えるパネル展示を開催する 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール テーマ、内容は未定	東山区 まちづくり推 進課	①
8	人権ゆかりの 地をめぐるツ アー	人権について考えるきっかけづくりとして、区民を対象に右京区京北地域にある「丹波マンガン記念館」を見学し、過酷な環境の下で働いていたマンガン鉱労働者の歴史に触れ、人権の大切さについて考えた。 【実績】 日時：9月6日（木）正午～午後6時 場所：丹波マンガン記念館 参加人数：17人	①継続 人権について考えるきっかけづくりとして、区民を対象に「人権ゆかりの地」をめぐり、人権の大切さについて考える。 行程については、1日行程とし、内容の充実を図る。 日時：9月予定 場所：未定	東山区 まちづくり推 進課	①
9	人権月間 映画と講演の 集い	映画「火火」を上映後、映画の主人公である神山清子氏による講演を実施し、命の大切さ、生きるということ、母親の愛情、骨髄バンクの重要性等について、参加者に訴えることのできる内容とした。なお、映画上映は、バリアフリー上映で実施。 【実績】 日時：12月2日（日）午後2時～4時50分 場所：東山区総合庁舎3階大会議室 映画：火火 講師：神山清子氏（陶芸家） 参加人数：約200人	①継続 映画上映、演劇、演奏会等を検討中 日 時：12月予定 講 師：未定 演 題：未定	東山区 まちづくり推 進課	①
10	人権月間 街頭啓発	東山区地推協会員に加えて、市政協力委員及び各種団体のリーダーに参加していただき、啓発物品（メモ帳）の配布による人権啓発を実施。 【実績】 場所：東山区総合庁舎周辺 日時：12月2日（日）午後1時～1時30分	①継続 東山区地推協会員に加えて、市政協力委員及び各種団体のリーダーに参加していただき、啓発物品（メモ帳）の配布による人権啓発を実施する。 日 時：12月予定	東山区 まちづくり推 進課	①

11	地域リーダー研修会	市政協力委員や地域の各種団体のリーダーを対象に、基本的人権の尊重について一層の理解を深めてもらい、それぞれの団体の構成員や地域の人たちに伝達研修ができるような知識を習得してもらうことにより、人権尊重の輪をひろげることが目的とする。 内容 ①ミッションからしだね 坂岡理事長の講演 ②施設見学 ③ワークショップ ファシリテーター：NPO京都人権啓発センター渡辺毅氏 ④人権ゆかりの地の見学 醍醐寺三宝院 【実績】 日時：12月6日（木）午前9時～午後3時 場所：社会福祉法人ミッションからしだね「からしだね館」（精神障害者福祉施設、山科区） 参加人数：18人	①継続 市政協力委員や地域の各種団体のリーダーを対象に、基本的人権の尊重について一層の理解を深めてもらい、それぞれの団体の構成員や地域の人たちに伝達研修ができるような知識を習得してもらうことにより、人権尊重の輪をひろげることが目的とする。 日時、内容は未定。	東山区 まちづくり推進課	①
12	人権月間 標語の展示	市立六原小学校から提出のあった人権標語と人権月間ポスターを掲示し、人権関連の印刷物、人権カレンダー等の啓発物品を架設した。 【実績】 日時：12月中 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール	②見直し 区内小・中学生人権作品展の開催へ発展	東山区 まちづくり推進課	①
13	人権月間 啓発のぼりの 掲出	市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲出場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所	①継続 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲出場所：東山区総合庁舎及び地域啓発推進協議会各会員の事業所	東山区 まちづくり推進課	①
14	市民しんぶん 区版への人権 啓発記事の掲 載	憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図っている。	①継続 憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。	東山区 まちづくり推進課	①
15	コミュニティ センターの事 業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 【実績】 講座・教室の開催 35件 コミュニティづくりイベントの開催 17回	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 【計画】 講座・教室の開催 35件 コミュニティづくりイベントの開催 16回 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っている。	東山区 三条コミュニ ティセンター	①
16	東山区こころ のふれあい ネットワーク	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 【実績】 東山こころのふれあい卓球大会 日時：7月27日 参加者：47名 東山こころのふれあい作品展 日時：11月12日～16日 参加者：延284名 東山こころのふれあいネットワーク講演会 日時：11月14日 参加者：35名 内容：講演「やめられないとめられない こころの病 依存症」 講師：岩倉病院 遠間直人医師 作品展打ち上げパーティ 日時：11月16日 参加者：35名 地域学習会（貞教学区） 日時：2月13日 参加者：21名 内容：講話 「こころの病でどんなものでしょう」 講師：岩倉病院 柏 由紀子医師 東山こころのふれあい卓球交流会 日時：2月22日 参加者：25名 こころのふれあいネットワーク総会3日 参加者：21名 日時：3月13日 参加者：29名	①継続 19年度と同様、こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 東山こころのふれあい卓球交流会 7月・2月 東山こころのふれあい作品展 11月 こころのふれあいネットワーク講演会 11月 地域懇談会（学区単位） 実施日未定 こころのふれあいネットワーク総会 21年3月 実務者会議 4回／年	東山区 健康づくり推進課	①

17	精神障害者家族懇談会	精神障害者をかかえる家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神障害者及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施している。 【実績】 交流会 日時：4月17日 エゴグラム 日時：10月16日 バーチャルハルシネーション 施設見学 日時：6月16日 地域生活支援センターからしだね 学習会 日時：8月21日 「家族の接し方について」 梅花女子大学教授 角谷恵子先生 日時：2月18日 「地域福祉権利擁護事業について」 東山区社会福祉協議会 高橋由起氏 親睦会	①継続 19年度と同様、精神障害者をかかえる家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神障害者及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。 交流会：4月21日、8月28日、12月18日 施設見学：7月3日（見学先：こころの健康増進センター） 学習会：10月23日 内容未定 2月23日 精神科リハビリテーションについて 京都大学医学部保健学科 腰原菊恵氏	東山区 健康づくり推進課	①
18	「学びとふれあい」のための事業 (健康教室)	健康問題を通じ、東三条地域住民とその周辺地域等の住民との交流を図るため健康教室を開催し、こころやからだの健康を増進するとともに、交流の場を提供することを目的として実施している。 【実績】 健康教室 11月30日 参加者：6人 講話「食中毒の話」 衛生課食品衛生担当 山下 演奏と歌唱指導 NPO「音の風」 場所：三条福祉センター	①継続 19年度と同様、健康問題を通じ、東三条地域住民とその周辺地域等の住民との交流を図るため健康教室を開催し、こころやからだの健康を増進するとともに、交流の場を提供することを目的として実施する。 日 時：未定 場 所：未定	東山区 健康づくり推進課	①

山科区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん山科区版に、人権月間に実施する事業を周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発の記事を掲載し、人権尊重の意識の高揚を図る。 【実績】 4/15号 「男女共同参画社会の実現に向けて」啓発記事を掲載 11/15号 12月の人権月間の取組として「講演と映画の集い」開催案内を掲載 12/15号 「12月是人権月間です。思いやりのある心豊かな暮らしを」啓発記事を掲載	①継続 11/15号 12月の人権月間の取組として「講演と映画の集い」開催案内を掲載	山科区総務課	①
2	山科区HPへ情報を掲載（追加）	市民しんぶん山科区版の情報を基に、山科区ホームページへ情報を掲載し周知を図る。 【実績】 11/15 12月の人権月間の取組として「講演と映画の集い」開催案内を掲載	①継続 11/15号 12月の人権月間の取組として「講演と映画の集い」開催案内を掲載	山科区総務課	①
3	「人権啓発リーダー研修会」の実施	地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらえようことを目的に実施しており、19年度はワークショップ形式で行なった。 【実績】 日 時：5月29日（火） 場 所：山科区役所大会議室 参加者：各種団体役員34人 講 師：渡辺 毅（NPO京都人権啓発センターネットからすま） 形 式：ワークショップ形式 テーマ：「子どもの人権」	①継続 地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらえようことを目的として実施する。 「人権啓発リーダー研修会」（ワークショップ） 日 時：5月29日（木） 場 所：山科区役所大会議室 参加予定者：各種団体役員50人程度 講 師：渡辺 毅 テーマ：「ホームレスの人権」	山科区まちづくり推進課	①
4	「講演と映画のつどい」の開催	一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会と啓発映画を上映し、理解を深めてもらった。 【実績】 日 時：12月7日（金） 場 所：東部文化会館 参加者：341人 講 師：月亭遊方（落語家） 演 題：「みんな違って当たり前！～笑いが育む心の豊かさ～」 啓発映画：「桃色のクレヨン」	①継続 一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会と啓発映画を上映し、理解を深めてもらう。 「講演と映画のつどい」 日時：12月5日（予定） 場所：東部文化会館 内容：未定	山科区まちづくり推進課	①
5	街頭啓発の実施	基本的人権を侵害する様々な人権問題の解決を目指し、区内3箇所で行った。 【実績】 区内3箇所で行った街頭啓発を実施 日 時：5月29日（火）、12月7日（金） 参加者：5/29 30人 12/7 24人	①継続 基本的人権を侵害する様々な人権問題の解決を目指し、区内3箇所で行った街頭啓発を実施する。 日 時：5月29日（木） 参加予定者：45名 ＊12月5日にも実施予定	山科区まちづくり推進課	①
6	「人権啓発ポスター展」の開催	区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示した。作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらった。 【実績】 日 時：12月3日（月）～14日（金） 場 所：山科区役所1階ロビー 出展数：24点	①継続 区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示する。作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。 「人権啓発ポスター展」 日時：12月1日～12日（予定） 場所：山科区役所1階ロビー	山科区まちづくり推進課	①
7	区民まつりでの人権コーナーの設置	多数の区民が集まる区民まつり（ふれあいまつり）にコーナーを設け、人権啓発パネルを展示した。 【実績】 区民まつり 日 時：11月23日（祝・金） 場 所：山科中央公園	①継続 多数の区民が集まる区民まつりにコーナーを設け、人権啓発パネルを展示する。 区民まつり開催 日時：11月23日（予定） 場所：山科中央公園	山科区まちづくり推進課	①

下京区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載	下京区ホームページにおいて、憲法月間と人権月間などの取組について掲載し広く区民の参加を呼び掛け、一人ひとりが人権問題への理解を深め、人権文化の息づく下京のまちづくりを目指す。 【実績】 5月, 11月, 1月	①継続 昨年11月にホームページ作成支援システムが導入されたことによりHPの充実を図り、人権に関する情報を広く区民に伝え、障害をもった方にも利用しやすいホームページの制作を目指す。 掲載予定時期 5月, 11月, 1月	下京区 総務課	①
2	市民しんぶん下京区版の人権啓発記事の掲載	市民しんぶん下京区版「下京のひびき」において、憲法月間と人権月間などの取組を掲載し広く区民の参加を呼び掛け、一人ひとりが人権問題への理解を深め、人権文化の息づく下京のまちづくりを目指す。 【実績】 5月15日号 「人権を考えるつどい」「街頭啓発」実施記事 11月15日号 「人権学習会」「小・中学生による人権啓発ポスター展」「街頭啓発」実施記事、ドメスティック・バイオレンスについての啓発記事 12月15日 クイズのコーナーにおいて、人権月間にちなんだ問題を出題 1月15日号 「小・中学生人権啓発ポスター展」優秀作品紹介	①継続 19年度の実績を踏まえ、人権問題を身近に感じられる紙面の制作を目指す。 掲載予定号 5月15日号, 11月15日号, 1月15日号	下京区 総務課	①
3	区役所等における人権パネル展の開催	5月の憲法月間に、区役所1階ロビーで人権パネルを展示し、来庁者に人権の大切さを訴える。本年度は外国人の人権をテーマとした。 【実績】 日時：5月1日～11日 来庁者：約700名	①継続 昨年度の実績を踏まえ、より人権に対する関心を高めるようなテーマとし、多くの方に見てもらう。 人権の大切さが感じられる「人権ほっと写真」を展示。 日時：5月1日～14日 来庁者：約700名	下京区 まちづくり推進課	①
4	地域ぐるみによる街頭啓発	憲法月間や人権月間に、人権に関する啓発文書入りの物品(メモ帳等)を街頭で配布し、区民に対する啓発を行った。	①継続 昨年度の実績を踏まえ、より多くの区民の方に啓発できるような場所で行う。	下京区 まちづくり推進課	①
5	憲法月間講演会の開催	区民がお互い尊重しあい、助け合いながらいきいきと活動でき、人権文化を育んでいけるような地域づくりについて考える機会とするため、今回は「夢見る力を信じて」をテーマとしたピアノ演奏と講演。 【実績】 講演会「人権を考えるつどい」 内容：ピアノ演奏と講演「身体障害者の自立と人権」 講師：前川裕美 日時：5月23日 場所：池坊学園こころホール 参加者：116名	①継続 昨年度の実績を踏まえ、より多くの区民の方の関心を高めるようなテーマとする。 講演会「人権を考えるつどい」 内容：演奏と講演「夢をあきらめないで」 ～難病をのりこえて～ 講師：エスベランサ 日時：5月28日 場所：池坊学園こころホール 参加者：200名	下京区 まちづくり推進課	①
6	区民ふれあい事業の開催	区民相互の交流とふれあいを深めることを目的に、下京ふれあい事業実行委員会の運営による事業を実施する。 【実績】 内容：人権啓発コーナー等の各種ブースとステージの開設 日時：11月11日 場所：梅小路公園 参加者：約1万6千人	①継続 昨年度の実績を踏まえ、より人権に対する関心を高めるテーマを設定していく。 日時：11月9日 場所：梅小路公園で開催予定	下京区 まちづくり推進課	①
7	小・中学生による人権啓発ポスター展の開催	人権問題を正しく捉え、人に偏見を持たない心を育てるために、区内小・中学校からの応募による人権啓発ポスター展を開催し、また、優秀作品は区役所において表彰式を行った。 【実績】 内容：人権啓発ポスター展 日時：12月1日～13日 場所：京都駅前地下街ポルタ西広場 来場者：約3,700人 (表彰式は、12月13日に区役所4階会議室で実施)	①継続 区内・小中学校により多くの応募をしていただくように働きかける。 内容：人権啓発ポスター展 日時：12月	下京区 まちづくり推進課	①
8	人権学習会	区民がお互い尊重しあい、助け合いながらいきいきと活動できる下京区を目指し、地域の人権啓発リーダーとなる人材を育成するため、人権学習会を開催した。 【実績】 人権学習会 内容：講演「障害を越えて～身体障害者の自立と人権～」 講師：高山 弘(NPO法人 京都市肢体障害者協会理事長) 日時：12月5日 場所：区役所会議室 参加者：65名	①継続 昨年度の実績を踏まえ、より多くの区民の方に関心を高めるテーマを設定していく。 人権学習会 内容：講演 日時：12月	下京区 まちづくり推進課	①
9	区民ふれあい相談コーナーの開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。	①継続 昨年度の実績を踏まえ、区民の方が相談しやすいよう考えていく。	下京区 まちづくり推進課	③

10	コミュニティセンターの事業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・崇仁コミュニティセンター（本館） ・崇仁屋内体育施設 ・崇仁第1・第2・第3・第5福祉センター ・柳原銀行記念資料館 (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 【実績】 生活相談 延べ429件 （住環境259件、産業・労働1件、生活一般96件、 駐車場24件、その他49件） 市民の自主的な取組のための施設提供1,680件 講座・教室の開催 64件、参加者数延べ436人 コミュニティづくりイベントの開催 3件、参加者数延べ1,650人	①継続 19年度と同様、市民相互の交流を図る事業を行い、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 【事業予定（教養講座等の開催）】 ・手芸教室 ・編み物教室 ・生花（末生流）教室 ・生花（池坊）教室 ・茶道教室 ・社交ダンス ・パソコン教室 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っていく。	下京区 崇仁コミュニティセンター	①
11	下京こころのふれあいネットワーク事業	精神障害者の自立や社会参加の支援、精神障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行い、下京区内における精神保健福祉活動を推進することを目的としてシンポジウムを実施した。 【実績】 ＜基調講演＞ 「精神障害と地域生活」 講師：山根 寛（京都大学大学院医学研究科教授） ＜シンポジウム＞ 「精神障害と生活支援 ― ともに暮らす ―」 コーディネーター：山根 寛（同上） 日時：11月16日 場所：ひと・まち交流館 京都 参加者：94名 当日は作業所や保健所等の地域での活動紹介や作品づくりの実演も行った。 ＜パネル・作品展＞ 日時：11月9日～11月22日 場所：区役所1階エレベーター前ホール 内容：作品・写真の展示 作業所や保健所等の地域での活動紹介や作品・写真の展示を行い、多くの区民の方が作品に見入っていた。 ＜推進委員・実務者合同学習会＞ 講師：安成和晃（内浜診療所 精神科医師） 内容：「精神疾患への理解と関わり方」 日時：2月20日 場所：保健所多目的ホール 参加者：19名 ＜中・高生体験学習会＞ 中学生・高校生への精神障害について知識の普及・啓発のため下京保健所の社会復帰事業（絵画・運動等）でのふれあい・福祉体験を開催した。 日時：8月3日 場所：保健所多目的ホール 参加者：高校生1名	①継続 参加機関を募るとともに、情報の共有化、ネットワークの基盤強化を図り、地域と協力してネットワーク作りを進めていく。そして、各事業においても多くの参加が得られるように取組を進めていく。	下京区 健康づくり推進課	①
12	精神保健福祉事業 ＜家族懇談会＞	精神障害者の家族に対し、相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深め、精神障害者及び家族の自立を図ることを目的とする。 【実績】 月1回開催 参加人数 延べ53名 保健所多目的ホール 他	①継続 ＜家族懇談会＞ 現在、年6回開催予定 場所：保健所多目的ホール	下京区 健康づくり推進課	①
13	「学びとふれあい」の事業 ＜健康づくり事業＞	【実績】 こころと体の健康づくりを通じ、周辺地域住民とのコミュニティづくり及び健康の保持増進を図ることを目的とする。 「肩こり・腰痛やつけ隊（たい）！教室」 講師：山本 孝（健康運動指導士） 日時：11月7日 場所：崇仁屋内体育施設アリーナ 参加人員：21名	①継続 より多くの参加が得られるように取組み、周辺地域住民の健康の保持増進を図っていく。	下京区 健康づくり推進課	①

南区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	講演会（12月）の開催	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進する。 【実績】 12月7日午後7時～8時半 アバンティホール 山本 健治(フリーライター)「ひとりの活動が人と社会を変える」	①継続 19年度と同様	南区 まちづくり推進課	①
2	人権強調月間 南区人権講座	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進する。 【実績】 8月23日午後2時～4時 南区役所ホール 兼松 豊(ミュージシャン)「音楽で心のふれあいを」	①継続 19年度と同様	南区 まちづくり推進課	①
3	人権啓発施設 見学会	人権意識の浸透と高揚を図る目的で、人権に関する施設の見学会を開催する。 【実績】 5月28日午前9時～午後5時 大阪高等裁判所、朝日新聞社	①継続 19年度と同様	南区 まちづくり推進課	①
4	区民のふれあい相談コーナーの開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。	①継続 19年度と同様	南区 まちづくり推進課	①
5	区民ふれあい事業の開設	「人とまち、交流とふれあいでまちづくりを！」をスローガンに、区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図ることを目的に、南区民ふれあいまつりを開催している。 【実績】 11月11日午前10時～午後3時 東寺境内 模擬店、展示、文化芸能まつり、健康ウォーキング 他	①継続 19年度と同様	南区 まちづくり推進課	①
6	「区民ぐるみ組織」への支援策の検討及び実施	区内の各学区、各種団体の代表による「南区人権文化推進会議」が、年2回の会議で啓発事業計画等を決定。区役所は事務局として会議や事業の運営を支援。	①継続 19年度と同様 地域での人権啓発リーダーの育成を推進する。	南区 まちづくり推進課	①
7	市民しんぶん 区版への人権啓発記事の掲載（人権に関する啓発活動）	人権文化を構築することを目的として、市民しんぶんの区版に憲法月間・人権強調月間・人権月間での啓発記事及び人権講演会等の事前告知記事を掲載した。 【実績】 5月15日号 「人権啓発施設見学会」開催周知 8月15日号 「人権講座」開催周知 11月15日号 「人権講演会」「街頭啓発」「人権月間関連図書展示」の周知	①継続 19年度と同様 5月15日号 「人権啓発施設見学会」開催周知 8月15日号 「人権講座」開催周知 11月15日号 「人権講演会」「街頭啓発」「人権月間関連図書展示」の周知	南区 まちづくり推進課	①
8	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品での啓発活動及び憲法月間等の講演会の広報を行う。 【実績】 ・街頭啓発 5月18日午前10時～11時 アバンティ周辺 12月7日午後5時～6時 区内主要ターミナル周辺 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会委員により、人権啓発物品を配布した。 ・人権啓発旗の掲揚 5月、8月、12月 人権文化推進会議委員自宅周辺及び地域啓発推進協議会委員事業所周辺に、啓発標語の旗を掲揚した。	①継続 19年度と同様	南区 まちづくり推進課	①
9	コミュニティセンターの事業運営	人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 【実績】 生活相談 延べ70件 （住環境7件、生活一般53件、その他10件） 問合せ 延べ10件（住環境1件、生活一般3件、啓発3件、駐車場1件、その他2件） 苦情要望 延べ6件 （住環境3件、生活一般2件、駐車場1件） 市民の自主的な取組のための施設提供 延べ665件 （コミュニティセンター 59件、屋内体育施設 606件） 教養講座等の開催 延べ42回、339人 （子ども六斎 20回 116人、編物教室 10回 96人、パソコン教室 12回 127人） 人権に関する啓発活動 延べ17件 169人 （吉祥院六斎念仏資料室見学者 17件 169人） コミュニティづくりイベントの開催 延べ3回 参加者数1,730人 （吉祥院バレーボールサークル交流大会 1回 100人、吉祥院ふれあいジャンボリー 1回 1,600人、吉祥院ふれあいひろば講演会 1回 30人）	①継続 19年度実施した市民相互の間の交流を図るためのコミュニティづくりイベントや教養講座、人権に関する啓発活動等事業を今年度も引き続き実施し、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業を行う。ただし、「学びとふれあい」のための事業に関する業務はNPO法人ふれあい吉祥院ネットワークに委託したので、円滑に事業が行えるように連携していく。 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っている。	南区 吉祥院コミュニティセンター	③

10	コミュニティセンターの事業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 【実績】 生活相談 延べ122件（住環境 22件、教育 10件、産業・労働 1件、生活一般 76件、その他 13件） 市民の自主的な取組のための施設提供 218件 講座・教室の開催21件、参加者数 延べ 72名	①継続 実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 講座・教室の開催 20件、参加者数 延べ 100名 コミュニティづくりイベントの開催 1件、参加者数 延べ15名 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っていく。	南区 中唐戸コミュニティセンター	③
11	コミュニティセンターの事業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 【実績】 生活相談 延べ344件（住環境 78件、教育 17件、産業・労働 31件、生活一般 39件、その他 179件） 市民の自主的な取組のための施設提供 101件 講座・教室の開催 30件、参加者数 延べ 97人	・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っていく。	南区 山ノ本コミュニティセンター	③
12	コミュニティセンターの事業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 【実績】 生活相談 延べ 357件（住環境113件、教育7件、産業・労働9件、生活一般124件、その他104件） 市民の自主的な取組のための施設提供 508件 講座・教室の開催 67件、参加者数 延べ918人 コミュニティづくりイベントの開催 2件、参加者数 延べ135人	①継続 (1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っていく。	南区 久世コミュニティセンター	③
13	南区こころのふれあいネットワーク	精神障害に対する正しい知識の普及、こころの健康づくりに関する知識の普及、・啓発、ボランティアの育成並びに精神障害者に対する支援活動を行う。 【実績】 7/12総会、意見交換会 参加者 21名 10/10 作品展（作品展示と活動報告） ・関係団体：すぎなハウス、ふれあいサロン、福祉ホーム、家族会、保健所テイクア 第1部 発表会 ・私たちの思い（当事者による朗読） ・コーラス 第2部 「秋のほっこりコンサート」（コール真声会） 参加者 193名 10/29 シンポジウム「こころの病のある方の地域生活支援について考える」 ・講演 梅花女子大学教授 角谷慶子 氏	①継続 19年度と同様 10/8作品展・発表会 ・作品展（作品展示と活動報告） （関係団体：すぎなハウス、ふれあいサロン、福祉ホーム、家族会、保健所テイクア等） ・発表会 ・講演会 テーマ：「（未定）」 ・ミニコンサート	南区 健康づくり推進課	①
14	精神保健事業 [家族懇談会]	保健所における精神保健福祉に関する事業の一環として、精神障害者の家族に対し相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深め、精神障害者及び家族の自立を図る事を目的に、系統立てた学習と交流の場を提供する。 【実績】 年6回（奇数月に）実施。 参加実人員：18名（参加延人員 73名）	①継続 19年度と同様 年6回（奇数月に）実施	南区 健康づくり推進課	①

右京区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版（区HP）に、憲法月間や人権月間の関連事業の募集や周知を行うことにより、区民に人権問題についての問題意識を高めてもらう。 【実績】 4/15号 憲法月間「人権について考える施設見学と講演会」参加者募集 7/15号 人権啓発事業「講演と映画のつどい」参加者募集	①継続 引き続き、市民しんぶん区版（区HP）に憲法月間や人権月間の関連事業の募集や周知を行うことにより、区民に人権問題についての問題意識を高めてもらう。 【掲載予定】 4/15号 憲法月間「人権について考える施設見学会」参加者募集 7/15号 人権啓発事業「講演と映画のつどい」参加者募集	右京区総務課	①
2	人権について考える施設見学会	人権についての理解を深め、市民自らが人権尊重のまちづくりのために行動するきっかけづくりとすることを目的に実施。 【実績】 日 時：平成19年5月31日（木） 場 所：洛西ふれあいの里 保養研修センター 内 容：(1)全体研修 ①お話し 講師：村木博隆氏 （京都市長寿すこやかセンター所長） 演題：高齢者虐待防止について ②健康体操 (2)体験学習 ①高齢者疑似体験 ②骨密度測定・健康チェック	①継続 20年度の講演では特に『いじめ問題』を取り上げることで、人権についての理解を深め、市民自らが人権尊重のまちづくりのために行動するきっかけづくりとしてもらう。 日 時：平成20年5月28日（水） 場 所：こども相談センターパトナと京都文化博物館 内 容： (1)こども相談センターパトナ ①講演「子どもの人権、いじめ問題について」 講師：カウンセリングセンター相談員 ②施設見学（ふれあいの社） (2)京都文化博物館 ①施設見学 ②特別展「源氏物語千年紀」	右京区まちづくり推進課	①
3	講演会等の開催	人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供することを目的に開催。平成19年度は、『子どもの人権』をテーマに、皆が生き生きと暮らせる地域社会について考えてもらうことを目的に実施。 【実績】 日 時：平成19年8月5日（日） 午後1時30分～午後5時10分 場 所：右京ふれあい文化会館 テーマ：右京区人権啓発事業「講演と映画のつどい」 内 容： 第1部 講演：「子どもが子どもでいられるために」 講師：阿保千秋さん（弁護士） 第2部 映画：「誰も知らない」 参加：440名	①継続 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供することを目的に開催。平成20年度は、『家族の絆』をテーマに、皆が生き生きと暮らせる地域社会について考えてもらうことを目指す。 日 時：平成20年8月3日（日） 場 所：右京ふれあい文化会館 内 容：右京区人権啓発事業「講演と映画のつどい」 第1部 講演：未定 講師：未定 第2部 映画：「母べえ」	右京区まちづくり推進課	①
4	区民ふれあい相談コーナーの開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。主として毎週水曜日に実施する無料法律相談・行政相談等がある。	①継続 昨年度と同様に各種相談事業を実施することで、地域と相談者との意思疎通を図り、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくよう見守っていく。	右京区まちづくり推進課	③
5	区民ふれあい事業の開催	地域社会を構成する様々な立場の人たちの参加協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施。 【実績】 右京区民「ふれあいフェスティバル2007」10月27日（土） 参加：約10,500名 右京区民「文化フェスティバル2007」12月9日（日） 出演：32組464名、来場：1,700名 第21回右京区民「美術展」2月15日（金）～18日（月） 出展作品：134点、来場：1,200名	①継続 地域社会を構成する様々な立場の人たちの参加協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施する。平成20年度は人権に係るコーナーをさらに増やすよう検討する。 内 容 右京区民「ふれあいフェスティバル2008」 右京区民「文化フェスティバル2008」 第22回右京区民「美術展」	右京区まちづくり推進課	①
6	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	区民啓発部会及び地域啓発推進協議会員が、人権啓発物品による啓発活動や人権月間区民啓発事業のPRを実施。 【実績】 第1回 5月21日（月）（憲法月間） 第2回 12月19日（水）（人権月間）	①継続 区民啓発部会及び地域啓発推進協議会員が、人権啓発物品による啓発活動や人権月間区民啓発事業のPRを実施する。 第1回 5月19日（月）（憲法月間） 場所：サンサ右京、イオンモール京都ハナ、サンダイコー京北店 参加：28名 第2回 12月（人権月間）	右京区まちづくり推進課	①
7	コミュニティセンターの事業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 【実績】 生活相談：延べ314件 （住環境47件、教育13件、産業・労働7件、生活一般62件、その他185件） 市民の自主的な取組のための施設提供：60件	①継続 (1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・講座・教室の開催 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っていく。	右京区上花田コミュニティセンター	③

8	上花田交流フェスタの開催	地域のコミュニティ活動との協働により、児童や高齢者、障害のある人など、多くの区民のふれあいと交流を通して、身近な人権の大切さと誰もが生き生きと暮らせる地域づくりを考える。 【実績】 「かしの木・上花田交流フェスタ」 日 時：平成19年11月17日（土） 午前11時30分～午後3時 場 所：三条坊町児童公園 内 容：ステージ、模擬店、啓発コーナー、バザー等	①継続 地域のコミュニティ活動との協働により、児童や高齢者、障害のある人など、多くの区民のふれあいと交流を通して、身近な人権の大切さと誰もが生き生きと暮らせる地域づくりを考える。2回目を迎える今回は会場を西院小学校校庭に移して、より多くの区民の参加を呼びかけた。 「第2回かしの木・西院上花田交流フェスタ」 日 時：平成20年5月17日（土） 午前10時30分～午後3時 場 所：西院小学校校庭 内 容：ステージ、模擬店、啓発コーナー、バザー等 なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っている。	右京区 上花田コミュニティセンター	①
9	右京こころのふれあいネットワーク	右京区内における精神に障害のある市民の社会参加や社会復帰を地域で支えるため、精神保健福祉に関する①普及啓発及び情報交換②フォーラム等の開催③障害者の地域生活に対する支援などの活動や事業を実施する。 【実績】 9月11日 第1回学習会 参加：81人 9月19日 第2回学習会 参加：67人 10月19日 レクリエーション（ゲーム）大会 参加：32人 11月7日 太秦地域学習会 参加：75人 12月5日 交流学習会 参加：175人	①継続 昨年度の実績を踏まえ、障害のある人と、多くの区民との交流を通じて、精神障害について学び、互いに支えあえる地域づくりについて考えていく。 平成20年12月 交流学習会など	右京区 健康づくり推進課	①
10	保健所実習	保健所において、受け入れている保健師、看護師、栄養士養成施設校からの実習の中で、地域における保健所の役割及び意義を学びとる際に、これからの社会人として、また、学校生活の中で人権尊重が身近に課題として存在していることを学習している。 【実績】 研修受入数：45人	①継続 昨年度の実績を踏まえ、本年度は受入数を増やしていく。 研修受入予定数：60人	右京区 健康づくり推進課	①
11	精神保健事業 【家族懇談会】	家族懇談会一精神障害者を抱える家族が病気について知識や家族の役割について理解を深めることにおいて、本人及びその家族の自立を図ったり、また回復途上にある在宅の精神障害者の社会復帰を促進するため、レクリエーション活動、創作活動、所外活動を行う。 【実績】 家族懇談会実施回数：11回 参加：99人（延べ）	①継続 家族が病気について知識や役割について理解を深めるだけでなく、こころのふれあいネットワークへの積極的な参加などを目標に実施していく。	右京区 健康づくり推進課	③

西京区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	市民しんぶん 区版への人権 啓発記事掲載	人権月間等を実施される関連事業の告知をするとともに、啓発記事 を掲載し、区民の人権意識の普及高揚を図り、人権文化が息づく西京 区づくりに取り組む。 【実績】 ・4月号「憲法月間のつどい」事業告知 ・10月号「西京区民ふれあい人権バスツアー」事業告知 ・11月号「12月是人権月間です」 人権啓発作品展の告知、女性に対する暴力をなくす運動の啓発	①継続 今年度も、5月の憲法月間と12月の人権月間にあわせ た事業告知や啓発記事を掲載することにより、引き続き区 民の人権意識の普及高揚に取り組む。 ・4月号「「憲法月間のつどい」事業告知 ・10月号「西京区民ふれあい人権バスツアー」事業告知 ・11月号「12月是人権月間です」 人権啓発作品展の告知、女性に対する暴力をなくす運動 の啓発	西京区 総務課	①
2	西京区民ふれ あい人権バス ツアー	人権にゆかりのある場所を訪ねることにより、基本的人権や自由、 平等、平和などの大切さと、それらを実現するためにどれほど多くの 人々の情熱や努力が重ねられてきたかを歴史を振り返る中から学び理 解することで、あらゆる人権問題が尊重され、心のふれあいのある住 みよい西京区づくりを進めることを目的とする。 【実績】 日時：平成19年12月7日 行先：大阪高等裁判所及び大阪人権博物館（リバティ大阪） 参加者：36名（事務局除く）	①継続 平成20年度も、人権にゆかりのある場所を訪ね、基本 的人権や自由、平等、平和などの大切さを学び理解するこ とで、人権が尊重され、心のふれあいのある住みよい西京 区づくりを進める。 「西京区民ふれあい人権バスツアー」 日時：平成20年12月上旬 場所は未定	西京区 まちづくり推 進課	①
3	小・中学生に よる人権啓発 作品展の開催 （絵画・書道 展）	小・中学生に人権の大切さを浸透させるとともに、絵画等を展示す ることにより、区民に広く人権の尊さを訴える。 【実績】 日時：12月3日～7日（小学生作品展） 12月10日～14日（中学生作品展） 場所：西京区役所（及び洛西支所）1階ロビー 出展：絵画44点 書道42点（本所 小・中学生合計）	①継続 平成20年度も、区内の小中学校に呼びかけ、小・中 生の製作した人権をテーマとした絵画等を展示すること により、区民に広く人権の尊さを訴える。 小・中学生による人権をテーマとした作品展 日時：平成20年12月1日～12日 場所：西京区役所（及び洛西支所）1階ロビー	西京区 まちづくり推 進課	①
4	区民ふれあい 相談コーナー の開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各 種相談事業を実施している。 【実績】 窓口や電話での相談を常時受付 各種相談事業の実施 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日	①継続 平成20年度も、人権尊重の考え方が日常生活に根付い ていくための取組として、各種相談事業を実施する。 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日	西京区 まちづくり推 進課	①
5	区民ふれあい 事業の開催	区内の幼稚園・保育園児、小・中学校、各種団体等による演奏や舞 踏などのステージ発表や、地域団体の活動を紹介するブースコーナー を設置し、地域文化の向上や人と人との交流を育む。 【実績】 西京区民ふれあいまつり 日時：平成19年11月17日 場所：京都エミナース及びラクセース周辺 参加：23団体（ステージ）42団体（ブース）	①継続 平成20年度は「平成19年度西京区民ふれあいまつり」 同様、子どもから高齢者まで区民が相互のふれあいを図 り、より一層の交流を深めることを目的とした、活気に満 ちた内容で実施する。 日時：平成20年11月15日 場所：西文化会館ウエスティ	西京区 まちづくり推 進課	①
6	街頭啓発事前 研修会	区内の自治連合会及び女性会等の各種団体役員の方々に呼びかけ、 人権に関する身近な問題、新聞掲載記事等を題材とした研修によっ て、人権意識を深めてもらう。 【実績】 ○憲法月間 日時：平成19年5月15日14:00～ 場所：京都信用金庫桂支店 内容：講演「差別意識をなくすためには」 講師：西京保健所健康づくり推進課担当課長 参加者：30名 ○人権月間 日時：平成19年12月4日14:00～ 場所：京都信用金庫桂支店 内容：講演「私たちの暮らしと人権」 講師：西京区福祉部長 参加者：25名	①継続 平成20年度も、地域役員の方々等に呼びかけ、人権に 関する身近な問題を題材とした研修を行い、人権意識を深 めてもらう。 ○憲法月間 日時：平成20年5月13日14:00～ 場所：京都信用金庫桂支店 内容：講演「身近な人権について」 講師：西京区役所税務長 ○人権月間 日時：12月中旬 場所：京都信用金庫桂支店 内容は未定	西京区 まちづくり推 進課	①
7	地域ぐるみ による街頭啓 発の実施	阪急桂駅前にて、区内の自治連合会及び女性会等の各種団体役員と ともに啓発チラシや啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。 【実績】 ○憲法月間 日時：平成19年5月15日15:00～ 場所：阪急桂駅周辺 啓発物品：標語入りメモ帳・ウエットティッシュ及び 講演会周知ビラ 参加者：30名 ○人権月間 日時：平成19年12月4日15:00～ 場所：阪急桂駅周辺 啓発物品：標語入りメモ帳・カレンダー・ウエットティッシュ 参加者：25名	①継続 平成20年度も、人権文化の根付くまちづくりを推進す るため、阪急桂駅前にて、地域役員の方々等とともに啓発 チラシや啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。 ○憲法月間 日時：平成20年5月13日15:00～ 場所：阪急桂駅前 啓発物品：標語入りメモ帳・ウエットティッシュ及び 講演会周知ビラ ○人権月間 日時：12月中旬 場所：阪急桂駅前 啓発物品は未定	西京区 まちづくり推 進課	①

8	心の病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク作り）	西京区においてこころの病のある人たちが、地域で安心して暮らしていけることを目指して、当事者及びその家族と区内の保健医療、福祉、人権の向上に努める関係機関、団体等が手を携え、こころの病のある人の抱える課題を明らかにする。さらに地域住民への啓発や当事者の社会参加に関する取り組みを推進していくことを目的とする。 【実績】 1. 啓発・研修 ○こころの健康教室の実施 日時：平成19年9月21日（金） 午後1時30分～3時30分 場所：洛西総合庁舎会議室 内容：講演「こころの共感を求めて～ともに住むまちづくりをめざして～」 講師 山根 寛（京都大学大学院 教授） 参加者：90名 ○小さな秋のこころまつりの実施 （平成19年11月15日 桂川地域体育館） 136名参加 ○交流会の実施 日時：平成19年12月7日（金） 午後1時30分～3時30分 場所：地域生活支援センター西京 内容：精神科医師をかこんで座談会 講師 才村 泰生医師 参加者：26名 ○通信の発行 4回発行 2. 活動支援 ○当事者活動への支援 ○家族の会「なんてんの会」への支援	①継続 平成20年度は、こころの病についての理解をより一層区民に広げるため、少人数で語り合える交流会や地域懇話会を充実させる。 ＜事業の概要＞ 1. 啓発・研修 ○こころの健康講座 日時：9月頃 内容：認知症予防 場所：洛西総合庁舎 ○こころまつり（交流・ふれあい） 日時：11月15日（木） 場所：桂川体育館 ○こころまつりの後の交流会 ○地域懇話会 ○通信の発行（季刊） 2. 活動支援 ○当事者活動への支援 ○家族会「なんてんの会」への支援 ○ボランティアグループ「ほちほちくらぶ」への支援	西京区健康づくり推進課 洛西支所健康づくり推進室	①
9	精神障害者家族懇談会	精神に障害がある方の家族が集まり、お互いに抱える悩みや不安を語り合い、家族同士の交流を深める。また、精神障害の特性や医療福祉制度等について学習し理解を深める。 【実績】 12回開催（交流会5回、医師等による学習会5回、施設見学1回、精神社会復帰相談指導事業との合同プログラム1回） 66名参加	①継続 平成20年度は、家族の健康管理について学習し、気持ちが悪される場となるような内容を追加する。 ＜平成20年度計画＞ 11回開催（交流会9回・社会復帰相談指導事業との合同2回）	西京区健康づくり推進課	①

西京区洛西支所

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	講演会等(5月)の開催	市民に憲法と人権の尊重を訴えるため、講演と実演を開催し、市民と共に人権について考えていく。 【実績】 憲法月間 「こころのふれあいみんなの広場」 日時 5月19日(土) 13:30～15:00 場所 京都エミナス（ダイヤモンドホール） 講師 講師 旭堂南陵 氏 テーマ 「人の心にひそむ差別意識」 参加者 約200名	①継続 憲法月間 「こころのふれあいみんなの広場」 日時 5月17日(土) 13:30～15:00 場所 京都エミナス（ダイヤモンドホール） 講師 木藤潮香 氏 テーマ 「ひとつしかない命～1リットルの涙～」	洛西支所 まちづくり推進課	①
2	区民ふれあい相談コーナーの開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。	①継続 今後も人権尊重の考え方がさらに日常に根付くための取り組みとして、各種相談事業を継続実施する。	洛西支所 まちづくり推進課	③
3	区民ふれあい事業の開催	多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育む。（子どもの遊び場、健康、福祉、環境美化、防災等の多様なコーナーを設け、区民が楽しみながら交流を深めるとともに、様々な情報を入手できる場とする。）	①継続 子どもから高齢者まで区民の皆様が相互のふれあいを図り、より一層の交流を深めることを目的とした、活気に満ちた内容で実施する。（子どもの遊び場、健康、福祉、環境美化、防災等の多様なコーナーを設け、区民が楽しみながら交流を深めるとともに、様々な情報を入手できる場とする。）	洛西支所 まちづくり推進課	③
4	洛西ケーブルビジョンでのスポットの放映（憲法・人権月間RCV市民啓発番組）	憲法・人権月間のポスターを背景に、人権擁護のナレーションを放映し、人権擁護の気運の高揚を図る。 【実績】 憲法月間 内容：1日6回 毎回30秒 憲法月間の啓発用ポスターを背景に人権擁護のナレーション放映 放送日：5月中 対象：洛西ニュータウン管内住民等 人権月間 内容：1日6回 毎回30秒 人権月間の啓発用ポスターを背景に人権擁護のナレーション放映 放送日：12月中 対象：洛西ニュータウン管内住民等	①継続 憲法・人権月間のポスターを背景に、人権擁護のナレーションを放映し、今後も継続して人権擁護の気運の高揚を図る。 憲法月間 内容：1日6回 毎回30秒 憲法月間の啓発用ポスターを背景に人権擁護のナレーション放映 放送日：5月中 対象：洛西ニュータウン管内住民等 人権月間 内容：1日6回 毎回30秒 人権月間の啓発用ポスターを背景に人権擁護のナレーション放映 放送日：12月中 対象：洛西ニュータウン管内住民等	洛西支所 まちづくり推進課	①
5	街頭啓発事前研修会	人権擁護の気運を高めるため、憲法・人権月間の期間内に、街頭啓発参加者を対象に研修会を行う。 【実績】 憲法月間研修会 日時 5月9日(水) 15:00～ 講師 洛西支所長 水口重忠 テーマ 「子どもの人権について」 参加者 21名 人権月間研修会 日時 12月5日(水) 15:00～ 講師 洛西支所健康づくり推進室 担当係長 新谷代志子 テーマ 「感染症患者を取り巻く現状について」 参加者 23名	①継続 憲法月間研修会 日時 5月14日(水) 15:00～ 講師 洛西支所副支所長 吉村庄一 テーマ 「身近な人権～みんなで考えましょう～」 人権月間研修会 日時 12月中(時間未定) 講師 未定 テーマ 未定	洛西支所 まちづくり推進課	①
6	地域ぐるみによる啓発活動の実施	人権擁護の気運を高めるため、憲法・人権月間の期間内に、啓発活動を行う。 【実績】 憲法月間街頭啓発 日時 5月9日(水) 15:30～ 場所 ラクセーヌ周辺 参加者 21名 人権月間街頭啓発 日時 12月5日(水) 15:30～ 場所 ラクセーヌ周辺 参加者 23名 小・中学生による人権をテーマとした作品展 開催日 12月3日(月)～12月7日(金) (小学生の部) 12月10日(月)～12月14日(金) (中学生の部) 開催場所 洛西支所1階ロビー (小・中学生の両部) 出展作品 絵画及び習字 (小・中学生の両部) 出展学校 1出展小学校 大枝、桂坂、新林、境谷、福西、竹の里 大原野、上里、西養護学校 2出展中学校 大枝、洛西、西陵、大原野、西養護学校 出展数 小学校の部 絵画13点、書道42点 中学校の部 絵画19点、書道5点	①継続 憲法月間街頭啓発 日時 5月9日(水) 15:30～ 場所 ラクセーヌ周辺 人権月間街頭啓発 日時 12月中(時間未定) 場所 ラクセーヌ周辺 小・中学生による人権をテーマとした作品展 開催日 12月中 (小・中学生の両部) 開催場所 洛西支所1階ロビー (小・中学生の両部) 出展作品 絵画及び習字 (小・中学生の両部)	洛西支所 まちづくり推進課	①

伏見区

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	精神保健福祉講演会	伏見区こころの健康推進実行委員会（伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成）、精神保健に関する講演会を実施した。 【実績】 日時：3月3日(月) 14:00～ 会場：深草支所 内容：「うつ病との付き合い方～第一歩はうつ病を正しく理解することから～」(精神科医の講話) 参加者：103名	①継続 伏見区こころの健康推進実行委員会（伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成）、精神保健に関する講演会を実施予定。講演内容等未定。	伏見区健康づくり推進課 深草・醍醐支所健康づくり推進室	①
2	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に合わせて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業を、事前に広報し、区民の参加を促した。 【実績】 4月15日号：憲法月間関連事業、「人権を考えるバスツアー」の事前告知 6月15日号：「ふしみ人権の集い第1回学習会」の事前告知 9月15日号：「こころの健康を考える集い」の事前告知 11月15日号：人権月間関連事業、「ふしみ人権の集い第2回学習会」の事前告知 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の事前告知	①継続 市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に合わせて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業を、事前に広報し、区民の参加を促す。 また、事業の広報に加えて、人権啓発特集記事についても掲載することにより、区民の人権意識の一層の高揚を図り、人権文化がいきづくまちの実現を目指す。 【予定】 4月15日号：憲法月間関連事業 「伏見区人権を考えるバスツアー」の事前告知 6月15日号：「ふしみ人権の集い第1回学習会」の事前告知 9月15日号：「こころの健康を考える集い」の事前告知 11月15日号：人権月間関連事業 「ふしみ人権の集い第2回学習会」の事前告知 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の事前告知	伏見区総務課	①
3	防災情報システムによる周知	防災情報システムにより、憲法月間、人権月間に合わせて行われる各種事業や区内で行われる人権に関する事業を、事前に広報することで区民の参加を促した。	②見直し 情報量が多いため、窓口でのチラシ配布、関係機関への案内、市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」や伏見区ホームページへの掲載など、より効果的な広報に努める。	伏見区総務課	①
4	伏見区人権月間事業	人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施した。 【実績】 人権を考える映画会 内容：映画「クイール」（字幕・副音声有り） 日時：12月1日（土）午後2時30分～4時30分 場所：呉竹文化センター 参加者：300名 ふしみ人権の集い第2回学習会 内容：講演「若い世代からの人権メッセージ ー在日コリアン市民として生きるー」 講師：張 吉秀氏（京都市保育士） 李 大佑氏（京都市立小学校教員） 日時：12月8日（土）午後1時30分～4時30分 場所：京都教育大学藤森学舎F棟大講義室2 参加者：181名 人権を考える講演会 内容：「人権侵害救済のための取組について」 講師：谷本 昭信氏（大阪市立大学非常勤講師） 日時：12月16日（日）午後1時30分～3時 場所：醍醐交流会館 参加者：206名	①継続 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 人権を考える映画会 ふしみ人権の集い第2回学習会 人権を考える講演会 <内容未定>	伏見区まちづくり推進課	①
5	憲法月間「人権を考えるバスツアー」	区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供することを目的として実施した。 【実績】 伏見区人権を考えるバスツアー 日時：5月23日（水）午後2時～4時 見学先：黒谷西雲院及び慈照寺（銀閣寺） 内容：黒谷西雲院開基宗厳和尚にまつわる講演の後、銀閣寺の庭園を見学 参加者：161名	①継続 区内外の人権にかかわりのある施設を見学し、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供することを目的として実施する。 「伏見区人権を考えるバスツアー」 日時：5月21日（水）午後0時～5時30分 見学先：丹波マンガン記念館	伏見区まちづくり推進課	①

6	ふしみ人権の集い	伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化の町を一人一人の心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、改進黨コミュニティセンター等を会場に、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供した。 【実績】 第1回学習会 内容：講演「マスメディアと人権を考える」 講師：村上 弘光氏（龍谷大学短期大学部教授・元京都新聞編集委員） 日時：7月7日（土）午後1時30分～4時30分 場所：改進黨コミュニティセンター 参加者：86名 第2回学習会 内容：講演「若い世代からの人権メッセージ ―在日コリアン市民として生きる―」 講師：張 吉秀（京都市保育士） 李 大佑（京都市立小学校教員） 日時：12月8日（土）午後1時30分～4時30分 場所：京都教育大学藤森学舎F棟大講義室2 参加者：181名 第13回ふしみ人権の集い 内容：第1部「人権の集いからのメッセージ」 第2部記念公演 「通天閣の歌姫 夢追い人生舞臺（ライブ）コンサート」 出演：元祖オーロラ輝子 叶 れい子氏 部落解放同盟改進黨支部女性部 場所：京都府総合見本市会館パルスプラザ「稲盛ホール」 参加者：400名	①継続 伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化の町を一人一人の心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、改進黨コミュニティセンター等を会場に、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供する。 【予定】 第1回学習会 内容：講演「まもなくはじまる裁判員制度を考える」 講師：内田 博文氏 （九州大学法学部教授） 日時：7月5日（土）午後1時30分～ 場所：改進黨コミュニティセンター 第2回学習会 <未定> 第14回ふしみ人権の集い <未定>	伏見区まちづくり推進課 伏見区深草支所まちづくり推進課 伏見区醍醐支所まちづくり推進課	①
7	小中学生による人権啓発ポスター展の開催（人権啓発絵画展）	行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」を実施した。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的としている。 〔改進黨ふれあいフェスタ2007 人権絵画ポスター展〕 〔人権月間 人権啓発絵画ポスター展〕 〔第13回ふしみ人権の集い人権啓発絵画ポスター展〕 【実績】 出展者：179名	①継続 行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」を実施する。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的としている。 〔改進黨ふれあいフェスタ2008 人権絵画ポスター展〕 〔人権月間 人権啓発絵画ポスター展〕 〔第14回ふしみ人権の集い人権啓発絵画ポスター展〕	伏見区まちづくり推進課	①
8	ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行	ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、ニュース「いーくある」を発行 【実績】 VOL.24～26を発行	①継続 ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、ニュース「いーくある」を発行 VOL.27～29を発行予定	伏見区まちづくり推進課	①
9	区民ふれあい相談コーナーの開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。	①継続 19年度に引き続き、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。	伏見区まちづくり推進課	③
10	区民ふれあい事業の開催	多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育む。 【実績】 西部ふれあいプラザ 日時：11月23日（金・祝）午前10時～午後3時 場所：鳥羽離宮跡公園 参加者：約30,000名	①継続 多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育む。 西部ふれあいプラザ 日時：<未定> 場所：<未定>	伏見区まちづくり推進課	①
11	伏見区人権啓発推進協議会研修会	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組を進めるため、幹事会を開催し、事業企画を行うと共に、会員の人権に対する意識の高揚を目的として総会・研修会を開催した。 【実績】 内容：平成18年度事業報告及び平成19年度事業計画案等について 人権ワークショップ 日時：9月18日（火）午後3時30分～5時 場所：月桂冠昭和蔵ホール 参加者：53名	①継続 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組を進めるため、幹事会を開催し、事業企画を行うと共に、会員の人権に対する意識の高揚を目的として総会・研修会を開催する。 <内容未定>	伏見区まちづくり推進課	①
12	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行進や地域住民が往来の多い駅前などで啓発物品を配布した。（多くの区民の目に触れ、人権問題への関心を高める活動として取組んでいる）	①継続 憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行進や地域住民が往来の多い駅前などで啓発物品を配布する。	伏見区まちづくり推進課	①
13	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	伏見西部ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴えた。 【実績】 日時：11月23日（金・祝）午前10時～午後3時 場所：鳥羽離宮跡公園 参加者：約30,000名	①継続 伏見西部ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設け、来場者に人権の大切さを訴える。 日時：<未定> 場所：<未定>	伏見区まちづくり推進課	①
14	区役所等における人権パネル展の開催	人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、憲法月間に区役所ロビーにおいて「人権啓発パネル展」を実施し、来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供した。他に、「伏見区西部ふれあいプラザ」の会場にも展示している。	①継続 人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、憲法月間に区役所ロビーにおいて「人権啓発パネル展」を実施し、来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供する。また、19年度に引き続き、「伏見区西部ふれあいプラザ」の会場にも展示を予定している。	伏見区まちづくり推進課	①

15	コミュニティセンターの事業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興した。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設、運動広場 ・福祉センター等 (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 【実績】 生活相談 延べ 1715件 （住環境549件、教育125件、産業・労働57件、生活一般472件 人権啓発10件、駐車場関係203件、その他299件） 市民の自主的な取組のための施設提供1711件 講座・教室の開催102件、参加者数 延べ1071人 コミュニティづくりイベントの開催2件、参加者数 延べ766人	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興した。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設、運動広場 ・福祉センター等 (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 【具体的計画】 日時：5月1日～30日 内容：啓発パネル展 日時：5月22日 内容：憲法月間映画上映会 日時：11月上旬 内容：改進黨ふれあいフェスタ なお、コミュニティセンターの在り方については、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」において、今日時点における根源に立ち返った検討をすることとしており、その意見等に基づき必要な見直しを行っていく。	伏見区 改進黨コミュニティセンター	①
16	伏見区こころの健康を考えるつどい	伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会（伏見区こころの健康推進実行委員会）を構成し、区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施した。 【実績】 日時：9月27日(木) 会場：醍醐交流会館 内容：舞台発表、展示、喫茶 参加者：約600名	①継続 区内の各種団体並びに行政等が委員会（伏見区こころの健康推進実行委員会）を構成し、区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。 日時：9月予定 会場：未定 内容と参加者については昨年度実績を予定	伏見区 健康づくり推進課 深草・醍醐支所健康づくり推進室	①
17	家族教室	精神に障害のある方の家族に対して相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深め、精神に障害のある方及び家族の自立を図ることを目的に、学習と交流の場を提供した。 【実績】 日時：7月19日(木) 会場：深草支所 内容：「統合失調症でどんな病気」～知っておきたい治療のこと（精神科医の講話）参加者：46名	①継続 うつ病の方の家族に対し、疾病及び復職についての知識と理解を深めることを目的に、学習の場を提供する。 日時：＜1＞7月2日（水） ＜2＞7月17日（木） 午後1時半～3時半 会場：深草支所 内容：＜1＞うつ病について（精神科医の講話） ＜2＞復職に向けて（精神保健福祉士の講話）	伏見区 健康づくり推進課 深草・醍醐支所健康づくり推進室	①
18	家族懇談会	精神に障害のある方の家族が集まり、病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに、他の家族との交流をはかる場として懇談会や学習会を開催した。 【実績】 時期：8月、10月、12月、1月、3月 会場：保健所ほか 内容：家族会との懇談、学習、施設見学 参加者：延べ55名	①継続 精神に障害のある方の家族が集まり、病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに、他の家族との交流をはかる場として家族教室を開催する。 日時：未定 会場：保健所ほか 内容：家族会との懇談、学習、施設見学	伏見区 健康づくり推進課	①

伏見区深草支所

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	区役所等における人権パネル展の開催（市民啓発活動の取組）	憲法月間等を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、支所1階コミュニティホールに人権パネルを展示した。 【実績】 5月1日（月）～5月31日（水） 「子どもの人権」等に関する人権啓発パネルを展示	①継続 19年度と同様、憲法月間等を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、コミュニティホールに人権パネルを展示する。 5月1日（火）～5月31日（木） 「女性の人権」等に関する人権啓発パネルを展示する。	深草支所 まちづくり推進課	①
2	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に街頭啓発を実施した。 【実績】 ・憲法月間 5月11日（金） ダイエー藤森店前、京阪伏見稲荷駅前及び京都医療センター前 162人参加 ・人権月間 12月4日（火） ダイエー藤森店前、京阪伏見稲荷駅前及び京都医療センター前 121人参加	①継続 19年度と同様、地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に街頭啓発を実施する。 ・憲法月間 5月9日（金） ダイエー藤森店前、京阪伏見稲荷駅前及び京都医療センター前 ・人権月間 12月上旬	深草支所 まちづくり推進課	①
3	区民ふれあい事業の開催	多くの区民協力と参加による多彩な催しで、人と人との交流を育んだ。 【実績】 10月21日（日）深草ふれあいプラザ 場 所 藤森神社 参加者 約15,000人	①継続 19年度と同様、多くの区民協力と参加による多彩な催しで、人と人との交流を育む。 10月19日（日） 深草ふれあいプラザ 場 所 藤森神社	深草支所 まちづくり推進課	①
4	区民ふれあいまつり等における人権コーナーの設置	深草ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴えた。 【実績】 10月21日（日）深草ふれあいプラザ 場 所 藤森神社 参加者 約15,000人	①継続 19年度と同様、深草ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴える。 10月19日（日） 深草ふれあいプラザ 場 所 藤森神社	深草支所 まちづくり推進課	①
5	伏見区人権月間事業（人権を考える講演会～ふしみ人権の集い第2回学習会～）	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会として伏見区役所、深草支所、醍醐支所で異なるテーマ、手法で実施した。深草支所ではふしみ人権の集い実行委員会との共催で講演会を実施した。 【実績】 深草支所担当＜講演会＞ 実施日 12月8日（土） 場 所 京都教育大学 藤森学舎F棟大講義室 講師 張 吉秀氏（京都市保育士） 李 大佑氏（京都市立小学校教員） テーマ 「若い世代からの人権メッセージ」	①継続 19年度と同様、人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会として伏見区役所、深草支所、醍醐支所で異なるテーマ、手法で実施する。深草支所ではふしみ人権の集い実行委員会との共催で講演会を実施する予定である。 ふしみ人権の集い第2回学習会 実施予定日 12月1	深草支所 まちづくり推進課	①
6	小・中学生の絵画・ポスター展	児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図った。 【実績】 12月3日（月）～12月28日（金） 深草支所コミュニティホールにて開催 60点展示	①継続 19年度と同様、児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図る。 12月1日（月）～26日（金） コミュニティホールにて開催予定	深草支所 まちづくり推進課	①
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、窓口や電話での各種相談事業を実施した。 【実績】 窓口や電話での相談を常時受付	①継続 19年度と同様、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、窓口や電話での各種相談事業を実施する。	深草支所 まちづくり推進課	①
8	精神保健事業	〈痴呆性老人の家族のための健康講座〉 痴呆性老人を抱える家族及び市民の交流や相談指導等を推進し、疾病についての知識と理解を深める。特に家族に対しては、介護の支援を行う。 【実績】 内容：①学習会、②交流会 日時：10月18日 場所：深草支所（F会議室） 参加者：15名 〈痴呆性老人を抱える家族の集い〉 痴呆性老人を抱える家族同士が交流、学習をする。 【実績】 内容：交流会 日時：11月20日・1月29日 場所：深草支所（F会議室） 参加者：①11名②7名 〈精神障害者家族懇談会〉 精神障害者を抱える家族が集まり、相互理解を深める。 【実績】 内容：懇談会 日時：①9月11日②12月17日 場所：深草支所（F会議室） 参加者：①7名②3名	①継続 〈痴呆性老人の家族のための健康講座〉 痴呆性老人を抱える家族間の交流や相談等を推し進め、知識と理解を深め、特に家族に対しては、介護の支援を行う。 交流会 日時：10月29日（水）・11月5日（水） 場所：深草支所（F会議室） 参加人員：20名（予定） 懇談会 日時：11月19日～12月24日（毎週水曜日） 場所：深草支所（F会議室）	深草支所 健康づくり推進室	①

伏見区醍醐支所

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	伏見区人権月間事業	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 【実績】 ①人権を考える講演会 日時：12月16日 午後1時30分～3時 場所：京都市醍醐交流会館 講師：谷元 昭信 氏（大阪市立大学 非常勤講師） 演題：「人権侵害救済のための取組について」 参加者数：206人 ②人権月間街頭啓発 日時：12月6日 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー西館前、マツヤスーパー醍醐駅前、食鮮館カスターナ小栗栖駅前 参加者：65人 ③人権啓発絵画・ポスター展 日時：12月1日～20日 場所：醍醐支所2階ロビー、管内金融機関 出展数：56点 内容：管内小・中学校生徒による、人権をテーマにした絵画・ポスター展の開催	①継続 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を含む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、また理解を深める機会になるよう、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 人権を考える講演会 日時：12月中旬 場所：京都市醍醐交流会館 内容：未定 人権月間街頭啓発 日時：12月上旬 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、食鮮館カスターナ小栗栖駅前、マツヤスーパー醍醐駅前 内容：昨年度と同様 人権啓発絵画・ポスター展 日時：12月1日～19日 場所：醍醐支所2階ロビー、管内金融機関 出展数：70点（予定） 内容：昨年度と同様	醍醐支所 まちづくり推進課	①
2	人権講座	地域住民とともに人権を学習することで、人権擁護思想の普及、高揚を図り、誰もが住みよい心豊かなまちづくりの一助とするため、管内の各種団体を対象に、醍醐六学区地域女性会との共催で開催する。 【実績】 日時：10月29日 午後1時～2時30分 場所：醍醐支所3階会議室 講師：龍尾 和幸 氏 テーマ：「育ちの場は母親の胎内のように～子どもの人権、高齢者の人権」 参加者：93人	①継続 地域住民とともに人権に関する様々な課題を学習することで、人権擁護思想の普及、高揚を図り、誰もが住みよい心豊かなまちづくりの一助とするため、管内の各種団体を対象に、醍醐六学区地域女性会との共催で開催する。 人権講座 日時：10月 場所：醍醐支所3階会議室 内容：未定	醍醐支所 まちづくり推進課	①
3	伏見区憲法月間事業	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 【実績】 ①憲法月間街頭啓発 日時：5月22日 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、マツヤスーパー醍醐駅前、パセオ・ダイゴロー西館前、食鮮館カスターナ小栗栖駅前 参加者：53人 ②人権啓発書道展 日時：5月1日～31日 場所：醍醐支所2階ロビー 出展数：98点 内容：管内の小学校児童による、人権をテーマにした書道作品を展示 ③伏見区人権ゆかりの地を訪ねて 日時：5月23日 午後0時30分～ 場所：黒谷西雲院、銀閣寺 参加者：174人 内容：黒谷西雲院にて講演後、現地見学 備考：伏見区の事業として実施	①継続 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を含む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、また理解を深める機会になるよう、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 憲法月間街頭啓発 日時：5月19日 午後2時30分～ （医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、食鮮館カスターナ小栗栖駅前、マツヤスーパー醍醐駅前 内容：昨年度と同様 人権啓発書道展 日時：5月1日～31日 場所：醍醐支所2階ロビー 出展数：100点（予定） 内容：昨年度と同様 人権を考えるバスツアー 日時：5月21日 午後0時30分～17時30分 場所：丹波マンガン記念館 参加者：80名 備考：伏見区の事業として実施	醍醐支所 まちづくり推進課	①
4	区民ふれあい相談コーナーの開設	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。 【実績】 窓口や電話での相談を常時受付	①継続 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。 【実績】 窓口や電話での相談を常時受付	醍醐支所 まちづくり推進課	③
5	区民ふれあい事業等の開催	多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深める。 【実績】 第17回醍醐ふれあいブラザ 日時：9月23日 午前10時～午後2時 場所：折戸公園 参加者数：約2,200人 内容：ステージ発表、各種コーナー等 福祉のまち醍醐・交流大会 日時：1月27日 午前10時～午後4時 場所：京都市醍醐交流会館 参加者数：約2,300人 内容：ふれあい作品展、子育て支援・高齢者相談コーナー、サークル発表会	①継続 多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深める。 第18回醍醐ふれあいブラザ 日時：9月21日 午前10時～午後2時 場所：折戸公園 内容：昨年度と同様（予定） 福祉のまち醍醐・交流大会 日時：1月26日 午前10時～午後4時 場所：京都市醍醐交流会館 内容：昨年度と同様（予定）	醍醐支所 まちづくり推進課	①

6	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図る。 【実績】 第17回醍醐ふれあいプラザ 内容：人権啓発コーナーを設置し、人権に対する理解を深めてもらう。	①継続 会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図る。 第18回醍醐ふれあいプラザ 内容：昨年度と同様（予定）	醍醐支所 まちづくり推進課	①
7	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	憲法月間及び人権月間の取組の一環として実施し、啓発チラシ入りの啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 【実績】 ①憲法月間街頭啓発 日時：5月22日 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、マツヤスーパー醍醐店前、食鮮館カスターナ小栗栖店 参加者：53人 ②人権月間街頭啓発 日時：12月6日 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、マツヤスーパー醍醐店前、食鮮館カスターナ小栗栖店前 参加者：65人	①継続 憲法月間及び人権月間の取組として実施し、啓発チラシ入りの啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 憲法月間街頭啓発 日時：5月19日 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、食鮮館カスターナ小栗栖店前、マツヤスーパー醍醐店前 内容：昨年度と同様 人権月間街頭啓発 日時：12月上旬 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前、食鮮館カスターナ小栗栖店前、マツヤスーパー醍醐店前 内容：昨年度と同様	醍醐支所 まちづくり推進課	①
8	区役所等における人権啓発パネル展の実施	まちづくりフォーラム“TATSUMI”主催の地域交流促進事業「文化フェスティバル」に訪れる地域住民に対して、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 【実績】 辰巳文化フェスティバル 日時：3月16日 場所：辰巳体育館 内容：会場内に人権啓発コーナーを設置し、人権に対する理解を深めてもらう。	①継続 まちづくりフォーラム“TATSUMI”主催の地域交流促進事業「文化フェスティバル」に訪れる地域住民に対し、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 辰巳文化フェスティバル 日時：3月 場所：辰巳体育館 内容：昨年度と同様	醍醐支所 辰巳コミュニティセンター	①
9	コミュニティセンターの事業運営	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等 【実績】 生活相談 延べ1353件 （住環境 245件、教育 183件、産業・労働 109件、生活一般 693件、人権啓発 0件、駐車場 37件、その他 86件） 市民の自主的な取組のための施設提供 1070件 講座・教室の開催 36件、参加者数 延べ395人 コミュニティづくりイベントの開催 5件、参加者数 延べ1152人	(1)設置目的 人権文化が息づくまちづくりに資するため、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する事業（隣保事業）及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより、人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興する。 (2)施設 ・コミュニティセンター（本館） ・体育施設 ・福祉センター (3)実施事業 ・市民相互の間の交流及びコミュニティ活動のための施設の提供 ・コミュニティ活動に関する情報の収集及び提供 ・市民の日常生活に関する相談 ・教養講座等の開催 ・人権に関する啓発活動 等	醍醐支所 辰巳コミュニティセンター	①
10	精神保健事業＜精神障害者家族懇談会＞	精神障害者を抱える家族が集まり、お互いに抱える悩みや不安を語り合い、家族同士の交流を深めたり、病気や障害、セミナー等を開催して制度について学習した。施設見学も実施した。 【実績】 場所：醍醐支所、障害者職業センター（施設見学） 回数：6回開催、参加者19人（延べ）	①継続 精神障害者を抱える家族を対象に実施する。家族が、精神障害者を理解し、支えていくための学習や情報提供を行う。また家族同士が、お互いの思いを共有するための交流の機会を設ける。 8回開催予定（自主グループへの支援を予定） 内容：医師等による学習会、交流、施設見学	醍醐支所 健康づくり推進室	①

市会事務局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
		該当事業なし	該当事業なし		

選挙管理委員会事務局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
		該当事業なし	該当事業なし		

監査事務局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
		該当事業なし	該当事業なし		

人事委員会事務局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
		該当事業なし	該当事業なし		

消防局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	社会福祉施設等における防火研究会等の開催	老人福祉施設、障害者福祉施設等において高齢者、障害者を対象とした防火指導、救急指導を実施する。 【実績】 社会福祉施設等において高齢者、障害者を対象とした防火・防災、応急手当に関する指導を実施した。	①継続 昨年度の実績を踏まえ、さらに高齢者、障害者を対象とした効果的な防火防災指導を実施していく。	消防局 各消防署	①
2	消防団員を対象とする研修会	消防団員の人権意識の高揚を図るための教育及び研修会を実施する。 【実績】 北、左京、中京、下京、西京各消防団員対象計5回355名	①継続 昨年度の実績を踏まえ、消防団員の人権意識の高揚を図るための研修会を実施していく。	消防局 教養課	①
3	防火指導時における市民啓発	防火防災指導時において、啓発標語を掲載した防火防災ピラを配布し、人権問題に関する啓発を合わせて実施する。 【実績】 啓発標語を掲載した防火防災ピラを配布した。	①継続 昨年同様、効果的な市民啓発を行うため、市民指導時に啓発標語を掲載した防火防災ピラを配付する。	消防局 各消防署	①
4	機関誌「京都消防」への情報等の掲載	人権月間にちなみ、機関誌「京都消防」に人権関連記事を掲載する。 【実績】 12月号に障害者の人権に関する記事を掲載した。	①継続 昨年同様、職員の人権意識の高揚を図るため、機関誌「京都消防」に人権関連記事を掲載する。	消防局 教養課	①
5	刊行物等への啓発標語の掲載	本市が発行する印刷物等の人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 【実績】 印刷物に人権啓発標語を掲載した。	①継続 より多くの市民に人権擁護思想を普及高揚させるため、消防局等において発行する印刷物に人権啓発標語を掲載する。	消防局 各消防署	①
6	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	消防署、消防出張所等の人権啓発看板等を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 【実績】 憲法月間、人権強調月間、人権月間中消防局、各消防署、出張所において電光掲示板、看板による市民啓発を実施した。	①継続 より効果的な人権擁護思想の普及を図るため、人権月間等において消防署、消防出張所等の人権啓発看板を掲出する。	消防局 各消防署	①
7	階層別研修、担当業務別研修	消防学校における階層別、担当業務別の各課程において人権に視点を置いた研修を行う。 【実績】 階層別、業務別教育において人権に視点を置いた研修を実施した。	①継続 消防業務と人権との関わりについて理解を深めるため、消防学校における階層別、担当業務別の各課程において人権に視点を置いた研修を行う。	消防局 教養課	④
8	職場研修	職場教育計画に基づき、各課、各消防署において、参加型・体験型研修等を取り入れた研修を推進する。 【実績】 職場研修において参加型・体験型研修を取り入れた研修を実施した。	①継続 より効果的な研修となるよう、職場研修においては参加型、体験型研修を積極的に取り入れる。	消防局 各消防署	④
9	外部講師による人権講座の開催	消防局、各消防署において外部の専門講師による人権講座を開催し、職員の人権問題に対する理解と認識を深める。 【実績】 消防局本部及び各消防署において外部の専門講師による人権講座を開催した。	①継続 人権行政を推進するにあたり、さまざまな人権課題についての職員のさらなる理解を深めるため、外部の専門講師による人権講座を定期に開催する。	消防局 各消防署	④
10	人権研修推進者の養成	要綱に基づき全ての課長級職員を人権研修推進者、課長補佐級職員及び係長級職員を人権研修推進補助者とする。人権研修推進者に対し総務局が実施する指導育成力向上研修、市政重要課題の各講座及び消防局が実施する人権講座を受講させる。人権研修推進補助者に対し総務局が実施する市政重要課題の各講座及び消防局が実施する人権講座を受講させる。 【実績】 課長級職員、課長補佐級職員及び係長級職員にそれぞれ該当講座を受講させ、研修推進力の向上を図った。	①継続 職場研修を推進する人権研修推進者等の資質向上を図るため、総務局及び消防局が実施する人権関連講座等を受講させる。	消防局 教養課	④
11	人権研修推進者等による研修内容等の検討	人権研修推進者及び人権研修推進補助者により、職場における人権研修を効果的に推進するための方法、内容等について検討する。 【実績】 憲法月間及び人権月間における職場研修の実施にあたり、各職場において人権研修推進者等により、職場研修の方法、内容等について検討した。	①継続 職場研修をより効果的なものとするため、人権研修推進者等により職場研修の方法、内容等の事前検討を行うとともに研修結果についても十分な検証を行うものとする。	消防局 各消防署	④

交通局

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	職場研修推進 専門委員会	「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場研修総括推進者（課長級職員）及び職場研修推進者（補佐・係長級職員）で構成され、市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高めることを目的とした。 【実績】 7月 交通局人権文化推進会議及び職場研修・人権研修専門委員会役員会合同会議 10月 職場研修推進会議専門委員会	①継続 19年度と同様 「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場研修総括推進者（課長級職員）及び職場研修推進者（補佐・係長級職員）で構成され、市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高めることを目的とする。 【実績】 7月 交通局人権文化推進会議及び職場研修・人権研修専門委員会役員会合同会議 10月 職場研修推進会議専門委員会	交通局 研修所	④
2	地下鉄駅施設の 整備	地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図った。 【実績】 多目的トイレへの改修を2駅（竹田駅、三条京阪駅）で実施し、東西線各駅の階段手すりの点字案内板を改修した。 また、全車両に車内乗車位置表示を新設した。	①継続 地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図る。 多目的トイレへの改修を2駅（国際会館駅、二条駅）で実施する。	交通局 施設課 電気課	②
3	地下鉄全駅に 「こども110番の駅」の 設置	子どもを犯罪などの危険から守るため、地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置した。不審者に襲われるなどして逃げ込んだ子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献した。 【実績】 地下鉄全駅（31駅）に「こども110番の駅」の設置をした。重大な事件は起きていない。	①継続 子どもを犯罪などの危険から守るため、地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置した。不審者に襲われるなどして逃げ込んだ子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献する。	交通局 運輸課	②
4	交通局契約の 民間企業職員 に対する人権 啓発研修	市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、「人権文化推進計画」に基づき人権啓発研修を実施した。 【実績】 平成19年12月17日に広告代理店職員を対象に、人権啓発研修を実施した。 参加人員34名	①継続 市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、「人権文化推進計画」に基づき人権啓発研修を実施する。	交通局 企画課	①
5	ノンステップ バスの充実	車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図った。 【実績】 導入車両数80両（路線車760両のうち累計534両）	①継続 車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。	交通局 技術課	②
6	啓発ポスター の作成及び掲 出	市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図るため、京都市内の人権に関わる史跡や施設等を題材にした人権啓発ポスターを作成する。また、合わせて市バス・地下鉄の沿線案内を紹介し、市バス・地下鉄の車内及び交通局施設等に掲出した。 【実績】 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間） 12月（人権月間） 施設名：嵐山大堰 掲出枚数：各月 1,500枚	①継続 19年度と同様 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間） 12月（人権月間） 施設名：蚕の社 配布数：各月 1,500枚	交通局 研修所	①
7	街頭人権啓発 活動の実施	地下鉄の利用者に入権問題に気付き、人権の尊重や人権意識を深めるため、憲法月間・人権強調月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅（四条駅・山科駅）で啓発チラシ及び啓発物品を配布した。 【実績】 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間） 12月（人権月間） 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 600個	①継続 地下鉄の利用者に入権問題に気付き、人権の尊重や人権意識を深めるため、憲法月間・人権強調月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅（四条駅・山科駅）で啓発チラシ及び啓発物品を配布する。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間） 12月（人権月間） 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 600個	交通局 研修所	①
8	市バス車内へ の人権啓発絵 画の展示	市バスの利用者に向けて、人権問題に気付き、人権の尊重や人権意識を深めるため、市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出した。 【実績】 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚	①継続 市バスの利用者に向けて、人権問題に気付き、人権の尊重や人権意識を深めるため、市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出する。 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚	交通局 研修所	①
9	人権行政に関 する資料・情 報の職員への 提供	交通局事業を進めるうえで人権の尊重を基本理念に置くことは極めて重要であり、職員に対しては、日常不断に入権についての情報を提供していく必要があり、必要な参考図書の配付等を行った。 【実績】 地下鉄駅職員研修等 受講者数：110人	①継続 交通局事業を進めるうえで人権の尊重を基本理念に置くことは極めて重要であり、職員に対しては、日常不断に入権についての情報を提供していく必要があり、必要な参考図書の配付等を行う。	交通局 研修所	④
10	局職員に対す る人権問題啓 発講座	基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害者、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨くため、集合研修を実施した。 【実績】 実施日：12月14日 実施回数：1回 受講者数：43人 テーマ：女性の人権とセクシャルハラスメント	①継続 基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害者、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨くため、集合研修を実施する。 実施日：12月中旬 実施回数：1回 内容：未定	交通局 研修所	④

11	所属・職場研修	「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指すため、各所属において人権研修を実施した。 【実績】 実施月：6月～7月 実施回数：76回 受講者数：1,863人	①継続 「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指すため、各所属において人権研修を実施する。 実施月：5月～7月 実施回数：未定 受講者数：未定	交通局各課	④
12	階層別職員研修	公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、服務の厳正を守るため、新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深めた。 【実績】 新規採用職員研修（事務職員、技術職員）：9人 新任係長級研修：12人 採用後（2・4・6・8・10年目）研修：33人 総合優良運転者部長表彰研修：10人	①継続 公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、服務の厳正を守るため、新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深める。 新任係長級研修：9人 採用後（2・4・6・8・10年目）研修：未定 総合優良運転者表彰研修：未定	交通局研修所	④
13	刊行物等への啓発標語の掲載	バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図った。 【実績】 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル	①継続 バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル	交通局総務課	①
14	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図った。 【実績】 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル	①継続 バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル	交通局各事業所	①
15	人権文化推進会議等による局内の連携充実	「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、解消した。	③廃止 「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、解消した。	交通局研修所	④
16	人権研修推進者養成講座（1次・2次）	人権研修推進者制度を解消した。	③廃止 人権研修推進者制度を解消した。	交通局研修所（市長部局・消防局・水道局と共同実施）	④
17	職場研修推進者研修	「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、解消した。	③廃止 「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、解消した。	交通局研修所（市長部局・消防局・水道局と共同実施）	④
18	参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施	人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員を育成した。 【実績】 実施講座：フィールドワーク 5回 30人参加	①継続 人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員を育成する。 実施講座：予定 フィールドワーク 1～2回 20名程度	交通局研修所	④
19	障害のある人、外国籍市民等との交流事業の推進	人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られることから、人権問題を抱える当事者と積極的に交流を図った。 【実績】 実施日：6月～7月 受講者：1,088人 テーマ：障害者問題について（聴覚障害者等）	①継続 人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られることから、人権問題を抱える当事者と積極的に交流を図る。 実施日：5月～7月 受講者数：未定 テーマ：障害者問題等について	交通局各課	④

上下水道局

番号	事業名	内 容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	職場研修推進講座	職場において人権研修をはじめとする職場研修の計画や実施運営、必要に応じて職員に対する適切な指導ができるよう研修を行った。	①継続 職場において人権研修をはじめとする職場研修の計画や実施運営、必要に応じて職員に対する適切な指導ができるよう研修を行う。	上下水道局 職員課	①
2	関連企業に対する啓発活動の実施（憲法月間等の取組）	人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深めるために、上下水道工事事業者団体である京都市公認水道協会の会員等に対し、人権月間等に「講演・啓発ビデオ視聴、意見交流」による研修会を実施した。 【実績】 12/7 京都市公認水道協会会員 35人 場所：水道会館 講演：「インターネットといじめ問題」 映像：「夕映えのみち」 質疑・意見交換	①継続 人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深めるために、上下水道工事事業者団体である京都市公認水道協会の会員等に対し、人権月間等に「講演・啓発ビデオ視聴、意見交流」による研修会を実施する。 【予定】人権月間等の取組 日時：12月初旬 内容：①講演 ②映像 場所：水道会館他	上下水道局 職員課	①
3	人権啓発看板等の掲出	営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 【実績】 啓発看板 憲法月間・人権強調月間・人権月間（1ヶ月間）	①継続 営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 【予定】 啓発看板 憲法月間・人権強調月間・人権月間（1ヶ月間）	上下水道局 職員課	①
4	各種会議等による局内連携の充実	本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図るため、人権行政主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議等において、効果的な研修方法等を協議した。 【実績】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議を開催	①継続 本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図るため、人権行政主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議等において、効果的な研修方法等を協議する。 【予定】人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議を開催	上下水道局 職員課	④
5	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	人権尊重の視点から市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等において効果的な研修方法や窓口対応を協議した。 【実績】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議を開催し、効果的な研修方法や窓口対応を協議	①継続 人権尊重の視点から市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等において効果的な研修方法や窓口対応について協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議、職場研修推進連絡会議を開催し、効果的な研修方法や窓口対応を協議	上下水道局 職員課	④
6	職員研修	「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりのため、「憲法月間講座」等を開催した。 【実績】 憲法月間講座：5/16 場所：国際交流会館 講師：秋山博之（仁和地域包括支援センター所長） 演題：「認知症と向き合って」 映像：「千夏のおくりもの」 人権月間講座：12/5 場所：国際交流会館 講師：木村祐子（財団法人ソーシャルサービス協会事務局長） 演題：「ホームレスの人権」 映像：「夕映えのみち」	①継続 「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりのため、「憲法月間講座」等を開催する。 【予定】 憲法月間講座：5/23・26 場所：上下水道局研修室 内容①講演：「女性の人権と子供の人権について」 芹澤 出（母子生活支援施設野菊荘施設長） ②映像：未定 人権月間講座：12月 場所、内容：未定	上下水道局 職員課	④
7	職場研修の充実	職員一人ひとりが人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の充実を図った。 【実績】 職場研修実績（人権研修） 27回 730人	①継続職員一人ひとりが人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の充実を図る。	上下水道局 各課・事業所	④
8	人権研修等に関する資料の提供	職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてビデオや書籍等の研修資料の充実を図った。 【実績】 人権関係の図書・ビデオを購入し、提供した。	①継続 職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてビデオや書籍等の研修資料の充実を図る。	上下水道局 職員課	④

教育委員会

番号	事業名	事業の目的及び内容（19年度取組実績）	20年度事業計画	担当課	分類
1	【新規】 常設展示の充実		常設展の1コーナーに「京都盲啞院」の創設に関する資料を展示し、視聴覚障害児のための日本で最初の近代教育の取組を紹介することによって、広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小中学校の教師による障害児教育への熱意と工夫を伝える。	教育委員会 学校歴史博物館	①
2	【新規】 「総合支援教育サポーター」(仮称)の配置		(目的) 普通学級に在籍する発達障害等の子どもたちへのより一層きめ細かな支援を図るため、学習活動上の支援や学校生活上の介助等を行う「総合支援教育サポーター」(仮称)を学校・幼稚園に配置します。 (内容) 普通学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害や、肢体不自由等の子どもたちへの学習補助、生活及び集団適応行動の指導補助、学習活動、教室間移動等における介助などを行います。	教育委員会 総合育成支援課	①
3	【新規】 「学びのフォーラム山科」の開催		京都市在住の方、または京都市内に通勤・通学の方を対象に、教養を高め、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など市民が興味・関心をもつ内容をテーマに毎週水曜日に講演会を開催しているが、12月に人権月間にちなんで人権に関する講演会を行う。	生涯学習総合センター山科	①
4	「人権教育指導資料集(参考試案)」の活用	学校における人権教育の重点課題である「男女平等教育」「総合育成支援教育」「同和教育」「外国人教育」の4課題について、学校での具体的な指導事例をまとめた資料集を全市の学校に配布し、児童生徒の発達段階に十分留意した系統的な指導を推進した。	①継続 「人権教育指導資料集(参考試案)」を活用し、児童生徒の発達段階に十分留意した系統的な指導を推進する。	教育委員会 学校指導課	①
5	「人権教育をすすめるにあたって」の活用	これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。この指針をもとにして、各校で人権教育の一層の充実に向けて取り組んでいる。本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき5つの重点課題として、(1)男女平等教育、(2)養護育成教育、(3)同和教育、(4)外国人教育、(5)新たに生じている課題(「心の健康」、「いじめ・不登校」、「特別な教育的支援を必要とする児童・生徒」、「HIV感染者等」)を挙げている。また、平成15年5月には、この重点課題に対応したデータ、法令・文献等を掲載した「資料集」を作成した。 【実績】 本指針の理念の実現に向け、教職員・事務局職員を対象とした各種研修会を実施するなど、幅広くこの指針に対する理解と周知を図り、各学校における人権教育のより積極的な推進を図った。 ・人権教育講座(全教職員)の実施	①継続 これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。この指針をもとにして、各校で人権教育の一層の充実に向けて取り組んでいる。本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき5つの重点課題として、(1)男女平等教育、(2)養護育成教育、(3)同和教育、(4)外国人教育、(5)新たに生じている課題(「心の健康」、「いじめ・不登校」、「特別な教育的支援を必要とする児童・生徒」、「HIV感染者等」)を挙げている。また、平成15年5月には、この重点課題に対応したデータ、法令・文献等を掲載した「資料集」を作成した。 【実績】 本指針の理念の実現に向け、教職員・事務局職員を対象とした各種研修会を実施するなど、幅広くこの指針に対する理解と周知を図り、各学校における人権教育のより積極的な推進を図った。 ・人権教育講座(全教職員)の実施	教育委員会 学校指導課	①
6	男女平等教育の推進	(1) 不合理な性別役割分担意識とそれを背景にする女性に対する偏見等が子どもたちに与えている影響の大きさを踏まえ、男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして、年間計画の中に位置付け、子どもへの指導を推進する。 (2) セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス(夫婦や恋人などの男女問題において特に男性から女性に加えられる暴力)を人権問題として位置付け、教職員研修を充実させる。 (3) 男子・女子の役割分担や学習環境・服装・持ち物などに性別による固定的な役割分担意識等による課題が残されていないか、学校生活全体を見直す。 (4) 進学・就職に際して、男女共にその個性や能力が十分に発揮できるよう「個が生きる進路の実現」に向けた進路指導に一層取り組む。 (5) 男女がお互いの特質を理解することを基盤として、尊重・協力しながら、それぞれの役割を担い健康で明るい家庭・社会生活を営むことのできる能力や態度の育成を目指す。 (6) 男女平等教育を効果的に推進するうえで、家庭・地域の果たす役割の重要性をふまえ、家庭・地域教育学級や保護者懇談会等様々な機会をとらえて、家庭・地域の連携を強化する。 【実績】 ・男女混合名簿の実施 小学校178,中学校79,高等学校12,総合養護学校7 ・人権教育講座(全教職員)の実施	①継続 (1) 不合理な性別役割分担意識とそれを背景にする女性に対する偏見等が子どもたちに与えている影響の大きさを踏まえ、男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして、年間計画の中に位置付け、子どもへの指導を推進する。 (2) セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス(夫婦や恋人などの男女問題において特に男性から女性に加えられる暴力)を人権問題として位置付け、教職員研修を充実させる。 (3) 男子・女子の役割分担や学習環境・服装・持ち物などに性別による固定的な役割分担意識等による課題が残されていないか、学校生活全体を見直す。 (4) 進学・就職に際して、男女共にその個性や能力が十分に発揮できるよう「個が生きる進路の実現」に向けた進路指導に一層取り組む。 (5) 男女がお互いの特質を理解することを基盤として、尊重・協力しながら、それぞれの役割を担い健康で明るい家庭・社会生活を営むことのできる能力や態度の育成を目指す。 (6) 男女平等教育を効果的に推進するうえで、家庭・地域の果たす役割の重要性をふまえ、家庭・地域教育学級や保護者懇談会等様々な機会をとらえて、家庭・地域の連携を強化する。 【実績】 ・男女混合名簿の実施 小学校178,中学校79,高等学校12,総合支援学校7 ・人権教育講座(全教職員)の実施	教育委員会 学校指導課	①

7	同和教育の推進	(1)人権教育の重要な柱の一つとして同和教育を推進し、教育における残された課題の解決に取り組む。 ・すべての児童、生徒自らが学習に対する意欲、関心を高め、より高い将来展望を持って、主体的に学習する態度の育成を図るとともに、とりわけ課題のある児童、生徒に対しては、個々の児童、生徒の置かれている状況や課題に照らした直接的なかわりや、保護者との連携を密にしていく。 ・同和地区児童、生徒一人一人の学力を向上させ、進路の保障を図るため、主体的な努力を引き出し、自己実現に向け、自立を支援していく。 (2) 家庭の状況に応じて、保護者自らが子どもの学力や進路の選択・決定にかかわれるよう、家庭の教育力の向上に向けたきめ細かな支援を推進する。 (3) 子どもへのかかわり方という視点から、教職員が自らの人権意識を振り返り、高めるための校内研修を計画的に推進する。 (4) コミュニティセンター併設の学習施設を有効に活用し、それぞれの地域実態や施設規模に応じて、主体的な学習態度の育成と基礎的・基本的な学力の定着に向け、相互刺激・切磋琢磨の観点から多様な学習や活動を推進する。 【実績】 ・人権教育講座（全教職員）の実施	①継続 (1)人権教育の重要な柱の一つとして同和教育を推進し、教育における残された課題の解決に取り組む。 ・すべての児童、生徒自らが学習に対する意欲、関心を高め、より高い将来展望を持って、主体的に学習する態度の育成を図るとともに、とりわけ課題のある児童、生徒に対しては、個々の児童、生徒の置かれている状況や課題に照らした直接的なかわりや、保護者との連携を密にしていく。 ・同和地区児童、生徒一人一人の学力を向上させ、進路の保障を図るため、主体的な努力を引き出し、自己実現に向け、自立を支援していく。 (2) 家庭の状況に応じて、保護者自らが子どもの学力や進路の選択・決定にかかわれるよう、家庭の教育力の向上に向けたきめ細かな支援を推進する。 (3) 子どもへのかかわり方という視点から、教職員が自らの人権意識を振り返り、高めるための校内研修を計画的に推進する。 (4) コミュニティセンター併設の学習施設を有効に活用し、それぞれの地域実態や施設規模に応じて、主体的な学習態度の育成と基礎的・基本的な学力の定着に向け、相互刺激・切磋琢磨の観点から多様な学習や活動を推進する。 【実績】 ・人権教育講座（全教職員）の実施	教育委員会 学校指導課	①
8	外国人教育の推進	・民族の文化にふれる集い 日時：平成18年11月25日（土） 場所：京都こども文化会館（上京区） 内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童・生徒による、民族舞踊、民族楽器の演奏、歌・遊びの交流、児童・生徒の作品展示など 参加者：600人	①継続 (1) 外国人教育が民族差別の解消を目指す教育であるとともに、国や民族の違いを認め共に生きる国際協調の精神を養うことを目指す教育であることを再認識し、各校の実態に応じた重点目標を明らかにし、保護者啓発を含め組織的・計画的な取組を一層推進する。 (2) 外国人問題の歴史的経緯、現状と課題についての認識の深化と課題解決に向けた実践につながる研修の充実を図る。 (3) 外国の文化や伝統を理解させるとともに、様々な国の文化や伝統も理解し、それぞれの主体性を認め、互いに理解・尊重し、差別のない社会を目指して共に生きていこうとする態度を養う。 (4) 日本が古くから朝鮮半島と政治・経済・文化等で交流があったことなど、アジアの近隣諸国と日本の歴史的な関係をはじめ、世界の人々の交流の軌跡と現状についての正しい認識を培う。 (5) 市内にある民族学校や国際学校、外国の学校との継続的な交流を充実するとともに、留学生、海外在住経験者、外国人の保護者の協力を得た「民族の文化にふれる集い」等の外国の文化にふれる取組への参加を積極的に促す。 【実績】 社会科をはじめとする外国人教育に関連する単元等における指導や「民族の文化にふれる集い」や「ハングル講座」などの取組を通じて、様々な国や民族の文化・伝統を尊重する態度を育む。 ・人権教育講座（全教職員）の実施 民族の文化にふれる集い 日時：平成19年11月10日（土） 場所：京都こども文化会館（上京区） 内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童・生徒による、民族舞踊、民族楽器の演奏、歌・遊びの交流、児童・生徒の作品展示など	教育委員会 学校指導課	①
9	帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導	市内小中学校に在籍する中国帰国児童生徒や外国人児童生徒等に対し、言語や生活習慣等に配慮したきめ細かな指導を図るため、日本語教室の設置や日本語指導ボランティアの派遣を行う。 【実績】 日本語指導ボランティアの派遣 64校 95人（小・中学校合計）	①継続 市内小中学校に在籍する中国帰国児童生徒や外国人児童生徒等に対し、言語や生活習慣等に配慮したきめ細かな指導を図るため、日本語教室の設置や日本語指導ボランティアの派遣を行う。	教育委員会 学校指導課	①
10	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	だれもが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な題材等により基本的人権の尊重・擁護を訴えるもの。 京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校の生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集する。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。 【実績】 応募数：213校から5,232点 入賞：知事賞・市長賞・府教育長賞・市教育長賞：各1人 府市長会会長賞等：8人、優秀賞：35人、佳作：55人を選考 府内各地で「優秀作品展」を実施した。	①継続 京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）の主催の人権擁護啓発ポスターコンクールを、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校の児童・生徒を対象に実施する。	文化市民局 人権文化推進課 教育委員会 学校指導課	①
11	総合育成支援教育の推進	障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、全ての子どもたちがノーマライゼーション社会の実現の担い手として、互いに支えあい、成長するための基礎を培う。 【実績】 ◆総合支援学校における教育の推進 総合育成支援教育相談センター『育支援センター』（小・中学校等の子ども、保護者、学校への支援を行う）相談件数 2,414件 ◆育成学級等における教育の推進 市立学校231校416学級に育成学級を設置。設置要望のある学校の設置率は100%。対象児童生徒が在籍する学校全てに設置。 ◆障害のある子どもの支援体制の整備 ○総合育成支援教育の今後のあり方検討プロジェクト会議（学識経験者、保護者、学校関係者、専門家等構成され、今後の京都市の障害のある子どもの教育（総合育成支援教育）のあり方について調査・検討を行うとともに、具体的な取組について提言する） 9/25・3/12の2回開催	②改善等 ○全高等学校に総合育成支援教育主任及び総合育成支援教育委員会を設置 ○LD等通級指導教室設置校の拡大 16校→22校 ○実践研修資料「LD等支援の必要な子どもへの具体的な指導」（ビデオ）を市立学校・園及び関係機関へ配付し、積極的に校内研修等で活用するとともに、保護者・地域啓発にも活用していく。	教育委員会 総合育成支援課	①

		○小・中学校、幼稚園の支援体制の整備 ・全ての小・中学校、幼稚園に総合育成支援教育主任及び総合育成支援教育委員会を設置しており、校・園内全体での支援を進める。 ・ＬＤ等の発達障害のある子どもへの支援を行う「学校サポートチーム」（精神科医、心理学・教育学の専門家、総合育成支援教育の専門家等で構成）を設置し、通学区域の小・中学校等のＬＤ等の発達障害のある子どもへの指導をサポートする。 ○ＬＤ等通級指導教室設置校の拡大 ９校→１６校 ○ＬＤ等発達障害のある子どもへの適切な支援を取り入れた授業構築や具体的な支援のあり方を指導する実践研修資料「ＬＤ等支援の必要な子どもへの具体的な指導」（ビデオ）の制作 ◆研修 総合育成支援教育講座（基礎８回・応用４回）の実施			
12	「総合育成支援教育ボランティア養成講座」の開催	ノーマライゼーション理念の進展とともに、障害のある子どもが地域で学び、地域で生活する意義が社会に受け入れられつつある中、障害のある子どもに対するボランティア活動への関心も高まっている。 こうした中、総合支援学校の総合育成支援教育相談センター「育支援センター」の取組として、「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」と連携し、障害のある子どもへの支援を行うボランティアの養成講座を開催。 特に、保護者・地域の方に参画を求めることにより、地域ぐるみで総合育成支援教育を推進する気運を高める。 【実績】 ボランティア養成講座 延べ４０回開催、受講者数１３５人	①継続 ノーマライゼーション理念の進展とともに、障害のある子どもが地域で学び、地域で生活する意義が社会に受け入れられつつある中、障害のある子どもに対するボランティア活動への関心も高まっている。 こうした中、総合支援学校の総合育成支援教育相談センター「育支援センター」の取組として、「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」と連携し、障害のある子どもへの支援を行うボランティアの養成講座を開催。 特に、保護者・地域の方に参画を求めることにより、地域ぐるみで総合育成支援教育を推進する気運を高める。	教育委員会 総合育成支援課	①
13	「総合支援学校デュアルシステム」の推進	平成１７年度、高等部生徒一人一人の就職希望を実現するため、総合養護学校での授業と企業での長期的・計画的な実習を組み合わせ、企業が求める人材を育成するという新たな職業教育を構築するため、「京都市立総合養護学校版デュアルシステム研究会」を設置し、専門的見地から調査・検討を行ってきた。 その成果を基に、平成１８年度以降、「総合養護学校デュアルシステム推進ネットワーク」を設け、生徒の進路開拓に向けた取組を進めている。 【実績】 総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議 12/12・3/12の２回開催	①継続 平成１７年度、高等部生徒一人一人の就職希望を実現するため、総合養護学校での授業と企業での長期的・計画的な実習を組み合わせ、企業が求める人材を育成するという新たな職業教育を構築するため、「京都市立総合養護学校版デュアルシステム研究会」を設置し、専門的見地から調査・検討を行ってきた。 その成果を基に、平成１８年度以降、「総合養護学校デュアルシステム推進ネットワーク」を設け、生徒の進路開拓に向けた取組を進めている。	教育委員会 総合育成支援課	①
14	総合支援学校生徒の進路開拓をめざす「巣立ちのネットワーク」の取組の推進	企業就労・福祉就労等、総合支援学校生徒の進路先の開拓及び定着に向けて、教育、労働、福祉機関等が連携を密にし、生徒一人一人の障害の状態に応じた幅広い多様な進路の確保を目指し、啓発等の取組を推進する。 【実績】 「巣立ちのネットワーク」事務局会議 7/18・9/28・3/11の３回開催 障害のある市民の雇用フォーラム 11/5開催（出席団体数54）	①継続 企業就労・福祉就労等、総合支援学校生徒の進路先の開拓及び定着に向けて、教育、労働、福祉機関等が連携を密にし、生徒一人一人の障害の状態に応じた幅広い多様な進路の確保を目指し、啓発等の取組を推進する。	教育委員会 総合育成支援課	①
15	「出会いとふれあいのオープンスペース（総合支援学校・育成学級・通級指導教室見学会）」の実施	障害のある子どもたちの教育の場（総合支援学校・育成学級・通級指導教室）について、障害のある子どもを持つ保護者や就学前教育・保育を行っている幼稚園・保育所等職員を対象とした見学会を実施し、総合育成支援教育に対する理解を深める。 【実績】 6/13～6/27のうち９日間（12校）で実施 参加者302人	②改善等 障害のある子どもたちの教育の場（総合支援学校・育成学級・通級指導教室）について、障害のある子どもを持つ保護者や就学前教育・保育を行っている幼稚園・保育所等職員を対象とした見学会を実施し、総合育成支援教育に対する理解を深める。 会場校の拡大 12校→13校（ＬＤ等通級指導教室設置校1校増）	教育委員会 総合育成支援課	①
16	「みんなで遊ぼう！ワイワイ広場」の開催	障害のある子どもとない子どもが、一緒に活動し、学ぶことを通して、全ての子どもが共に理解し、支えあい、人権尊重の精神を身に付け、豊かな人間関係を築くことを目的として開催する。 【実績】 総合支援学校4校と小学校3校の計7校で延べ6日間開催 参加者数5,460人、要員・ボランティア1,091人	①継続 障害のある子どもとない子どもが、一緒に活動し、学ぶことを通して、全ての子どもが共に理解し、支えあい、人権尊重の精神を身に付け、豊かな人間関係を築くことを目的として開催する。 また、第20回記念として、総合支援学校4校と小学校3校の計7校で延べ7日間開催	教育委員会 総合育成支援課	①
17	小・中学校育成学級、総合支援学校大合同作品展「小さな巨匠展」の開催	小・中学校育成学級、総合支援学校で学ぶ子どもたちの作品を一同に集め、学習成果の発表の一環として展示し、障害のある子どもへの市民の理解・認識を深めるとともに、作品作りを通じて子どもの情操を豊かにし、学力向上に資することで、総合育成支援教育の振興を図る。 【実績】 1/31～2/3 京都市美術館別館で開催	①継続 小・中学校育成学級、総合支援学校で学ぶ子どもたちの作品を一同に集め、学習成果の発表の一環として展示し、障害のある子どもへの市民の理解・認識を深めるとともに、作品作りを通じて子どもの情操を豊かにし、学力向上に資することで、総合育成支援教育の振興を図る。	教育委員会 総合育成支援課	①
18	障害のある市民の生涯学習事業	障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施する。 【実績】 視覚に障害のある市民の成人講座の実施（通年） 発達に遅れのある市民の成人講座の実施（通年） 聴覚言語障害のある市民の成人講座の実施（通年）	①継続 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施する。	教育委員会 総合育成支援課	①
19	児童虐待に関する研修の実施	「子どもの最善の利益」への配慮を基本理念として、児童虐待を防ぎ、発見から再発防止に向けた支援の手を親子に差し伸べる必要がある。そのための各学校での教職員研修会の実施を促進するとともに、PTAや地域の方々に対する啓発を図る研修会等の開催を推進した。 【実績】 ・各校に対し、家庭支援・児童虐待防止への教職員手引書の活用を促した。 ・採用５年目教職員対象研修会を開催した。 ・６・８月に児童虐待をテーマに教職員対象の研修会を実施した。 ・児童相談所、子ども支援センター、警察署等の関係機関や地域の民生委員との連携の充実を図った。	①継続 「子どもの最善の利益」への配慮を基本理念として、児童虐待を防ぎ、発見から再発防止に向けた支援の手を親子に差し伸べる必要がある。そのための各学校での教職員研修会の実施を促進するとともに、PTAや地域の方々に対する啓発を図る研修会等の開催を推進する。 ・採用５年目教職員対象研修会の開催 日時：８月１日 場所：総合教育センター	教育委員会 生徒指導課	①

20	心の居場所づくり推進事業	子どもたちの「心の居場所」づくりのため、総合的な取組を実施する。 ○教育相談体制の整備 学校における教育相談機能の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置する。また、いわゆる「別室登校」の状況にある児童・生徒の相談相手、学習の補助者として「学びのパートナー」（学生ボランティア）を配置する。 ○不登校や問題行動のある児童・生徒等を対象とした事業の展開 人と人との交流の中で生活態度や学校の状況の改善を図り、人間関係づくり・集団づくりの更なる構築等を図るための体験活動や交流事業を行う「啫啄21・絆」の取組を、各校の実情に即して主体的に展開する。また、不登校の取組について意見交換・協議を行う「不登校児童・生徒適応支援連携協議会」や「不登校フォーラム」等を開催する。 ○不登校の子どもたちの新たな学びの場として平成16年10月に開校した「洛風中学校」の教育活動の充実を図る。 ○いじめ問題への取組 ・「いじめ対策プロジェクトチーム」の設置 プロジェクトチームに専用電話「いじめ問題サポートライン」を設置し、関係各課の情報共有と早急な対応実施を行う。 ・いじめ相談ホットラインの24時間化 ○不登校相談支援センターの設置 不登校の子どもたちの活動の場である、教育支援センター「ふれあいの杜」への入級や、不登校生徒の学習支援を目的とした「洛風中学校」,「洛友中学校」への転入学をはじめとする様々な選択肢の中から、一人一人の状況と最も望ましい支援方法について、学校・保護者とともに検討していく。 【実績】 ・「スクールカウンセラー」の配置：113校 ・「学びのパートナー」の配置：76校 94名 ・「啫啄21・絆」の取組：60校で実施した。 ・不登校フォーラム開催 日：12/23 参加者：100人 内容：グループ討論会、パネルディスカッション ・調査実践研究 民間のフリースクールと連携した調査実践研究を実施した。	②改善等 ・学びのパートナーの配置：配置校の拡大 ・スクールソーシャルワーカーの設置 ・連携フリースクールを2校から3校に拡大 （継続） ・スクールカウンセラーの配置 ・不登校フォーラム 内容：未定 日時：12月中旬予定 ・「啫啄21・絆」の取組：30校実施予定 ・調査実践研究	教育委員会 生徒指導課	①
21	健康教育の推進	子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。 (1)児童・生徒のセルフエスティーム（自尊感情や自己肯定感）の向上を図る。 (2)児童・生徒の「自己実現」を目指し、個と個をつなぐ集団づくりの取組を推進する。 (3)「学習を行動に結びつけるスキル」を獲得させるための取組を推進する。 (4)児童・生徒の「心と体の健康」を支援する活動を推進する。 (5)様々な感染症について、人権尊重の視点に立った指導をする。 【実績】 「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の充実（研究指定校4校） 教職員研修会の開催 保健主事研修会（指名研修）	①継続 子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。 (1)児童・生徒のセルフエスティーム（自尊感情や自己肯定感）の向上を図る。 (2)児童・生徒の「自己実現」を目指し、個と個をつなぐ集団づくりの取組を推進する。 (3)「学習を行動に結びつけるスキル」を獲得させるための取組を推進する。 (4)児童・生徒の「心と体の健康」を支援する活動を推進する。 (5)様々な感染症について、人権尊重の視点に立った指導をする。	教育委員会 体育健康教育室	④
22	学校における性教育・エイズ教育の推進	授業研修会を実施し、 (1) 児童・生徒にエイズについての正しい認識をもたせる。 (2) 人権尊重の観点に立ったエイズ教育を推進する。 (3) 児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれるエイズ教育の系統的な指導体系を確立する。 【実績】 各校において、「性教育・エイズ教育指導資料」を活用した校内研修や性教育・エイズ教育の取組を年間計画に位置付け、実践した。また、文部科学省の委託事業である「性教育の指導に関する実践推進事業」を実施し、教職員等への研修会の開催等を通じて、発達段階に応じた効果的な指導方法を教職員等へ指導する指導者の育成を行った。	①継続 19年度と同様 *平成20年度は文部科学省の委託を受けていないが、引き続き教職員等への研修会を実施する。	教育委員会 体育健康教育室	④
23	生涯学習情報ネットワークシステムの運営	人権問題等社会的課題を含めた生涯学習に関する情報を、インターネット及び携帯電話サービスなどにより提供し、市民の生涯学習活動を支援する。 情報内容：学習機会（各種講座、イベント等）、施設（博物館施設、生涯学習関連施設等）など また、電子メール（メールマガジン）でも学習機会情報を発信した。 【実績】 所属HPへのアクセス件数：18,400件	①継続 19年度と同様 なお、インターネットによる情報検索システムを更新し、より多くの情報を提供する。	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	①
24	生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度	生涯学習アドバイザーは、地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育団体への助言・指導を行う。特別社会教育指導員は、PTA、地域女性会、その他社会教育関係団体などで諸活動が展開される際の講師、助言者、司会者などとして活躍している。 【実績】 委嘱者 生涯学習アドバイザー17人、特別社会教育指導員76人	①継続 ＜19年度委嘱者＞ 生涯学習アドバイザー15人、特別社会教育指導員77人	教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進担当	①
25	各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等 人権学習会の開催	各家庭の教育力の向上のため、家庭や地域で、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等（家庭教育学級（幼・小・中・総）等）や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施をした。 19年度実績集計＜未＞	①継続 各家庭の教育力の向上のため、家庭や地域で、「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等（家庭教育学級（幼・小・中・総）等）や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施をする。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当	①

26	京都市PTAフェスティバル	全市のPTA会員が、校種間の垣根を越えて広く集える手作りのイベントを開催することにより、本市のPTA活動の活性化を図る。親が子どもたちと一緒に遊んで、学ぶことを通して、家庭・地域の教育力向上を図った。 【実績】 開催日 平成19年12月8日(土) 会 場 国立京都国際会館イベントホール テーマ 「命〜かけがえのないものを見つめて〜」 参加者 約20,000人 内 容 開会セレモニー(幼稚園児のコーラス 等) ステージイベント (PTAによるステージ発表、中P連シャベリ場 等) ブースコーナー (Pフェス10年の歩み、中P連、PTA・おやじの会自慢、PTA壁しんぶん 等)	②見直し 全市のPTA会員が、校種間の垣根を越えて広く集える手作りのイベントを開催することにより、本市のPTA活動の活性化を図る。親が子どもたちと一緒に遊んで、学ぶことを通して、家庭・地域の教育力向上を図る。 開催日 平成20年12月13日(土) 場 所 国立京都国際会館 イベントホール 内 容 今まで以上のPTA活動の活性化を図るため、 実行委員会で内容を精査・検討する予定。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
27	識字展の開催	1990年の「国際識字年」の意義をふまえ、世界及びわが国、とりわけ京都市における識字問題の現状、識字の重要性、識字の取組などについて展示を行い、識字が基本的人権に関わる重要な問題であり、単に読み書きの習得に止まらず、人間としての尊厳を保障するための大切な営みであることを、広く市民の皆さんに訴えるために開催した。 【実績】 第18回識字展 ※京都市PTAフェスティバルと同時開催 ○日時 平成19年12月8日(土) 11:00~15:00 ○会場 国立京都国際会館 イベントホール ○内容等 ①人権問題の啓発(パネル展示) ②障害のある人々の学習活動 ③識字学級の紹介(作文・学習風景紹介) ④二部(夜間)学級の紹介 ⑤京都市の外国人教育について ⑥世界の識字問題について ⑦書籍展示 ・リーフレット作成部数 5,700部 ・ポスター作成部数 1,100部 (参考)同時開催 「第9回京都市PTAフェスティバル」の参加者数 約20,000人	①継続 1990年の「国際識字年」の意義をふまえ、世界及びわが国、とりわけ京都市における識字問題の現状、識字の重要性、識字の取組などについて展示を行い、識字が基本的人権に関わる重要な問題であり、単に読み書きの習得に止まらず、人間としての尊厳を保障するための大切な営みであることを、広く市民の皆さんに訴えるために開催する。 第19回識字展 ※京都市PTAフェスティバルと同時開催 ○日時 平成20年12月13日(土) 11:00~15:00 ○会場 国立京都国際会館 イベントホール ○内容 京都市PTAフェスティバル会場にコーナーを設け、識字学級・郁文中学校の二部(夜間)学級・京都市の外国人教育・世界の識字問題・障害のある人々の学習活動等の作品やパネル等を展示する。 ○その他 入場無料、事前申込み不要	教育委員会 生涯学習部 女性青年担当	①
28	人権啓発展示パネルの作成・貸出	学校・幼稚園における憲法月間・人権月間での取組をはじめ、学校・幼稚園行事の機会に掲示するためのパネルを作成・貸出を行い、保護者啓発資料として活用した。 【実績】 利用校・園・機関数 7件 述べ鑑賞者数 約26,000人	①継続 学校・幼稚園における憲法月間・人権月間での取組をはじめ、学校・幼稚園行事の機会に掲示するためのパネルを作成・貸出を行い、保護者啓発資料として活用する。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
29	親と子のこころの電話相談員の養成	子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。 【実績】 研修会 104回 13期生養成講座・実習訓練修了者 12名 相談件数 1,100件	①継続 子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。	教育委員会 生涯学習部 社会教育担当	③
30	温もりの電話相談員の養成	京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指した。 【実績】 ○相談員全体研修会 2回開催(8月, 1月) ①「精神疾患への理解について」 講師: 藤田 光恵氏(内科・心療内科医師) ②「「温もりの心」の伝え方 〜電話相談員の基本的心得の再点検〜」 講師: 松木 繁氏(臨床心理士) ○相談員自主研修会 2回開催11月, 3月) 実際の相談事例を挙げてのロールプレイ、話し合い等。 スーパーバイザー: 松木繁氏(臨床心理士) 内藤みちよ氏(臨床心理士) ○スーパーバイザーの委嘱 松木繁氏(臨床心理士)、内藤みちよ氏(臨床心理士) ○平成19年度相談件数 726件 ○開設〜平成19年度相談件数(累計) 7,656件	①継続 京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。 ○相談員全体研修会 2回開催 ○相談員自主研修会 2回開催 ○スーパーバイザーの委嘱	教育委員会 生涯学習部 女性青年担当	③
31	憲法月間・人権月間におけるPTA街頭啓発・パレード	市民に人権の尊さと呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進するため、憲法月間・人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布及びパレードによる街頭啓発活動を支援した。 【実績】 (1)人権啓発パレード(憲法月間) 日 程 平成19年4月21日(土) 場 所 京都市役所前〜円山公園 参加者 約500人 (2)PTA街頭啓発(人権月間) 日 程 平成19年12月1日(土) 場 所 市内約30ヶ所 参加者 約1,600人	②見直し 市民に人権の尊さと呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進するため、憲法月間・人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布及びパレードによる街頭啓発活動を支援する。 活動目的の徹底、他団体との幅広い連携等により、より充実した取組を行う。 (1)人権啓発パレード(憲法月間) 日 程 平成20年4月19日(土) 場 所 京都市役所前〜円山公園 参加者 約500人 ※充実点 ・啓発物品配布場所の増加(3カ所→4カ所) (2)PTA街頭啓発(人権月間) 日 程 平成20年12月6日(土) 場 所 市内約30ヶ所	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①

32	人権行政に関する情報の職員への提供	職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行った。 【実績】 (1) 人権啓発冊子 「子どもが見る目・子どもを見る目3」の配布2,000部 (2) 人権啓発視聴覚教材の購入 人権映画:5本	①継続 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。 ○「人権啓発映画」の購入	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
33	家庭教育新聞の発行	家庭・地域教育の充実と振興のため、全市の保護者を対象に家庭教育新聞「あしたのために」を発行した。教育問題や人権問題に関する情報提供を行っている。また、「クロスワードパズル」など親子で楽しめる企画や子どもを健やかに育むためのインタビューも掲載し、教育情報誌としての充実も図っている。 【実績】 ・発行回数:年6回(175号～180号) ・配布先:全市立幼稚園・小・中・高・総合支援学校、私立・国立幼稚園、私立・国立小・中学校及び市内全保育所の保護者のほか、図書館・区役所等市関係施設。 ・発行部数:各170,000部	①継続 家庭・地域教育の充実と振興のため、全市の保護者を対象に家庭教育新聞「あしたのために」を発行した。教育問題や人権問題に関する情報提供を行っている。また、「クロスワードパズル」など親子で楽しめる企画や子どもを健やかに育むためのインタビューも掲載し、教育情報誌としての充実も図る。 ・発行予定回数:6回(181号～186号) ・発行予定部数:各170,000部	生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
34	家庭教育学級の実施	保護者を対象に学習会を実施。基本的倫理観、生活習慣、社会的マナーを中心にテーマを組み、家庭での教育力充実を図った。 また、保護者が人権問題に対する正しい知識と認識を深めて、家庭や地域で子どもに正しい教育が行われるように、各実施校の学習会のうち1回は人権学習会とする方針を継続した。 【実績】 ・対象:幼稚園、小学校、総合支援学校(小中併設校は除く) ・実施回数:各校年間2回以上(うち1回は人権に関する講座を実施)	②見直し 「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切に する家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会を開催する。 対象:全ての幼稚園、小学校、中学校、総合支援学校 実施回数:年間1回以上	生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
35	人づくり21世紀委員会	子どもたちのために大人としてなにができるか考え、行動することを目的に、市内101の幅広い団体が参画しており、19年2月に制定された「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現を目指して、子どものいのちに関わる緊急課題である「薬物」「エイズ」「虐待」「インターネット・携帯電話の弊害」等の解決に向けて取組を進めている。 ○連続講座の開催 内容:全3回の講座 日時:19年10月～20年5月 場所:市総合教育センター他 参加者:延べ1,150人 ○人づくりフォーラムの開催 内容:参画団体、行政区の取組報告 日時:19年12月22日 場所:国立京都国際会館 参加者:2,500人 ○各行政区実行委員会での 取組内容:研修会、中学生とのしゃべり場、上記憲章普及に向けた取組 参加者:8,915人	①継続 子どもたちのために大人としてなにができるか考え、行動することを目的に、市内101の幅広い団体が参画しており、19年2月に制定された「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現を目指して、子どものいのちに関わる緊急課題である「薬物」「エイズ」「虐待」「インターネット・携帯電話の弊害」等の解決に向けて取組を推進する。 ・「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現に向けた取組の推進 ・上記憲章の理念の普及、子どもを取り巻く緊急課題の課題解決に向けた連続講座の開催 ・人づくりフォーラムの開催 日時:21年2月14日 内容:未定 場所:国立京都国際会館(予定)	生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	①
36	教職員研修(教職員の職務別・経験年次別研修)	学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・力量の向上を図った。 ①職務別・経験年次別研修 人権教育主任、同和教育主任、外国人教育主任、男女平等教育主任、事務職員、事務員、採用1年目・3年目・5年目教員別に実践発表及び協議形式等による研修を実施した。 ②「人権教育講座」 全教職員を対象に「<学校における>人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、「男女平等教育」「総合育成支援教育」「同和教育」「外国人教育」等をテーマとした研修を5回実施した。	①継続 学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・力量の向上を図る。 ①職務別・経験年次別研修 人権教育主任、同和教育主任、外国人教育主任、男女平等教育主任、事務職員、事務員、採用1年目・3年目・5年目教員別に実践発表及び協議形式等による研修を実施する。 ②「人権教育講座」 全教職員を対象に「<学校における>人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、「男女平等教育」「総合育成支援教育」「同和教育」「外国人教育」等をテーマとした研修を実施	教育委員会 総合教育センター	④
37	校・園内研修の実施	自校・園における人権教育の確立・推進を図るため、各校・園において人権教育に関する研修を計画的に実施した。	学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する管理職としての資質・力量の向上を図った。	教育委員会 総合教育センター	④
38	校長・園長・教頭・事務長研修	学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する管理職としての資質・力量の向上を図った。	学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する管理職としての資質・力量の向上を図った。	教育委員会 総合教育センター	④
39	教職員の教育研究団体研修への支援	同和教育、外国人教育等の教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援し、学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進した。	①継続 同和教育、外国人教育等の教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援し、学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。	教育委員会 総合教育センター	④
40	参加型研修を採り入れた効果的な研修の実践	受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるために、職務別研修などについて、受講者参加型の研修を実施した。	①継続 受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるために、職務別研修などについて、受講者参加型の研修を実施する。	教育委員会 総合教育センター	④
41	教育研究資料・教育関係図書	本市教職員及び市民を対象に、人権に対する意識の高揚を図るために、人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出を行った。	①継続 本市教職員及び市民を対象に、人権に対する意識の高揚を図るために、人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出を行う。	教育委員会 総合教育センター	①

42	教育相談総合センターでの教育相談	(1)カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を受けている。 対象：市内在住の児童・生徒とその保護者 相談時間：月～金10時～21時 土9時～17時(第2・第4水曜日、祝日、年末年始は休館) (2)日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりがあるときに気軽に相談できる体制を構築する	①継続 (1)カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談を行う。 対象：市内在住の児童・生徒とその保護者 相談時間：月～金10時～21時 土9時～17時(第2・第4水曜日、祝日、年末年始は休館) (2)日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりがあるときに気軽に相談できる体制を構築する。	教育委員会 教育相談総合センター	③
43	不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり	(1)ふれあいの杜 個別カウンセリング、小集団体験活動、学習(教科)活動を通して、不登校児童・生徒が新たな人間関係を築く中で、学校生活に適應し、自立心に富み、いきいきとした生活が送れるようになることを目指す。 平成19年度においては、従来から開設していた「こどもパトナ学習室」及び「伏見学習室」に加え、新たに11月に「北学習室」を開設した。 ※ 開設日…月・火・木・金曜(水曜は登校にチャレンジする日) (2)オープンウィンターキャンプ 京都市内の小・中学生で、長期にわたり、継続・断続して学校を欠席している不登校児童・生徒たちが、自然とふれあい、また目標に向かって活動を進めることにより普段では経験できない達成感を体験することにより、子どもたちの自立を目指す事業。 また、集団宿泊活動をおとして、基本的な生活習慣の定着や人間関係の更なる構築を図る。 【実績】 ・ ふれあいの杜「こどもパトナ学習室」 在級状況 72名(男 34名 女 38名) ・ ふれあいの杜「伏見学習室」 在級状況 15名(男 7名 女 8名) ・ オープンウィンターキャンプ 活動内容：雪遊び、星空観察など 日時：3月5日～7日 場所：花背山の家	②改善等 平成20年4月に新たにふれあいの杜「西大路御池学習室」及び「四條大宮学習室」を開設した。	教育委員会 教育相談総合センター	①
44	「こどもみらい館」における事業の推進	乳幼児の健やかな育成を図るため、相談・研究・研修・情報発信・子育て支援ネットワークの構築の5機能を備え、保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」として取組を行うなど、全国的に類の見ない子育て支援の中核施設としての役割を果たす。 【実績】 ・ 子育てなんでも相談(対面相談2,122件、健康相談90件、電話相談956件) ・ 子育てセミナー(12回) ・ 子育てパワーアップ講座(53回) ・ 子育て井戸端会議(68回) ・ 子育て図書館の運営(貸出点数177,977点) ・ 館長の井戸端サロン(1)	①継続 乳幼児の健やかな育成を図るため、相談・研究・研修・情報発信・子育て支援ネットワークの構築の5機能を備え、保育所・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」として取組を行うなど、全国的に類の見ない子育て支援の中核施設としての役割を果たしていく。	教育委員会 子育て支援総合センターこどもみらい館	①
45	ゴールデン・エイジ・アカデミーの開催	京都市在住の方、または京都市内に通勤・通学の方を対象に、歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を実施する。毎週、金曜日に生涯学習総合センターで開催し、同時に生涯学習総合センター山科で中継を行う。 【実績】 ＜人権月間特別企画＞ 内容：講演会 「いま、なぜ子どもを共に育む京都市民憲章なのか？ ーこころを使って生きる暮らしを求めてー」 講師：京都大学大学院教授・京都市教育委員 藤原 勝紀 日時：12月7日(金) 参加者：354人(うち山科中継分43名)	①継続 京都市在住の方、または京都市内に通勤・通学の方を対象に、歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を実施する。毎週、金曜日に生涯学習総合センターで開催し、同時に生涯学習総合センター山科で中継を行っていく。 人権月間特別企画 内容：講演会 演題：未定 講師：未定 日時：未定	教育委員会 生涯学習総合センター事業課	①
46	人権問題啓発映画試写会・説明会	新着の人権問題啓発映画の紹介を兼ねて、人権研修や保護者を対象とした人権問題の啓発に資することを目的として、市立幼・小・中・高・総合支援学校の教職員及びPTA役員を対象に実施する。講師は教育委員会生涯学習アドバイザーが務める。 【実績】 人権問題啓発映画 内容：日時：6月11日(月)「この空の下で」「人権の扉をひらく」 内容：日時：6月20日(水)「人権感覚のアンテナって？」 「セッちゃん」 参加者：286人	①継続 新着の人権問題啓発映画の紹介を兼ねて、人権研修や保護者を対象とした人権問題の啓発に資することを目的として、市立幼・小・中・高・総合支援学校の教職員及びPTA役員を対象に実施する。講師は教育委員会生涯学習アドバイザーが務める。 (内容未定)	教育委員会 生涯学習総合センター 視聴覚課	④
47	人権問題啓発映画の貸出	あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める目的で制作された映画・ビデオの貸出を行い、市立学校(園)の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用する。 【実績】 貸出本数189本	①継続 あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める目的で制作された映画・ビデオの貸出を行い、市立学校(園)の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用を進める。 (内容未定)	教育委員会 生涯学習総合センター 視聴覚課	①

48	人権問題関連 図書の展示と 貸出	市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深め、その解決に向けての行動につながるよう、人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 【実績】 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・中央図書館のみ… 9月：識字関連図書の展示と貸出し	①継続 市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深め、その解決に向けての行動につながるよう、人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 【実績】 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・中央図書館のみ… 9月：識字関連図書の展示と貸出し	教育委員会 各図書館	①
49	人権研修の実 施	年度当初に職場研修の実施計画を策定し、所属職員の人権意識の高揚に向けた研修を実施する。また、希望者を対象とした研修を実施する。 【実績】 同和問題、障害者問題など5講座を設置し、教育委員会事務局全職員を対象に選択受講制をとり個人の業務関心にあわせて人権問題を考察する研修を実施。教育委員会事務局職員のほぼ全員が参加。	①継続 年度当初に職場研修の実施計画を策定し、所属職員の人権意識の高揚に向けた研修を実施する。また、希望者を対象とした研修を実施していく。	教育委員会 総務課	④
50	職務別職員人 権研修	職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相應する役割の自覚を促す。 【実績】 憲法月間（5月）・人権月間（12月）など市全体として人権啓発活動が行われる時期にあわせ、全所属において人権意識の高揚に向けた研修を実施。	①継続 職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相應する役割の自覚を促す。	教育委員会 総務課	④